研究ノート

京本店元〆市川忠三郎奉公履歴（続）

――別宅時代（天保七年～慶応元年）――

西坂　靖

はじめに
一　後見期（四〇歳～四三歳）
二　名代期（四四歳～四六歳）
三　勘定名代期（四七歳～五〇歳）
四　元方掛名代期（五一歳～五五歳）
五　加判名代期（五六歳～五九歳）
六　元〆期（六〇歳～六九歳）
むすびにかえて

はじめに

本稿は、前稿[1]に引き続いて、幕末の三井越後屋京本店において、手代の最高位である元〆役を勤めた市川忠三郎を対象に、その奉公人としての人生を跡付けることを試みたものである。

市川忠三郎の五六年にわたる奉公人人生は、店に住み込んで働いていた前半の時期（住み込み時代）と、別宅（宿持）の重役手代として店に通勤していた後半の時期（別宅時代）とに、大きく二分されるが、本稿では、後半の別宅時代を扱う（第1表参照）。

越後屋の奉公人に関する研究は、これまでは、住み込みの手代を中心に進められてきており、別宅手代については、十分に明らかにされているとはいえない[2]。その解明に資する材料を提供することも本稿の課題の一つである。

検討の主たる素材は、前稿と同様、京本店が継続的に作成した帳簿類であり、特に店日誌である「名代言送帳[3]」を中心とする。このほかに、証文・願書類も交えて検討する。これらの史料に、市川忠三郎の個人名があらわれる事例を、網羅的にピックアップする。そして、そこからうかがえる市川忠三郎の奉公の実態を、一年ごとに検討してそれを積み上げる形で、いわば年代記風にあきらかにしていく。以下では、別宅手代の職階の上昇にあわせ、後見の時期（四〇歳～四三歳）、名代の時期（四四歳～四六歳）、勘定名代の時期（四七歳～五〇歳）、元方掛名代の時期（五一歳～五五歳）、加判名代の時期（五六歳～五九歳）、元〆の時期（六〇歳～六九歳）に区分して、検討していく。

なお史料は、末尾に一括して掲載することとする。ただし「名代言送帳」に記載された記事のうち、①月番・外用などの月ごとの当番、②半年ごとの店卸し、③元方寄会への出席、④法事・葬儀等の仏参については、紙幅の関係から、

史料の翻刻は行わず、別途、表にまとめて済ませることとした。

（1）西坂靖「京本店元〆市川忠三郎奉公履歴―住み込み時代―」（『三井文庫論叢』三九号、二〇〇五年）。

（2）『三井事業史』では、享保期の京本店・京両替店等の元〆・名代層について、住んでいた町と営んでいた商売に関する説明がある（『三井事業史　本篇一』二六一・二六二ページ、一九八〇年）。賀川隆行『近世三井経営史の研究』（吉川弘文館、一九八五年）では、文政初年の宿持手代（別宅手代）の役料の銀額が紹介されている（三三〇ページ）。また三井文庫の『第四回史料展示会目録』（一九八六年）の解説において、十八世紀後半に江戸向店の元〆役を勤めた松島多助（林右衛門）について昇進の過程等が紹介されている。このほか、樋口知子「別家手代の遺言状と跡式関係史料」（『三井文庫論叢』一八号、一九八四年）では、寛保元年（一七四一）から天保五年（一八三四）にかけての時期で、合計二一通の別宅手代の遺言状が紹介されている。同「越後屋別家上嶋家文書」（『三井文庫論叢』二九号、一九九五年）では、十九世紀前半に京本店の元〆役を勤めた上嶋七郎兵衛の史料も含めて紹介がなされている。

（3）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別一七七三～一七八〇）。筆跡等から勘案すると、内月番を担当した支配役の手代が記したものとみられる。

一　後見期（四〇歳～四三歳）

天保七申年（一八三六）四〇歳・二七年目

［席次］「店々人数帳」[1]に記載された一月の時点の、京本店における席次は六番目である。忠三郎の上位には、白瀬新右衛門（元方掛名代）、松山喜十郎（勘定名代元方見習）、中塚徳次郎（名代）、山下甚蔵（後見）、中井茂兵衛（後見）が

年　月	年齢・勤務年数	職　階	(店内席次)			
嘉永５年(1852)	56歳・43年目	加判名代	(３位)	手代	名目役	別宅（本稿検討範囲）
嘉永６年(1853)	57歳・44年目		(３位)			
安政元年(1854)	58歳・45年目		(３位)			
安政２年(1855)	59歳・46年目		(３位)			
安政３年(1856)	60歳・47年目	元〆	(２位)			
安政４年(1857)	61歳・48年目		(１位)			
安政５年(1858)	62歳・49年目		(１位)			
安政６年(1859)	63歳・50年目		(１位)			
万延元年(1860)	64歳・51年目		(１位)			
文久元年(1861)	65歳・52年目		(１位)			
文久２年(1862)	66歳・53年目		(１位)			
文久３年(1863)	67歳・54年目		(１位)			
元治元年(1864)	68歳・55年目		(１位)			
慶応元年(1865)	69歳・56年目		(１位)			

出所）「店々人数留」(三井文庫所蔵史料　本1092～1098)。

注）1. 店内席次は一月の時点のものを示す。「－」は史料の欠如を示す。

2. 年次途中に昇進した場合は，新しい職階をその年次の職階として示した。

いる。

［名代言送帳からうかがえる動向］「名代言送帳」によれば、一月一九日、京本店での節内祝の際、三井家同族および元方掛名代をはじめとする別宅手代たちが居並ぶ中で、京本店の手代たちに対し、名目役替えが申し渡された。忠三郎の後見格への昇進もその場で申し渡されている。これにより忠三郎は、住み込みの地位を脱して、別宅手代の仲間入りすることとなった。奉公人としての経歴に一区切りをつけることとなり、望性銀として銀二三貫目が申し渡されている。(2) ただし、すぐに京本店を出て自分の居宅を持つわけではなく、しばらくは京本店に住み込みを続けている。

後見格になったことによる新規の仕事として登場するのは、紀州藩の年賦調達講関係の用務、および江戸勤番である。

このうち紀州藩の年賦調達講は、三井家が世話方を勤めるものであり、本店一巻も関係している。(3) 三月一八日に初回が開かれ、忠三郎は、松山喜十郎（勘定名代元方見習）などとともに出席し、「勘定場取〆」を勤めている。忠三郎

第１表　市川忠三郎の職階と店内席次の変遷
（文化８年～慶応元年）

年　　月	年齢・勤務年数	職　階	（店内席次）			
文化８年（1811）	15歳・２年目	丸　額	（116位）	子供		住み込み（前稿検討範囲）
文化９年（1812）	16歳・３年目		（103位）			
文化10年（1813）	17歳・４年目	角前髪	（91位）			
文化11年（1814）	18歳・５年目		（81位）			
文化12年（1815）	19歳・６年目	初　元	（72位）	手代	初元	
文化13年（1816）	20歳・７年目		（65位）			
文化14年（1817）	21歳・８年目		（59位）			
文政元年（1818）	22歳・９年目	平	（52位）		平	
文政２年（1819）	23歳・10年目		（45位）			
文政３年（1820）	24歳・11年目		（41位）			
文政４年（1821）	25歳・12年目		（38位）			
文政５年（1822）	26歳・13年目	相談役	（32位）			
文政６年（1823）	27歳・14年目	平筆頭	（28位）			
文政７年（1824）	28歳・15年目	上　座	（27位）		名目役	
文政８年（1825）	29歳・16年目		（24位）			
文政９年（1826）	30歳・17年目		（22位）			
文政10年（1827）	31歳・18年目	役　頭	（20位）			
文政11年（1828）	32歳・19年目		（18位）			
文政12年（1829）	33歳・20年目		（16位）			
天保元年（1830）	34歳・21年目	組　頭	（15位）			
天保２年（1831）	35歳・22年目		（12位）			
天保３年（1832）	36歳・23年目		（ — ）			
天保４年（1833）	37歳・24年目	支　配	（８位）			
天保５年（1834）	38歳・25年目		（８位）			
天保６年（1835）	39歳・26年目		（６位）			
天保７年（1836）	40歳・27年目	後見格	（６位）			別宅（本稿検討範囲）
天保８年（1837）	41歳・28年目	後　見	（５位）			
天保９年（1838）	42歳・29年目		（４位）			
天保10年（1839）	43歳・30年目		（４位）			
天保11年（1840）	44歳・31年目	名　代	（ — ）			
天保12年（1841）	45歳・32年目		（ — ）			
天保13年（1842）	46歳・33年目		（ — ）			
天保14年（1843）	47歳・34年目	勘定名代	（ — ）			
弘化元年（1844）	48歳・35年目		（ — ）			
弘化２年（1845）	49歳・36年目		（ — ）			
弘化３年（1846）	50歳・37年目		（ — ）			
弘化４年（1847）	51歳・38年目	元方掛名代	（４位）			
嘉永元年（1848）	52歳・39年目		（４位）			
嘉永２年（1849）	53歳・40年目		（３位）			
嘉永３年（1850）	54歳・41年目		（３位）			
嘉永４年（1851）	55歳・42年目		（３位）			

は、こののち紀州藩と京本店とのパイプ役を勤めることになる。

江戸勤番は、本店一巻の本店格である京本店の別宅手代が、江戸店の監督に出向く、長期出張である。忠三郎は、出発に先立って、五月一〇日の昼に「立振舞」として本膳を出され、盃を交わしている。「賄方永代帳」によると餞別として店から金三〇〇疋、別宅手代五人から銀五両がおくられている。(4)

五月一六日、雨降る中を、中井茂兵衛（後見）らに見送られ出発した。木曽路を通って、江戸に到着したのは六月一日であった。江戸での活動に関しては、九月二三日から一〇月九日まで八王子に下って「山方見繕」を行っていることが記されている。

「名代言送帳」にみられる、住み込みの支配時代から引き続く仕事としては、①月番・外用などの月ごとの当番、②半年ごとの店卸しの部署分担、③元方寄会への出席、④上之店など店々の勘定目録の押切り、⑤上京してきた江戸・大坂店の手代の応接、⑥寺社参詣、⑦法事・葬儀等の法事・葬儀等の仏参などがある。

①月々の当番は、京本店の組頭以上の手代が勤めるもので、月ごとに月番・内月番・外用を分担している。第2表は、後見の時期における忠三郎の担当を示したものである。この年については、一月に「内月番」、三月に「月番」、五月に「外用」を勤めている。内月番は支配役までの者が勤めるものとみられ、後見格に昇進した二月以降は勤めなくなっている。月番・外用のいずれにも当たらない月があるが、その月に仕事をしていないわけではない。

②店卸しは、一年に二度、京本店の組頭以上の手代が部署を分担して勤めている。分担部署は職階の上昇に応じてかわり、賄方を振り出しに、最高位の手代になると唐物方を担当する。第3表は、別宅手代の時期における忠三郎の部署の分担をまとめたものである。この年は、一月四日に誂方を担当している。

③元方寄会は、ひと月に二回開催される大元方の寄会であり、京本店からは組頭以上の手代が、分担して出席している。

第4表は後見の時期における忠三郎の出席状況を示したものである。この年については、三月一六日の月並寄会に出席しているだけである。

④店々の勘定目録の押切りについては、三月一二日に紅店、三月二〇日には上之店、四月一九日には勘定場の目録押切りを、支配の手代とともに勤めている。

⑤江戸・大坂店の手代が上京してきた際の応接の仕事としては、三月二九日は大坂本店の坂部半右衛門（元方掛名代）、四月二一日には江戸向店の瀧鼻弥次郎（通勤支配）を三井家同族宅などに案内している。

⑥忠三郎による寺社の参詣は、この年の「名代言送帳」には記録されていない。

第2表　市川忠三郎の当番勤務（後見期）

年	月	担当	職階	年	月	担当	職階
天保7年	1月	内月番	後見格	天保9年	2月	一	後見
	2月	一			3月	外用	
	3月	月番			4月	月番	
	4月	一			閏4月	一	
	5月	外用			5月	外用	
	6月	勤番			6月	月番	
	7月	勤番			7月	一	
	8月	勤番			8月	外用	
	9月	勤番			9月	月番	
	10月	勤番			10月	外用	
	11月	勤番			11月	一	
	12月	勤			12月	月番	
天保8年	1月	勤番	後見	天保10年	1月	外用	
	2月	勤番			2月	一	
	3月	勤番			3月	月番	
	4月	月番			4月	外用	
	5月	外用			5月	一	
	6月	一			6月	月番	
	7月	月番			7月	外用	
	8月	一			8月	月番	
	9月	一			9月	外用	
	10月	一			10月	月番	
	11月	外用			11月	一	
	12月	一			12月	一	
	1月	月番			1月	月番	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1773，1774）。
注）担当欄の「－」は当番勤務にあたっていないことを示す。

⑦法事・葬儀等の仏参も、この年の「名代言送帳」には見られない。後見の時期の仏参をまとめたのが第5表である。

［報酬その他］前述したように、後見格通勤に昇進したことに伴い、望性銀として銀二三貫目が申し渡された。これは、支配退役の望性銀としては最高レベルといえる額である。忠三郎に対する高い評価のあらわれと言え

第３表　店卸における市川忠三郎の担当部署（天保７年～文久３年）

年	月　日	担当部署	職階	年	月　日	担当部署	職階
天保７年	１月４日	誂方	後見	嘉永３年	１月４日	西陣方	元方掛名代
	７月17日	―			７月17日	―	
天保８年	１月４日	―		嘉永４年	１月４日	西陣方	
	７月17日	染物方			７月17日	西陣方	
天保９年	１月４日	西陣方		嘉永５年	１月４日	西陣方	
	７月17日	染物方			７月17日	絹加賀方	加判名代
天保10年	１月４日	染物方		嘉永６年	１月４日	西陣方	
	７月17日	西陣方			７月17日	西陣方	
天保11年	１月４日	染方		安政元年	１月４日	―	
	７月17日	染物方	名代		７月17日	唐物方	
天保12年	１月４日	染物方		安政２年	１月４日	絹方	
	７月17日	西陣方			７月17日	絹方	
天保13年	１月４日	染物方		安政３年	１月４日	唐物方，絹方	
	７月17日	染物方			７月17日	絹方	元〆
天保14年	１月４日	染物方		安政４年	１月４日	絹方	
	７月17日	西陣方	勘定名代		７月17日	唐物方	
弘化元年	１月４日	西陣方		安政５年	１月４日	唐物方	
	７月17日	染方			７月17日	唐物方	
弘化２年	１月４日	―		安政６年	１月４日	―	
	７月17日	西陣方			７月17日	唐物方	
弘化３年	１月４日	染方		万延元年	１月４日	唐物方	
	７月17日	西陣方			７月17日	唐物方	
弘化４年	１月４日	染方		文久元年	１月４日	唐物方	
	７月17日	西陣方			７月17日	唐物方	
嘉永元年	１月４日	―	元方掛名代	文久２年	１月４日	唐物方	
	７月17日	染物方			７月17日	唐物方	
嘉永２年	１月４日	絹方		文久３年	１月４日	―	
	７月17日	絹加賀方			７月17日	―	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1773～1780）。
注）　担当部署欄の「－」は店卸しにおいて部署の担当がないことを示す。

よう。なおこの銀二三貫目は、現銀で与えられるのではなく、後述するように店への預け銀として「通勤元手銀預控」に載せられる。

「内永書」には、忠三郎が後見格通勤に昇進した際に申し渡された「申渡之覚」が記載されている（史料3①）。これによると、忠三郎には、一カ年の役料として、銀三貫五〇〇目が与えられることになった。

「申渡覚」にはこのほかに、望性銀等を店へ預けた場合、それに対して利息がつくことが記されている。預り銀高三〇貫目を上限として、利息は月に八朱（〇・八パーセント）である。注目されるのは、この措置の理由を説明した「無商売ニ而勤仕申渡候故」という文言である。これから預銀に対する利息は、自分商売をしないで店の仕事に専念することの代償として位置付けられるものであることがわかる。つまり、この時期の別宅手代は、自分商売をせずに店に勤務することが建前となっているとみることができるのではないか。

実際にどれだけ支給されていたかに関しては、住み込み手代の時期は「役料小遣控」[5]によって判明するが、別宅手代の場合は「忠銀内建帳」[6]に実際の役料支給額が記されることとなる。しかし一番から六番まで作成された「忠銀内建帳」のうち、天保七年から文久元年までを記録範囲とする「五番」は現存していない。このため、この期間については、実際に支給された銀額を確認することはできない。

ちなみに、第6表に、寛政二年（一七九〇）の時点での、後見格から元〆までの別宅手代に支給され

第4表　市川忠三郎の元方寄会等出席（後見期）

年	月　日	内　容	
天保7	3月16日	元方月並御寄会	後見格
天保8	8月16日	元方月並御寄会	後見
天保9	2月8日	元方内寄会	
	3月16日	元方月並寄会	
	閏4月16日	元方寄会	
	6月26日	元方御寄会	
	8月16日	元方月並御寄会	
	9月16日	元方月並御寄会	
	12月16日	元方月並御寄会	
天保10	1月26日	月並元方御寄会	
	5月16日	元方月並御寄会	
	7月26日	元方月並御寄会	
	8月8日	元方月並御寄会	
	2月8日	元方内寄会	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料別1773，1774）。

第5表　市川忠三郎の仏参（後見期）

年	月　日	内　容
天保8年	4月9日	乾(元〆)後家・葬式
	4月13日	宗本(室⑦)・二十七回忌
	9月6日	宗刹(永②)，寿禅(新⑥室)仏参
	10月17日	松野市郎兵衛(元〆退役)・葬式
	12月7日	浅井浄意(元方掛名代退役)・葬式
	12月18日	妙心・三七日
天保9年	1月19日	宗節(北⑥)・葬式
	1月21日	宗節・初七日
	1月23日	宗節・三七日
	2月3日	宗節・月忌
	2月8日	宗節・五七日
	3月18日	寿印(永②室)・百回忌
	閏4月26日	宗湛(小⑤)・密葬
	閏4月29日	宗湛・灰葬
	5月6日	宗寿(北①)・祥月／白瀬道意(加判名代格退役)・中陰
	5月15日	宗湛・三七日
	5月24日	宗湛・初月忌
天保10年	6月13日	宗湛・尽七日
	9月6日	寿禅(新⑥室)・三回忌
	10月17日	泉常右衛門(元〆退役)・葬式
	2月4日	中野勝助(両替店元〆格)総領勝三郎・葬式
	3月18日	勢州宗幹(松⑤)
	4月13日	寿庭(室⑦室)・三十三回忌
	5月13日	宗粛(永⑤)・法事
	5月24日	寿源(伊④室)・灰葬
	6月6日	寿源・三七日
	6月18日	寿源・月忌／宗印(新①)・祥月
	7月7日	寿源・尽七日
	7月19日	五十川清太郎(京両替店元〆跡)・葬式
	11月8日	霊妙成童子(小⑥男)葬礼供
	12月6日	宗節(北⑥)・一周忌／成蓮(小⑥男)・六七日／宗養(永④)・二七日

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1773，1774）。

注）北＝北家，伊＝伊皿子家(六角家)，新＝新町家，室＝室町家(竹屋町家)，南＝南家，小＝小石川家(出水家)，松＝松坂家(松坂南家)，永＝永坂町家(松坂北家)，小野＝小野田家(小川家)，家＝家原家，長＝長井家。丸数字は代数を示す。

る役料（銀額と出所）に関する規定を示した。忠三郎が「申渡之覚」（史料3①）で示された役料の額は、寛政二年の後見格の役料と同額になっていることがわかる。また第7表は、天保年間において「忠銀内建帳」から役料支給額がわかる最後の年次である天保六年（一八三五）の時点での、京本店別宅手代に対する役料の支給額を示したものである。第6表と比較すると、後見・名代・勘定名代については一致するが、元方掛名代については、天保六年の役料の額は寛政二年より五パーセント減額されていることがわかる。

また、手代が店へ預けている預銀の額については、住み込み手代の時期は「役料小遣差引貸預留」[7]に記載

第６表　別宅手代の役料規程（寛政２年）

職　階	１ヵ年分役料	出　所
大元〆（京）	銀12貫目	元方出し
大元〆（江戸・大坂）	10貫目	元方出し
元　〆	９貫目	元方出し
加判名代	７貫800匁	元方出し　３貫300匁 店出し　４貫500匁
元方掛名代	７貫200匁	元方出し　２貫700匁 店出し　４貫500匁
勘定名代	５貫250匁	店出し
名　代	４貫500匁	店出し
後　見	３貫750匁	店出し
後見格	３貫500匁	店出し

出所）「店々名目役替申渡覚控」（三井文庫所蔵史料　続1175）。

第７表　京本店別宅手代の役料（天保６年秋季）

職　階	名　前	a大元方出し	b店出し	１年分：（a＋b）×２
元方掛名代	白瀬新右衛門	銀１貫282匁５分	２貫137匁５分	６貫840匁
勘定名代	松山喜十郎	―	２貫625匁	５貫250匁
名　代	中塚徳次郎	―	２貫250匁	４貫500匁
後　見	山下甚蔵	―	１貫875匁	３貫750匁
後　見	中井茂兵衛	―	１貫875匁	３貫750匁

出所）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続3094），「忠銀内建帳」（三井文庫所蔵史料　本1978）。

されていたが、別宅手代になると「通勤元手銀預控」[8]という帳簿に記載されるようになる。この「通勤元手銀預控」における忠三郎の分の記載をまとめたものが、第８表である。最初の期首（天保七年春季）の額が二四貫七八九匁四分九厘で、これは忠三郎が得た望性銀の額（銀二三貫目）におおむね相当する。またこれから、春季の「渡」高として、銀四貫八四六匁八分九厘が差し引かれているが、この銀額の中には「役料小遣差引貸預留」に記された忠三郎の過上貸し（店に対する負債）の最終累計額である銀三貫八三五匁五分六厘が含まれているものとみられる。

第8表　市川忠三郎の通勤元手銀預り額（天保7年春季〜同9年秋季）

年　季	期　首	利　息	（半年利率）	預　り	割銀預り	渡　し	合　計
天保7年春季	24貫789匁44	1貫289匁05	（5.2%）			4貫846匁89	21貫231匁6
同　　秋季	21貫231匁6	934匁19	（4.4%）	384匁72			22貫550匁51
天保8年春季	22貫550匁51	1貫172匁63	（5.2%）			5貫143匁55	18貫579匁59
同　　秋季	18貫579匁59	817匁51	（4.4%）			1貫849匁61	17貫547匁49
天保9年春季	17貫547匁49	1貫052匁85	（6.0%）			96匁23	18貫504匁11
同　　秋季	18貫504匁11	814匁18	（4.4%）	296匁98	4貫085匁（巳午未）		23貫700匁27

出所）「通勤元手銀預控　十二」（三井文庫所蔵史料　本1927）。

天保八酉年（一八三七）四一歳・二八年目

［席次］　一月の時点での店内席次は五番目。一月に山下甚蔵（名代）が病死したため、ひとつ繰り上がった。さらに一一月には白瀬新右衛門（加判名代格）の退職により四番目となる。

［名代言送帳］　この年、三井越後屋は、二月に大塩の乱があり、大坂本店が全焼するという災厄に見舞われた。八月には、北三井家八代高福が八郎右衛門を襲名している。

忠三郎に関して特筆すべきは、一月に後見へ昇進したことと、九月に本店からの引越しが実現したことである。

後見格から後見への昇進については、忠三郎は勤番で江戸滞在中であるため、一月一一日の晩、江戸本店の寄会において、勤番の三井家同族出席のもとで申し渡された。

三月七日、勤番を無事終えた忠三郎は江戸を出立し、二一日に京都に帰着した。その日は、京本店の役頭たちが、重組・酒を持参して、蹴上まで出迎に来た。四月三日には、江戸勤番の役目を終えての報告が、京本店の目録場でなされ

ている。「賄方永代帳」によると、帰京後に「留主見舞」「着祝」として、それぞれ生肴（代銀一〇匁位）が送られている。[9]

「永書」によると、帰京した忠三郎は、九月二六日に、京本店から引越している。[10] 住まいは、衣棚竹屋町上ル（玉植町）にあった糸店の借家を借りている。[11] そこから冷泉町の京本店に通勤することになる。住み込み生活を脱し、名実ともに別宅手代となったわけである。第8表によると、忠三郎は、店への預け銀から、この年の春季に、銀五貫目余を引き出している。引越と関係する出費かもしれない。

「名代言送帳」の一一月一三日の記事には、忠三郎と清水覚兵衛の両人に関し、「幸縁」があって「内婚礼」が整ったので、追って弘めをおこなう旨が記載されている（実際におこなわれたのは天保一〇年）。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、四月・七月に月番、五月・一一月に外用を勤めている。
・店卸しについては、七月に染物方を担当している（第2表）。
・元方寄会については、八月一六日と一二月一六日の二度出席している（第4表）。
・店々の勘定目録の押切りは、九月一四日に上之店について勤めている。
・上京してきた江戸・大坂店の手代への応接としては、沢木新四郎（江戸本店後見）が江戸に帰るに際し、四月一九日・二〇日に挨拶の案内、振舞の相伴を勤めている。
・寺社参詣については、八月二二日の木嶋社の顕名霊社神事に松山喜十郎（元方掛名代）などとともに参詣している。
・法事・葬儀等の仏参は六回勤めている。三井家同族に関するものが三度、重役手代関係が三度である（第5表）。

［報酬その他］ 第6表、第7表によれば、後見格から後見へ昇進することにより、一カ年分の役料は銀三貫七五〇目に

上ることになる。ただし「忠銀内建帳　六番」[12]末尾に記された「別宅役料増減之覚」によると、同年二月の大塩平八郎の乱による大坂本店焼失により、元〆から勘定名代を「ウ掛」（九〇パーセント）、名代から通勤支配を「ウサ掛」（九五パーセント）に減額する旨が記されている。これによって換算すると、後見の一カ年の役料は、銀三貫五六二匁五分ということになる。

天保九戌年（一八三八）四二歳・二九年目

［席次］　一月の時点での店内席次は、四番目。

［名代言送帳］「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、一月・四月・六月・九月・一二月に月番、三月・五月・八月・一〇月に外用を勤めている（第2表）。

・店卸しについては、一月には西陣方、七月には染物方を担当している（第3表）。

・元方寄会への出席は、回数が増え、六回を数えた（第4表）。

・上京してきた江戸・大坂店の手代への応接としては、四月一六日から二九日にかけては北岡文兵衛（江戸本店加判名代）、池田藤九郎（大坂本店通勤支配）の案内・相伴を勤めている。

・寺社参詣については、二月一五日に伏見稲荷への代参を勤め、三月二五日に成願寺の天神講に出席している。

・法事・葬儀等の仏参は、一四回勤めている（第5表）。

［報酬その他］「内永書」によると、八月に、中塚徳次郎（勘定名代）、中井茂兵衛（名代）とともに「太儀料」を遣わされている。松山喜十郎（加判名代）が、和歌山表御用向で、五月から紀州に逗留して留守である中、盆前の初荷下

し・仕舞方が工面よくできたというのがその理由である。忠三郎には銀七枚が与えられた（史料3①）。

この年の秋季の「大元方勘定目録」の払方の部の、元〆名代役料の項によると、忠三郎に対して「紀印方」の「役料半季分」として銀四三五匁四分五厘が支払われている。[13]「紀印方」とは、紀州藩調達講などに関する紀州藩とのパイプ役とみられる。忠三郎は、このあと嘉永六年（一八五三）まで、一六年にわたり「紀印方」を勤めることになる。

なお「通勤元手銀預控」によると、この年秋季には、巳午未（天保四・五・六年）の三年勘定の割銀として銀四貫〇八五匁が預銀に繰り入れられている（第8表）。忠三郎が店に預けた預銀の額がわかるのはこの年までで、以後は安政五年秋季になるまで明らかにできない。

天保一〇亥年（一八三九）四三歳・三〇年目

［席次］　一月の時点での店内席次は、四番目。

［名代言送帳］　この年の忠三郎について特筆すべきことは、九月一九日に宿入り婚礼の弘めが行われたことである。以前（天保八年一一月一三日）に、内婚礼の弘めを行う旨の記事が記されていたが、その後二年近くが経過している。弘めは当初一八・一九日の予定だったが、忠三郎が風邪で発熱したため延引となったことが「名代言送帳」に記されている。「賄方永代帳」には、京本店からの祝儀のほか、支配以下の名目役、別宅手代中、江戸本店、大坂本店、江戸向店、江戸芝口店、三井同族の「奥様方」、別宅手代中の妻たちからも祝儀が送られたことが記されている。[14]なお忠三郎の妻の出自・年齢その他については、説明の記載がない。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務については、和歌山表御用向で、三度、和歌山に下っている（一月九日〜二一日、二月八日〜二二

日、三月二二日～二九日）。

・月々の当番については、三月・六月・九月・一〇月に月番、一月・四月・七月・九月に外用を勤めている。

・店卸しについては、一月には染物方、七月には西陣方を担当している（第3表）。

・元方寄会へは、四回出席している（第4表）。

・店々の目録の押切りは、三月七日に紅店、三月一〇日には上之店、四月一一日には勘定場について、支配役の手代とともに勤めている。

・法事・葬儀等の仏参は、一一回勤めている（第5表）。

［報酬その他］「内永書」によると、八月に、中井茂兵衛（名代）とともに「太儀料」を下されている。これは中塚徳次郎が江戸向店勤番で留守であるにもかかわらず、盆前の初荷下し・仕舞方を工面よく行うことができたことによる。忠三郎の分は銀七枚である（史料3①）。

この年には、申酉戌（天保七・八・九年）の三年勘定の割銀として、別合力等をあわせて銀八貫〇九〇匁が申し渡されている。これが「通勤元手銀預控」に繰り入れられるのは二年後である。第9表は「店々名目役割銀控」から、忠三郎の割銀取得額をまとめたものである。

秋季の「大元方勘定目録」には「紀印方役料」の記載は見られないが、忠三郎に対して「若山下り太儀料三度分」として銀一二九匁が記されている。[15]

（1）「店々人数控」（三井文庫所蔵史料　本一〇九六）。

（2）「手代元手申渡控」（三井文庫所蔵史料　別一六五一）。

第 9 表　市川忠三郎の割銀取得額（天保10年～慶応 2 年）

年　季	内　訳	銀　額	合計銀額	職　階
天保10亥年春	申酉戌割銀高	5 貫070匁		後見
(1839)	別合力	520匁	8 貫090匁	
	別増，御手簞笥	2 貫500匁	(寅春付出ス)	
天保13寅年春	亥子丑割銀高	6 貫533匁	9 貫033匁	名代
(1842)	別増，御手簞笥	2 貫500匁	(巳春付出ス)	
弘化 2 巳年春	寅卯辰割銀高	5 貫084匁	7 貫584匁	勘定名代
(1845)	別増，御手簞笥	2 貫500匁	(申春付出ス)	
嘉永元申年春	巳午未割銀高	6 貫625匁	7 貫875匁	元方掛名代
(1848)	別増，御手簞笥	1 貫250匁	(亥春付出ス)	
嘉永 4 亥年春	申酉戌割銀高	5 貫500匁	8 貫500匁	元方掛名代
(1851)	別増，御手簞笥	3 貫目	(寅春付出ス)	
嘉永 7 寅年春	亥子丑割銀高	6 貫270匁	10貫270匁	加判名代
(1853)	別増，御手簞笥	4 貫目	(巳春付出ス)	
安政 4 巳年春	寅卯辰御祝儀	11貫879匁	16貫879匁	元〆
(1857)	別増，御手簞笥	5 貫目	(申春付出ス)	
万延元申年春	巳午未御祝儀	18貫414匁	23貫414匁	元〆
(1860)	別増，御手簞笥	5 貫目	(亥春付出ス)	
文久 3 亥年春	申酉戌御祝儀	23貫994匁	28貫994匁	元〆
(1863)	別増，御手簞笥	5 貫目	(寅春付出ス)	
慶応 2 寅年春	亥子丑御祝儀	19貫064匁	22貫064匁	
(1866)	別増，御手簞笥	3 貫目	(巳春付出ス)	

出所）「店々名目役割銀控」（三井文庫所蔵史料　本1931）。

(3)『三井事業史　本篇一』(一九八〇年)五三三・五三四ページ。
(4)「賄方永代帳」天保七年五月一〇日の記事(三井文庫所蔵史料　本一五六〇甲)。
(5)「役料小遣控」(三井文庫所蔵史料　続一七八〇)。
(6)「忠銀内建帳」(三井文庫所蔵史料　本一九七七～一九七九)。
(7)「役料小遣差引貸預留」(三井文庫所蔵史料　本一五三五)。
(8)「通勤元手銀預控」(三井文庫所蔵史料　続一七七〇、本一九二〇～一九二八)。
(9)「賄方永代帳」天保八年三月二二日の記事(三井文庫所蔵史料　本一六五〇甲)。
(10)「永書」天保八年九月二六日の記事(三井文庫所蔵史料　本一三五乙)。
(11)「永書」天保八年三月二一日の記事(三井文庫所蔵史料　本一三五甲)、「諸方廻文控　三番」の同年三月二二日の記事(三井文庫所蔵史料　別四六三)を参照。
(12)「忠銀内建帳　六番」(三井文庫所蔵史料　本一九七九)。
(13)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料　続三一〇一)。
(14)「賄方永代帳」(三井文庫所蔵史料　本一五六〇甲)天保一〇年九月の記事。
(15)「大元方勘定目録」(三井文庫所蔵史料　続三一〇三)。

二　名代期(四四歳～四六歳)

天保一一子(一八四〇)四四歳・三一年目

[席次]　天保一一年(一八四〇)から弘化三年(一八四六)にかけての期間は「店々人数帳」が現存していない。もっ

とも、この間の忠三郎の序列は、四位のままで変化がない。

［名代言送帳］　この年の特筆すべき事柄は、二月に、名代に昇進したことである。

二月一六日に開かれた元方月並寄会において、忠三郎に対し、名代役への昇進が申し渡された。二月一九日には、新たに昇進した柴田勘助（大坂本店元〆格）、中塚徳次郎（元方掛名代）とともに、北三井家に招かれ、酒を振る舞われている。

「名代言送帳」にあらわれる、後見の時期から引き続く仕事としては、①紀州藩関係（紀印方）の業務、②月番・外用などの月ごとの当番、③半年ごとの店卸し、④元方寄会への出席、⑤店々の勘定目録の押切り、⑥江戸・大坂店の別宅手代の接待、⑦寺社参詣、⑧法事・葬儀等の仏参がある。

①紀州藩関係の業務については、和歌山表御用向のため、五月八日から二三日まで、新八（北三井家七代高就）、八郎兵衛（新町三井家六代高満）、八郎右衛門（北三井家八代高福）に同行して大坂に下っている。さらに一〇月五日から二七日まで大坂に下っている。いる。また四月一八日には、入国する紀州藩主（徳川治宝）を大津まで出迎える役目を勤めている。

②月々の当番については、一月・四月・七月・一〇月に月番、二月・五月・七月・一一月に外用を勤めている（第10表）。

③店卸しについては、一月・七月とも染方（染物方）を担当している（第3表）。

④元方寄会の出席については、四回を数える（第11表）。

⑤店々の勘定目録の押切りについては、九月二一日に上之店、二三日に紅店、二八日には勘定場について、支配役の手代とともに勤めている。

第10表　市川忠三郎の当番勤務（名代期）

月		担当	職階
天保11年	2月	外用	名代
	3月	—	
	4月	月番	
	5月	外用	
	6月	—	
	7月	月番	
	8月	外用	
	9月	—	
	10月	月番	
	11月	外用	
	12月	—	
天保12年	1月	月番	
	閏1月	外用	
	2月	—	
	3月	月番	
	4月	外用	
	5月	—	
	6月	月番	
	7月	外用	
	8月	—	
	9月	—	
	10月	月番	
	11月	外用	
	12月	—	
天保13年	1月	月番	
	2月	外用	
	3月	—	
	4月	月番	
	5月	—	
	6月	外用	
	7月	月番	
	8月	—	
	9月	勤番	
	10月	勤番	
	11月	勤番	
	12月	勤番	
	1月	勤番	
	2月	勤番	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1774～1776）。

第11表　市川忠三郎の元方寄会等出席（名代期）

年	月日	内容
天保11年	7月26日	元方月並御寄会
	9月5日	元方臨時御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	12月16日	元方月並御寄会
天保12年	2月8日	元方内寄会
	2月16日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	12月16日	元方御寄会
天保13年	2月16日	月並元方御寄会
	3月16日	月並元方御寄会
	7月9日	臨時被仰渡
	8月8日	元方内寄会

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1774～1776）。

⑥上京してきた江戸・大坂店の別宅手代への応接、⑥寺社参詣については、この年は記事がみられない。

⑦法事・葬儀等の仏参は、五回勤めている（第12表）。

［報酬その他］　第6表によれば、名代に昇進したことにより、一ヵ年分の役料は、銀四貫五〇〇目に上昇したことになる。「別宅役料増減之覚」[1]によると、天保九年の江戸駿河町店々類焼のため、同年春より、元〆から元方掛名代までを「チ掛」（八〇パーセント）、勘定名代以下を「ウ掛」（九〇パーセント）にしている。これによって換算すると、名代の役料は一ヵ年銀四貫〇五〇匁になる。

秋季の「大元方勘定目録」には「紀印方役料」として銀二七〇匁八分、「若山下り太儀料三度分」として銀一二九匁が記されている。[2]

天保一二丑年（一八四一）四五歳・三二年目

［名代言送帳］　この年の特記事項としては、一月二日に、忠三郎の妻（およし）が女子を出産したことが挙げられる。忠三郎夫妻にとっての第一子である。京本店から支配役の手代一人がお祝いに駆けつけている。「賄方永代帳」には、店および重役手代からの祝儀が記されている。[3]

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、一月・三月・六月・一〇月に月番、閏一月・四月・七月・一一月に外用を勤めている（第10表）。

・店卸しについては、一月に染物方、七月には西陣方を担当している（第3表）。

・元方寄会には五回出席している（第11表）。

第12表　市川忠三郎の仏参（名代期）

年	月日	内容
天保11年	3月24日	幻芳童女（北⑧女）・二七日
	4月11日	幻芳童女・初月忌
	9月7日	宗岡（長③）・出棺密葬
	9月11日	宗岡・葬礼
	9月14日	中西知禅（4代宗助室）・葬式
天保12年	2月15日	寿成（小⑥室）・二七日
	3月1日	寿成・初月忌
	3月14日	寿成・六七日
	4月10日	寿格（永⑤室）・四七日
	5月18日	寿源（伊④室）・三回忌
	10月6日	宗輝（新⑤）・十三回忌
天保13年	3月6日	寿格（永⑤室）・一周忌
	4月17日	智鶴（家⑤女）・灰葬
	8月1日	橋井利兵衛（元〆跡）・葬式

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1774～1776）。
注）第5表に同じ。

・上京してきた江戸・大坂店の別宅手代への応接としては、一〇月五日から一七日にかけて瀧鼻弥次郎（江戸向店名代）の案内、相伴を勤めている。

・法事・葬儀等の仏参は、六回勤めている（第12表）。

［報酬その他］　秋季の「大元方勘定目録」に「紀印方役料」として銀四〇八匁五分が記されている。[4]

天保一三寅年（一八四二）四六歳・三三年目

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことは、八月に、二回目

の江戸勤番に出たことである。

八月一六日、江戸勤番のため、京都を出発。支配ら三人が重組酒を持って見送った。五年ぶり、二回目の江戸勤番である。この時期江戸では、天保改革が進行中で、越後屋の経営は大きな打撃をうけることになる。

忠三郎の京都の留守宅では、一二月三日、娘（お仲）が疱瘡になり、見舞のため支配人一人が派遣されている。「賄方永代帳」には、見舞として交魚がおくられたことが記されている。[5] 大事には至らず済んだようである。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務としては、一月九日、和歌山表御用向のため大坂に下り、二二日に帰京している。
・月々の当番については、一月・四月・七月に月番、二月・六月に外用を勤めている（第9表）。
・店卸しは、一月・七月とも染物方を担当している（第3表）。
・元方寄会の出席は、四回を数える（第11表）。
・店々の目録の押切りは、四月四日に紅店について勤めている。
・法事・葬儀等の仏参は、三回勤めている（第12表）。

［報酬その他］　この年には、亥子丑年（天保一〇・一一・一二年）の割銀として、別合力等をあわせて銀九貫〇三三匁が申し渡されている（第9表）。

秋季の「大元方勘定目録」に「紀印方役料」として銀三八七匁が記されている。[6]

（1）「忠銀内建帳　六番」（三井文庫所蔵史料　本一九七九）。
（2）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一〇五）。

（3）「賄方永代帳」天保一二年一月五日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇甲）。
（4）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一〇七）。
（5）「賄方永代帳」天保一三年一二月三日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇甲）。
（6）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一〇九）。

三　勘定名代期（四七歳～五〇歳）

天保一四卯年（一八四三）四七歳・三四年目

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことは、三月に勘定名代に昇進したこと、および一〇月に転居したことである。

忠三郎は、三月六日、勤番を無事終えて、江戸を出立し、木曽路を経て一八日に京都に帰着したが、それに先立つ、三月一六日には、元方月並寄会において、勘定名代役への昇進が申し渡されている。四月二〇日には、北三井家へ招かれ、盃を下されている。

転居は一〇月八日に行われた。転居先は室町通二条下ル町（蛸薬師町）である。それまでの住居は、衣棚通竹屋町上ル町であるので、京本店を挟んで北側から南側へ移ったことになる。「賄方永代帳」には、店・別宅手代から贈られた祝儀が記録されている。(1)

「名代言送帳」にみられる、名代の時期から引き続く仕事としては、①紀州藩関係業務（紀印方）、②月番・外用などの月ごとの当番、③半年ごとの店卸し、④元方寄会への出席、⑤店々の勘定目録の押切り、⑥江戸・大坂店の別宅手代の接待、⑦寺社参詣、⑧法事・葬儀等の仏参がある。

第13表　市川忠三郎の当番勤務（勘定名代期）

年	月	担当	職階
天保14年	3月	勤番	勘定名代
	4月	外用	
	5月	月番	
	6月	一	
	7月	外用	
	8月	月番	
	9月	一	
	閏9月	一	
	10月	月番	
	11月	一	
	12月	外用	
弘化元年	1月	月番	
	2月	一	
	3月	外用	
	4月	一	
	5月	月番	
	6月	外用	
	7月	一	
	8月	月番	
	9月	外用	
	10月	勤番	
	11月	勤番	
	12月	勤番	
弘化2年	1月	勤番	
	2月	勤番	
	3月	勤番	
	4月	月番	
	5月	外用	
	6月	一	
	7月	月番	
	8月	外用	
	9月	一	
	10月	外用	
	11月	月番	
	12月	一	
弘化3年	1月	外用	
	2月	一	
	3月	月番	
	4月	外用	
	5月	一	
	閏5月	月番	
	6月	外用	
	7月	一	
	8月	月番	
	9月	外用	
	10月	一	
	11月	一	
	12月	月番	
弘化4年	1月	外用	
	2月	外用	
	3月	月番	
	4月	外用	
	5月	一	
	6月	一	
	7月	月番	
	8月	外用	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1776，1777）。
注）第２表に同じ。

①紀州藩関係業務については、この年は記事が見られない。

②月々の当番については、五月・八月・一〇月に月番、四月・七月・一二月に外用を勤めている（第13表）。

③店卸しは、一月は染物方、七月は西陣方を担当している（第3表）。

④元方寄会には三回出席している（第14表）。

⑤店々の目録の押切りは、九月一五日に紅店、二七日に上之店について勤めている（第13表）。

⑥上京してきた江戸・大坂店の別宅手代への応接、⑥寺社参詣については、この年は記事が見られない。

⑦法事・葬儀等の仏参は、八回勤めている（第15表）。

そのほか「大坂表御用向」のため、一一月二七日から二九日にかけて、大坂に下っている。

［報酬］　勘定名代に昇進したことにより、一カ年分の役料は、第6表によれば、銀五貫二五〇目に上昇することになる。しかし「別宅役料増減之覚」[2]によると、天保改革の影響による商売不振を理由に、天保一三年秋季より、元〆から元方

第15表　市川忠三郎の仏参（勘定名代期）

年	月　日	内　容
天保14年	4月3日	真如堂仏参
	4月5日	真如堂仏参
	5月6日	松樹院(北①)・百五十回忌
	5月21日	寿鏡(北⑦室)・灰葬并初七日
	5月28日	寿鏡・二七日
	6月12日	寿鏡・四七日
	6月24日	寿鏡・六七日
	11月6日	宗節(北⑥)・七回忌
弘化元年	1月17日	浄遍(小野③)・五十回忌
	3月17日	寿里(家④室)・三十三回忌
	5月15日	寿鏡(北⑦室)・一周忌
弘化2年	5月15日	脇坂定右衛門(糸店元方掛名代)・葬式
	6月18日	宗印(新①)・祥月
	8月3日	成香(小)・灰葬
	11月18日	成香・尽七日
	12月9日	成香・百ケ日
弘化3年	4月24日	熊谷仁右衛門(加判名代跡)・葬式
	9月6日	宗冏(長③)・七回忌
	9月15日	宗厳(室⑧)・仏参
	9月16日	井上甚三郎(名代)親母・葬礼
	10月11日	小林惣兵衛(芝口店名代)・葬式
弘化4年	1月29日	岡本伝右衛門(大元〆跡)父・野辺送り
	2月6日	寿成(小⑥室)・七回忌
	3月5日	宗雅(南⑤)・葬式
	3月6日	宗雅・灰葬
	3月7日	宗雅・初七日
	4月5日	宗雅・五七日
	5月17日	崇清(北③)・百回忌

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1776，1777）。
注）第5表に同じ。

第14表　市川忠三郎の元方寄会等出席（勘定名代期）

年	月　日	内　容
天保14	6月16日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
	11月16日	元方月並寄会
弘化元	6月16日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
弘化2年	4月16日	元方月並御寄会
	7月16日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	11月6日	元方月並御寄会
弘化3年	2月9日	元方内寄会
	2月16日	月並元方御寄会
	閏5月16日	元方御寄会
	閏5月21日	元方臨時御寄会
	6月9日	元方臨時御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	12月16日	元方御寄会
弘化4年	1月14日	元方内寄会
	4月14日	元方臨時御寄会
	5月26日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	元方御寄会

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1776，1777）。

掛名代までの役料を「チ掛」（八〇パーセント）、勘定名代以下を「ウ掛」（九〇パーセント）にしている。これにより換算すると勘定名代の役料は一カ年銀四貫七二五匁となる。

秋季の「大元方勘定目録」には「紀印方役料」として銀三八七匁が記されている。[3]

弘化元辰年（一八四四）四八歳・三五年目

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことは、江戸勤番への出立である（九月一五日に出立、期間は半年）。二年ぶり、三回目の江戸勤番である。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務としては、一月二六日、和歌山表御用向のため、八郎右衛門（北三井家八代高福）に同行して大坂に下っている（二月一五日に帰京）。四月二四日には、紀州藩出入医師（近藤良三）の出立を蹴上まで見送るという役目を勤めている。九月一一日には、紀州調達講で一組の取り結びができ、円山の座敷において会合がもたれている。

・月々の当番については、月番を一月・五月・八月、外用を三月・六月・九月に勤めている。

・店卸しについては、一月は西陣方、七月は染方を担当している（第3表）。

・元方寄会の出席は、二度にとどまっている（第14表）。

・法事・葬儀等の仏参は、三回勤めている（第15表）。

［報酬］　秋季の「大元方勘定目録」の払方・元〆名代役料の項によると、「紀印方役料」として銀三六五匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が支払われている。[4]

弘化二巳年（一八四五）四九歳・三六年目

［名代言送帳］　三月六日、江戸勤番を無事終え、京都に向け出立し、一七日に帰着した。

「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務については、紀州藩主夫人が死去したため、八月二四日、和歌山に下り、九月四日に帰京している。

・月々の当番については、四月・七月・一一月に月番、五月・八月・一〇月に外用を勤めている（第13表）。

・店卸しは、七月に西陣方を勤めている（第3表）。

・元方寄会へは四度出席している（第14表）。

・店々の目録の押切りは、九月一四日、勘定場について勤めている。

・法事・葬儀等の仏参は、四回勤めている（第15表）

［報酬その他］　この年には、寅卯辰（天保一三・同一四・弘化元年）の割銀として、別合力等をあわせて銀七貫五八四匁が申し渡されている（第12表）。

秋季の「大元方勘定目録」によると、「紀印方役料」として銀三六五匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が支払われている。(5)

弘化三午年（一八四六）五〇歳・三七年目

［名代言送帳］　「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務については、一〇月一五日に、紀州藩勘定奉行（下村三郎右衛門）が江戸参府するに際し、伏見まで出迎えに行っている。

・月々の当番については、三月・閏五月・八月・一二月に月番、一月・四月・六月・九月に外用を勤めている（第13表）。
・店卸しについては、一月に染方、七月に西陣方を勤めている（第3表）。
・元方寄会への出席は、やや増えて八回になっている（第14表）。
・上京してきた江戸・大坂店の別宅手代への応接としては、閏五月に村田常五郎（江戸向店元方掛名代）、沢木新四郎（江戸本店勘定名代）、岡田源三郎（芝口店後見）の着振舞の相伴を勤めたほか、九月二七日から一〇月九日にかけて、松田徳右衛門（向店名代）、福井庄兵衛（江戸本店後見）の案内を勤めている。
・寺社参詣については、五月二七日には延期になっていた伏見稲荷の初午の代参、九月二二日には木嶋社の神事に参詣、九月二五日には成願寺講に出席している。
・法事・葬儀等の仏参は、五回勤めている（第15表）。

［報酬］ 秋季の「大元方勘定目録」の払方・元〆名代役料の項によると、「紀印方役料」として銀三六五匁五分が支払われている。(6)

（1）「忠銀内建帳　六番」（三井文庫所蔵史料　本一九七九）。
（2）「賄方永代帳」天保一四年一〇月の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇甲）。
（3）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一一一）。
（4）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一一三）。
（5）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一一五）。

（6）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一一七）。

四　元方掛名代期（五一歳～五五歳）

弘化四未年（一八四七）五一歳・三八年目

［席次］「店々人数帳」に記載された一月の時点の京本店における忠三郎の席次は四番目である。彼の上位には、松山喜十郎（元〆）、中塚徳次郎（加判名代）、中井茂兵衛（元方掛名代）がいる。忠三郎に続く別宅手代としては、井上甚三郎（名代）がいた。

［名代言送帳］この年の特筆すべきことは、伊勢参詣、元方掛名代への昇進、および四回目の江戸勤番である。

四月二三日、隔年で行われる太々神楽執行のため、伊勢参詣に出発している。京本店からは忠三郎を含め三人、大坂本店、上之店からそれぞれ一人が参加している。帰京は五月一五日である。「永代帳」には、忠三郎分の路用として、銀一三五匁が記されている（史料2）。

九月一六日、元方月並寄会において、元方掛名代への昇進が申し渡された。

一〇月二五日、江戸勤番のため、東海道を江戸に向けて出立した。三年ぶり、四回目の江戸勤番である。

そのほか「名代言送帳」に見られる、元方掛名代昇進に先立つ、忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務については、一月九日「紀州年礼」のため和歌山に向かい、二二日に帰京している。六月六日にも、紀州方御用向で大坂に下り、六月八日に帰京している。

・月々の当番については、三月・七月に月番、一月・二月・四月・八月に外用を勤めている（第13表・第16表）。

第16表　市川忠三郎の当番勤務（元方掛名代期）

年	月	担当	職階	年	月	担当	職階
弘化4年	9月	―	元方掛名代	嘉永3年	1月	外用	元方掛名代
	10月	―			2月	―	
	11月	勤番			3月	勤番	
	12月	勤番			4月	勤番	
嘉永元年	1月	勤番			5月	勤番	
	2月	勤番			6月	勤番	
	3月	勤番			7月	勤番	
	4月	―			8月	勤番	
	5月	月番			9月	―	
	6月	外用			10月	月番	
	7月	―			11月	外用	
	8月	―			12月	―	
	9月	月番		嘉永4年	1月	―	
	10月	外用			2月	月番	
	11月	―			3月	外用	
	12月	月番			4月	―	
嘉永2年	1月	外用			5月	月番	
	2月	―			6月	外用	
	3月	月番			7月	―	
	4月	外用			8月	月番	
	閏4月	―			9月	外用	
	5月	月番			10月	―	
	6月	外用			11月	―	
	7月	月番			12月	月番	
	8月	外用		嘉永5年	1月	外用	
	9月	月番			2月	―	
	10月	外用			閏2月	―	
	11月	―					
	12月	月番					

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1777，1778）。
注）第2表に同じ。

・店卸しについては、一月に染方、七月に西陣方を勤めている（第3表）。
・元方寄会へは、八月までに、五回出席している（第14表・第17表）。
・店々の目録の押切りは、三月一五日に上之店、三月一八日に紅店について担当している。
・法事・葬儀等の仏参は、八回勤めている（第15表・第18表）。

［報酬］　元方掛名代への昇進にともない、「大元方勘定目録」の払方の元〆名代役料の項に、役料が記されるようになる。これをまとめたのが第19表である。弘化四年秋季には、忠三郎分の元方掛名代役料として銀一貫〇一二匁五分が記

される。一カ年分では銀二貫〇二五匁となる。第6表に示した寛政二年の規定の「元方出し」の額と比べると、二五パーセントの減額となっている。「別宅役料増減之覚」[1]によると、弘化元年春季以降、元〆から元方掛名代までの役料が「エサ掛」（七五パーセント）、勘定名代・名代が「チサ掛」（八五パーセント）、後見・通勤支配が「ウ掛」（九〇パーセント）になっており、これと付合する額である。元方掛名代の役料が、この時期においても、第6表に示したように、大元方負担分（元方出し）と本店負担分（店出し）とによって、また同じ比率で構成されているとすれば（店出しの分も同じ比率で減額されているとすれば）、元方掛名代の一カ年の役料は、五貫四〇〇目となると推測される。

また同じく秋季の「大元方勘定目録」の払方・元〆名代役料の項には、「紀印方役料」として銀三二二匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が記されている。[2]

第17表　市川忠三郎の元方寄会等出席（元方掛名代期）

年	月日	内容
嘉永元年	4月2日	元方御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方御寄会
	10月16日	元方月並御寄会
	11月2日	元方御寄会
嘉永2年	1月26日	元方初寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月23日	元方臨時寄会
	3月5日	元方御寄会
	4月2日	元方御寄会
	3月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	8月2日	元方御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	元方月並寄会
	10月2日	元方寄会
	11月16日	元方月並寄会
嘉永3年	1月26日	元方初寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月7日	元方内寄会
嘉永3年	9月16日	元方月並寄会
	11月21日	元方臨時寄会
	12月2日	元方御寄会
嘉永4年	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	3月5日	元方御寄会
	4月16日	元方御寄会
	4月19日	元方臨時御寄会
	4月27日	元方臨時御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月7日	元方臨時寄会
	5月14日	元方臨時御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方月並御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	9月2日	元方月並御寄会
	10月2日	元方月並御寄会
	10月8日	元方臨時御寄会
	10月12日	元方臨時御寄会
	11月2日	元方月並御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	12月2日	元方月並御寄会
	2月2日	元方月並御寄会
	2月8日	元方内寄会

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1777，1778）。

嘉永元申年（一八四八）五二歳・三九年目

［席次］　一月の時点の店内席次は

四番目。

［名代言送帳］　江戸勤番を済ませ、三月六日に江戸を出立し、東海道経由で、一五日に京都に帰着した。

「名代言送帳」にみられる、勘定名代の時期から引き続く仕事としては、①紀州藩関係業務（紀州方）、②月番・外用などの月ごとの当番、③半年ごとの店卸し、④元方寄会への出席、⑤店々の勘定目録の押切り、⑥寺社参詣、⑦法事・葬儀等の仏参である。江戸・大坂の別宅名代の応接の仕事はこの時期には、見られなくなっている。

①紀州藩関係の業務については、五月一〇日、八郎右衛門の和歌山下向に伴い、京を発し、六月一日に帰京している。

②月々の当番については、五月・九月・一二月に月番、六月・一〇月に外用を勤めている（第16表）。

③店卸しについては、七月に染物方を勤めている（第3表）。

④元方寄会には、六度出席している（第17表）。

⑤他店の目録の押切り、九月一五日に紅店、一八日に勘定場の押切りを勤めている。

⑥寺社参詣については、この年は記事が見られない。

⑦法事・葬儀等の仏参は、二回勤めている（第18表）。

第18表　市川忠三郎の仏参（元方掛名代期）

年	月　日	内　容
	10月17日	崇清(北③)・祥月
嘉永元	9月13日	宗覚(室⑤)・五十回忌
	10月17日	宗清(北③)・祥月
嘉永2	1月13日	寿光(小野④室)・一周忌
	2月10日	松山喜十郎(元〆)・葬礼
	2月22日	寿薫(小野⑥室)・月忌
	2月29日	松山喜十郎・三七日
	3月6日	松山喜十郎・四七日
	3月27日	松山喜十郎・尽七日
	4月24日	寿貞(小①室)・百回忌
	5月15日	寿鏡(北⑦室)・七回忌
嘉永3	9月15日	宗厳(室⑧)・十七回忌
	11月4日	寿映(南②室)・百回忌
嘉永4	1月25日	辻川七次郎(大元方後見)・月忌
	5月6日	宗寿(北①)・祥月／藤村常念(江戸芝口店後見格)・五七日
	9月27日	宗全(小②)・百回忌
	10月12日	宗清(北②)・祥月

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料別1777，1778）。
注）第5表に同じ。

［報酬］　この年には、巳午未（弘化二・三・四年）の割銀として、別合力等をあわせて銀七貫八七五匁が申し渡されている（第12表）。

「大元方勘定目録」春季・秋季に、元方掛名代役料として、それぞれ銀一貫〇一二匁五分が記される（第19表）。また秋季には「紀印方役料」として銀三二二匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が記されている。[3]

嘉永二酉年（一八四九）五三歳・四〇年目

［席次］　一月の時点の店内席次は、三番目。松山喜十郎（元〆）が病死したことにより一つ繰り上がった。

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことは、転居と男子の誕生である。転居は六月五日の記事にみられ、二条通間之町

第19表　「大元方勘定目録」にみえる市川忠三郎の役料

年　季	銀　額	（役　料　名）
弘化４年秋季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
嘉永元年春季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
（1848）　秋季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
嘉永２年春季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
（1849）　秋季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
嘉永３年春季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
（1850）　秋季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
嘉永４年春季	１貫012匁５ 50匁73	（元方掛名代役料） （八木高直ニ付増）
（1851）　秋季	１貫012匁５	（元方掛名代役料）
嘉永５年春季	１貫196匁25	（加判名代役料）
（1852）　秋季	１貫196匁25	（加判名代役料）
嘉永６年春季	１貫196匁25	（加判名代役料）
（1853）　秋季	１貫196匁25	（加判名代役料）
安政元年春季	１貫196匁25	（加判名代役料）
（1854）　秋季	１貫196匁25	（加判名代役料）
安政２年春季	１貫196匁25	（加判名代役料）
（1855）　秋季	１貫196匁25	（加判名代役料）
安政３年春季	２貫475匁	（元〆役料）
（1856）　秋季	２貫475匁	（元〆役料）
安政４年春季	―	
（1857）　秋季	―	
安政５年春季	―	
（1858）　秋季	２貫925匁	（元〆役料）
安政６年春季	―	
（1859）　秋季	―	
万延元年春季	２貫925匁 487匁５	（元〆役料） （閏月増）
（1860）　秋季	２貫925匁 146匁25	（元〆役料） （八木高直ニ付増）

年　季	銀　額	（役　料　名）
文久元年春季	2貫925匁	（元〆役料）
	146匁25	（八木高直ニ付増）
（1861）　秋季	2貫925匁	（元〆役料）
	146匁25	（八木高直ニ付増）
文久2年春季	3貫375匁	（元〆役料）
（1862）　秋季	3貫375匁	（元〆役料）
	562匁5	（閏月増）
文久3年春季	3貫375匁	（元〆役料）
（1863）　秋季	3貫375匁	（元〆役料）
元治元年春季	3貫375匁	（元〆役料）
（1864）　秋季	3貫375匁	（元〆役料）
	675匁	（諸色高直ニ付増）
慶応元年春季	3貫375匁	（元〆役料）
	675匁	（閏月増）
	675匁	（諸色高直ニ付増）
（1865）　秋季	1貫687匁5	（死後半役料）
慶応2年春季	1貫687匁5	（死後半役料）
	1貫687匁5	（死後半役料）
慶応3年春季	1貫687匁5	（死後半役料）
	1貫687匁5	（死後半役料）
明治元年春季	1貫687匁5	（死後半役料）

出所）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続3119～3133，続2406～2417）。
注）「－」は史料の欠如による不明を示す。

東へ入ル（松屋町）南側へ移った。男子の誕生は一二月二日で、忠三郎にとっては跡取り息子ということになる。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、三月・五月・七月・八月・一二月に月番を、一月・四月・六月・八月・一〇月に外用を勤めている（第16表）。

・店卸しについては、一月に絹方、七月に絹加賀方を勤めている（第3表）。

・元方寄会への出席は、前年の六回から大きく増え、一六回になっている（第17表）。元方掛の名にふさわしいと言えようか。

・寺社参詣については、二月七日に稲荷代参、二五日には成願寺講に出席、八月二二日には木嶋社の顕名霊神の神事に

つき社参している。

・法事・葬儀等の仏参は、八回勤めている。そのうち四回は、松山喜十郎（元〆）の葬儀とそれに続く法要であった（第18表）。

・このほか、一〇月一九日、蛭子講内祝に際し、別宅手代が残らず出勤し、会所の蛭子尊神前で本膳が供されているが、その際の出席者の中に、忠三郎の名前も見える。

［報酬］「大元方勘定目録」春季・秋季に、元方掛名代役料として、それぞれ銀一貫〇一二匁五分が記される（第19表）。また秋季には「紀印方役料」として銀三二匁五分が記されている。(4)

嘉永三戌年（一八五〇）五四歳・四一年目

［席次］一月の時点の店内席次は、三番目。

［名代言送帳］この年の特筆すべきことがらは、三年ぶり、五回目の江戸勤番である（今回は向店勤番）。二月一六日に江戸に下る。八月二〇日に勤番を終え、江戸を出立。東海道を経て、九月一日に帰京した。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務については、一月九日に「和歌山表御用向」のため大坂に下った。弘化四年と同様の和歌山への年礼であろう。二一日に帰京している。

・「大坂表御用」のため、九月二七日に大坂に下り、一〇月三日に帰京している。

・月々の当番については、一〇月に月番、一月・一一月に外用を勤めている（第16表）。

・店卸しについては、一月に西陣方を勤めている（第3表）。

・元方寄会への出席は、江戸勤番があったことにより、四回にとどまっている（第17表）。
・法事・葬儀等の仏参は、二回勤めている（第18表）。
［報酬］「大元方勘定目録」春季・秋季に、元方掛名代役料として、それぞれ銀一貫〇一二匁五分が記される（第19表）。また秋季には「紀印方役料」として銀三二二匁五分が記されている。(5)

嘉永四亥年（一八五一）五五歳・四二年目

［席次］一月の時点の店内席次は、三番目。
［名代言送帳］「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。
・月々の当番については、二月・五月・八月・一二月に月番、三月・六月・九月に外用を勤めている（第16表）。
・店卸しについては、一月・七月とも西陣方を勤めている（第3表）。
・元方寄会への出席は、さらに増え、二〇回を数える（第17表）。
・店々の目録の押切りは、八月二八日に紅店、九月二六日に上之店について勤めている。
・寺社参詣については、二月二五日に成願寺の天神講に出席、八月二二日に木嶋社の顕名霊神に社参している。
・法事・葬儀等の仏参は、四回勤めている（第18表）。
［報酬］この年には、申酉戌（嘉永元・二・三年）分の割銀として、別合力等をあわせて銀八貫五〇〇匁が申し渡されている（第9表）。
「大元方勘定目録」春季・秋季に、元方掛名代役料として、それぞれ銀一貫〇一二匁五分が記される（春季分には「八木高直ニ付増」として銀五〇匁七分三厘が付け加えられている）（第19表）。また同史料の秋季には「紀印方役料」

として銀三二二匁五分が記されている。[6]

（1）「忠銀内建帳　六番」（三井文庫所蔵史料　本一九七九）。
（2）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一一九）。
（3）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一二一）。
（4）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一二三）。
（5）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一二五）。
（6）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一二七）。

五　加判名代期（五六歳～五九歳）

嘉永五子年（一八五二）五六歳・四三年目

［席次］　一月の時点の店内席次は、三番目。

［名代言送帳］　この年の特記すべきことがらとしては、加判名代役への昇進があげられる。二月一六日、元方月並寄会において申し渡された。

一〇月一三日には、大坂「勤番」のため大坂に下り、ひと月近く滞在している（一一月一二日帰京）。これまで大坂への下向は度々あったが「勤番」という名目は初めてである。

「名代言送帳」にみられる、元方掛名代の時期から引き続く仕事としては、①紀州藩関係の業務（紀州方）、②月番・

外用などの月ごとの当番、③半年ごとの店卸し、④元方寄会への出席、⑤店々の勘定目録の押切り、⑥寺社参詣、⑦法事・葬儀等の仏参である。

①紀州藩関係の業務は、この年の記事には見られない。

②月々の当番については、三月・六月・一〇月に月番、四月・七月に外用を勤めている（第20表）。

③店卸しについては、一月に西陣方、七月に絹加賀方を勤めている（第3表）。

第20表　市川忠三郎の当番勤務（加判名代期）

年	月	担当	職階	年	月	担当	職階
嘉永5年	3月	月番	加判名代	安政元年	3月	勤番	加判名代
	4月	外用			4月	勤番	
	5月	―			5月	―	
	6月	月番			6月	月番	
	7月	外用			7月	外用	
	8月	―			閏7月	月番	
	9月	―			8月	外用	
	10月	月番			9月	―	
	11月	―			10月	―	
	12月	―			11月	月番	
嘉永6年	1月	月番			12月	外用	
	2月	―		安政2年	1月	月番	
	3月	―			2月	外用	
	4月	月番			3月	―	
	5月	外用			4月	月番	
	6月	―			5月	外用	
	7月	月番			6月	―	
	8月	外用			7月	月番	
	9月	―			8月	月番	
	10月	―			9月	外用	
	11月	勤番			10月	―	
	12月	勤番			11月	―	
	1月	勤番			12月	―	
	2月	勤番			1月	（不明）	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1777，1778）。
注）第2表に同じ。

④元方寄会には、一七回出席している（第17表・第21表）。

⑤店々の目録の押切りは、三月一七日に上之店、三月二一日に紅店について勤めている。

⑥寺社参詣については、閏二月二五日、成願寺講に出席している。

⑦法事・葬儀等の仏参は、七回勤めている（第22表）。

［報酬その他］　加判名代への昇進にともない、「大元方勘定目録」には、加判名代役料として、半季で銀一貫一九六匁二分五厘が記される（第19表）。第6表の規定と比べると、二七・五パーセントの減額になっている。「別宅役料増減

之覚」[1]によると、嘉永二年秋季より、元〆は「エ掛」（七〇パーセント）、加判名代は「エセサ掛」（七二・五パーセント）になっており、これと付合する。加判名代の役料が、この時期においても、第6表に示したように、大元方負担分（元方出し）と本店負担分（店出し）とによって、また同じ比率で構成されているとすれば（店出しの分も同じ比率で減額されているとすれば）、加判名代の一カ年の役料は、第6表に示された額の二七・五パーセント減の銀五貫八五〇

第21表　市川忠三郎の元方寄会等出席（加判名代期）

年	月日	内容
嘉永5年	2月16日	元方御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方御寄会
	4月2日	元方月並御寄会
	5月2日	元方御寄会
	6月2日	元方御寄会
	7月26日	元方初寄会
	7月30日	元方功納御寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	元方月並御寄会
	9月2日	元方月並御寄会
	10月2日	元方月並御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	12月2日	元方月並御寄会
嘉永6年	1月26日	元方初寄会
	1月30日	元方功納寄会
	2月8日	元方内寄会
	4月2日	元方御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月5日	元方臨時御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方月並御寄会
安政元年	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月30日	元方功納寄会
	閏7月2日	元方御寄会
	閏7月16日	元方月並寄会
	閏7月22日	元方臨時御寄会
安政元年	8月2日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	元方月並御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月12日	元方臨時御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方御寄会
	10月16日	月並元方御寄会
	11月2日	元方月並御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	11月22日	元方臨時御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方月並御寄会
安政2年	1月26日	元方初寄会
	1月29日	元方功納寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月10日	上之店初寄会
	3月5日	元方御寄会
	4月22日	元方臨時御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月29日	元方功納寄会
	8月2日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
	12月16日	元方月並御寄会
	12月21日	元方臨時御寄会
	12月23日	元方臨時御寄会
安政3年	1月26日	元方初寄会
	1月30日	元方功納寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月10日	上之店初寄会

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1777，1778）。

目となる。このほか同じ「大元方勘定目録」には「紀印方役料」として銀三二二匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が記されている。[2]

第22表　市川忠三郎の仏参（加判名代期）

年	月　日	内　容
嘉永5年	3月6日	宗徹(北⑤)・祥月
	6月18日	宗印(新①)・祥月
	8月10日	宗友(南⑦)・初七日
	9月4日	宗友・月忌
	9月16日	宗友・六七日
	10月6日	宗輝(新⑤)・祥月
	11月19日	家原方・葬式
嘉永6年	1月6日	宗節(北⑥)・祥月
	5月16日	中川太右衛門(糸店勘定名代)・葬式
	5月26日	宗友(南⑦)・灰葬
	6月18日	宗印(新①)・祥月
安政元年	5月6日	宗寿(北①)・祥月
	7月6日	真如堂墓参
	閏7月21日	松本友六(間之町店勘定名代)・葬式
	10月7日	宗輝(新⑤)・祥月
	11月15日	中野児丈(長崎買方役)・百ケ日
安政2年	2月6日	寿空(新⑤室)・十三回忌／宗輝(新⑤)・二十七回忌
	3月8日	宗以(伊②)・祥月
	7月19日	山中伝兵衛(京両替店加判名代)・葬式
	8月21日	宗山(新③)・祥月／宗二(松④)三十三回忌
	1月7日	宗節(北⑥)・祥月

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料別1777，1778）。
注）第5表に同じ。

嘉永六丑年（一八五三）五七歳・四四年目

［席次］　一月の時点での店内席次は、三番目。

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことがらの第一は、九月二日の元方寄会において「紀州方」の勤めを免ぜられたことである。跡役は土方治兵衛（名代）であった。

第二は、一〇月一一日、江戸本店勤番のため、江戸に向け出発したことである。土方治兵衛（名代）ら三人に見送られたが、蹴上への重組・酒の持参は酉年（嘉永二年）の改正により、料物に代えられている。三年ぶり、六回目の江戸勤番であった。一〇月三〇日に江戸到着。忠三郎が江戸に赴く前の六月には、アメリカのペリー艦隊が浦賀に来航している。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・紀州藩関係の業務としては、二月二三日に、江戸出府途上の紀州藩の家老に挨拶するため、伏見に出向いている（忠三郎には「紀州懸り」の肩書きがついている）。三井宗六（北三井家七代高就）の和歌山御用向に同行して、三月五日に出立し、二五日に帰京している。
・月々の当番については、一月・四月・七月に月番、五月・八月に外用を勤めている（第20表）。
・店卸しについては、一月・七月とも西陣方を担当している（第3表）。
・元方寄会には一一回出席している（第21表）。
・寺社参詣に関しては、二月一九日に稲荷代参、二月二五日に成願寺講に出席している。
・法事・葬儀等の仏参は、四回勤めている（第22表）。
・「上之店益印店亷改」を、一月一〇日に吉仲庄太郎（支配）とともに勤めている。

［報酬］「大元方勘定目録」春季・秋季に、加判名代役料として、それぞれ銀一貫一九六匁二分五厘が記される（第19表）。このほか秋季には「紀印方役料」として銀三二二匁五分、「若山下り太儀料」として銀四三匁が記されている[3]。忠三郎に「紀印方役料」が支給されるのは、この年の秋季が最後となっている。

安政元寅年（一八五四）五八歳・四五年目

［席次］一月の時点での店内席次は、三番目。

［名代言送帳］江戸勤番を終え、四月一一日に江戸を出立。東海道経由で二一日に帰京している。

「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、六月・閏七月・一一月に月番、七月・八月・一二月に外用を勤めている（第20表）。

・店卸しについては、七月に唐物方を勤めている（第3表）。唐物方は、最高責任者が棚卸しを担当する部署であり、本来ならば中塚徳次郎か、中井茂兵衛が担当すべきところ、後述するように両人とも病気で引き籠っていたため、忠三郎が勤めることになったものとみられる。
・元方寄会には、二三回出席している（第21表）。
・店々の目録の押切りは、八月一二日に勘定場、二五日に上之店、一〇月七日に紅店について勤めている。
・上之店益印代呂物改を、七月二七日に勤めている。
・寺社参詣については、八月二二日に木嶋社の顕名霊神に社参、九月二五日には成願寺講に出席している。
・法事・葬儀等の仏参は、五回勤めている（第22表）。
・春季末の七月一四日には、支配役の手代を連れて、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。これも中塚徳次郎か、中井茂兵衛が勤めるべきところを忠三郎が代行したものとみられる。ちなみに忠三郎は、天保六年（一八三五）には支配役の筆頭として、当時の元方掛名代に同道して、この勤めを果たしている。
・一〇月一九日の蛭子講内祝に出勤し、本膳を供されている。

［報酬その他］「内永書」によると、閏七月に、忠三郎、井上甚三郎（元方掛名代）、土方治兵衛（名代）の三人に「太儀料」が下されている。中塚徳次郎（元〆）、中井茂兵衛（加判名代）が病気で引き籠っているなか、初荷を工面よく下すことができたというのが理由である。忠三郎の分は銀二五枚である（史料3①）。

この年には、亥子丑（嘉永四・五・六年）の割銀として別合力等をあわせて銀一〇貫二七〇目が申し渡されている（第13表）。

「大元方勘定目録」春季・秋季には、加判名代役料として、それぞれ一貫一九六匁二分五厘が記されている（第19

表）。

安政二卯年（一八五五）五九歳・四六年目

［席次］　一月の時点での店内席次は、三番目。一〇月に中塚徳次郎（元〆）が退役したことにより一つ上がり二番目となる。

［名代言送帳］　一月一二日、大坂表御用向のため大坂に船で下り、一五日に帰京している。

二月二六日、江州の佐々木神社に代参のため出立し、二九日に帰京している。

九月一四日、江戸表御用向のため江戸に出立。江戸勤番ではなく、短めの出張である。ちなみに、忠三郎が江戸滞在中の一〇月二日、安政の大地震が起きている。この地震で江戸の越後屋の店々は大破し、土蔵は潰れ、抱屋敷が類焼するなど大きな被害をうけた。[4] 一一月二八日に江戸を出立し、一二月九日に京都に帰着している。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、一月・四月・七月・八月に月番、二月・五月・九月に外用を勤めている（第20表）。
・店卸しについては、一月・七月とも絹方を勤めている（第3表）。
・元方寄会には一七回出席している。このほか二月一〇日には、上之店の初寄会にも出席している（第21表）。
・他店の目録の押切りは、四月一〇日に上之店、二四日に勘定場、五月一〇日に紅店について勤めている。
・法事・葬儀等の仏参は、五回勤めている（第22表）。
・年末の一二月二九日、支配役を連れて北三井家を訪れ、歳暮の祝詞と年末の仕舞方が無事済んだ報告をしている。

［報酬］　「大元方勘定目録」春季・秋季に、加判名代役料として、それぞれ銀一貫一九六匁二分五厘が記されている

（第19表）。

（1）「忠銀内建帳　六番」（三井文庫所蔵史料　本一九七九）。
（2）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一二九）。
（3）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続三一三一）。
（4）『三井事業史　本篇一』（一九八〇年）五八四ページ。

六　元〆期（六〇歳～六九歳）

安政三辰年（一八五六）六〇歳・四七年目

［席次］　一月の時点での店内席次は、二番目。

［名代言送帳］　二月一六日、月並寄会において、中井茂兵衛（加判名代）とともに、元〆役への昇進が申し渡された。手代の最高位に到達したことになる。

「名代言送帳」にみられる、加判名代の時期から引き続く仕事としては、①月番・外用などの月ごとの当番、②半年ごとの店卸し、③元方寄会への出席、④店々の勘定目録の押切り、⑤寺社参詣、⑥法事・葬儀等の仏参である。

①月々の当番については、五月に月番、二月・六月・九月に外用を勤めている。ただし、月番・外用ともこの年を最後として以後見られなくなる（第23表）。

②店卸しについては、一月に唐物方・絹方、七月に唐物方を勤めている（第3表）。

③元方寄会には、二七回出席している（第21表・第24表）。
④店々の目録の押切りについては、この年には記事が見られない。一月二二日、上之店益印代呂物改を勤めている。
⑤寺社参詣については、二月二五日、九月二五日に成願寺講に出席、八月二二日には木嶋社の顕名霊神に社参している。
⑥法事・葬儀等の仏参は、五回勤めている（第22表・第25表）。

なお、一〇月一九日の蛭子講内祝に際しては、出勤して本膳を供されている。

［報酬］　元〆への昇進にともない、「大元方勘定目録」には、元〆役料として、半季で銀二貫四七五匁が記される（一カ年に銀四貫九五〇匁）（第19表）。第6表の規定と比べると、四五パーセントの減額になっている。「別宅役料増減之覚」[1]によると、安政元年の江戸大火と翌年の大地震による被害を理由に、安政三年春季より、元〆から元方掛名代までが「ササ掛」（五五パーセント）、勘定名代・名代が「カサ掛」（六五パーセント）、後見が「エ掛」（七〇パーセント）、通勤支配が「エサ掛」（七五パーセント）になっており、これと付合する。

第23表　市川忠三郎の当番勤務（元〆期）

年	月	担当	職階
安政3年	2月	外用	元〆
	3月	一	
	4月	一	
	5月	月番	
	6月	外用	
	7月	一	
	9月	外用	
	10月	一	
	11月	一	
	12月	一	

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料別1778，1779）。
注）第2表に同じ。

安政四巳年（一八五七）六一歳・四八年目

［席次］　一月の時点の店内席次は二番目。二月一六日に中井茂兵衛（元〆）が退役したため、席次が一位に繰り上がった。

［名代言送帳］　「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・月々の当番については、もはや勤めていない。京本店の最高位となったことによるものであろう。

年	月　日	内　容
安政6年	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月30日	元方功納寄会
	8月2日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	月並元方御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方御寄会
	10月16日	月並元方御寄会
	11月2日	元方御寄会
	11月16日	元方御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方月並御寄会
万延元年	1月20日	元方臨時御寄会
	1月26日	元方初御寄会
	1月30日	元方功納御寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月9日	上之店初寄会
	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方月並御寄会
	閏3月2日	元方御寄会
	閏3月16日	元方月並御寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	月並元方御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月29日	元方功納寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	月並元方御寄会
	9月2日	元方月並御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方御寄会
	10月16日	月並御寄会
	11月2日	元方御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方月並御寄会

年	月　日	内　容
文久元年	1月26日	元方御寄会
	1月29日	元方功納御寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月10日	上之店初寄会
	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方月並御寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月30日	元方功納寄会
	8月2日	元方御寄会
	8月8日	元方内寄会
	8月16日	元方月並御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月16日	元方月並御寄会
	11月2日	元方月並御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方月並御寄会
文久2年	1月26日	元方御寄会
	1月30日	元方功納御寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月10日	上之店初寄会
	2月13日	紅店初寄会
	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方御寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	月並元方御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月29日	元方功納寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月16日	月並元方御寄会
	閏8月2日	元方御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	元方月並御寄会

出所）「名代言送帳」（三井文庫所蔵史料　別1778～1780）。

第24表　市川忠三郎の元方寄会等出席（元〆期）

年	月　日	内　容
安政3年	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方月並御寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	月並元方御寄会
	4月20日	元方臨時御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方月並御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月29日	元方功納寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月8日	元方内寄会
	9月2日	元方月並御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方御寄会
	10月16日	元方月並御寄会
	11月2日	元方月並御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方月並御寄会
安政4年	1月26日	元方初寄会
	2月7日	元方月並御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月9日	上之店初寄会
	2月21日	元方臨時御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方月並寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	元方月並御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	月並元方御寄会
	閏5月2日	元方御寄会
	閏5月15日	月並元方御寄会
	6月16日	月並元方御寄会
	7月2日	月並御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月29日	元方功納寄会
	8月2日	元方御寄会
	8月16日	元方月並御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	月並御寄会出席
安政4年	10月2日	元方御寄会
	10月16日	月並元方御寄会
	11月2日	元方御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
	12月2日	元方御寄会
	12月16日	元方御寄会
安政5年	1月26日	元方月並御寄会
	1月29日	元方功納寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方御寄会
	4月2日	元方御寄会
	5月2日	元方御寄会
	5月16日	月並元方御寄会
	6月2日	元方御寄会
	6月16日	元方月並御寄会
	7月2日	元方月並御寄会
	7月26日	元方月並御寄会
	7月30日	元方功納寄会
	8月2日	元方月並御寄会
	8月16日	月並元方御寄会
	9月2日	元方御寄会
	9月16日	元方月並御寄会
	10月2日	元方御寄会
	10月16日	元方月並御寄会
	11月2日	元方御寄会
	11月16日	元方月並御寄会
安政6年	1月26日	元方御寄会
	1月30日	元方功納御寄会
	2月2日	元方御寄会
	2月8日	元方内寄会
	2月9日	上之店初寄会
	2月16日	元方月並御寄会
	3月5日	元方御寄会
	3月16日	元方月並御寄会
	3月24日	元方臨時御寄会
	4月2日	元方御寄会
	4月16日	元方月並御寄会
	5月2日	元方月並御寄会
	5月16日	元方月並御寄会
	6月2日	元方臨時御寄会
	6月16日	元方月並御寄会

・法事・葬儀等の仏参が、前年の五回に比べ大幅に増加し、都合二〇回勤めている（第25表）。
・店卸しについては、一月に絹方、七月に唐物方を勤めている。これ以後、店卸しの担当は唐物方で一定する（第3表）。
・元方寄会には、二六回出席している。二月には上之店の初寄会に出席している（第24表）。
・寺社参詣については、八月二二日、木嶋社に顕名霊神神事につき社参している。
・一月二〇日、大坂に船で下り、二二日に帰京している。
・春季末の七月一四日には、支配役を連れて北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。
・年末の一二月二八日には、三井家同族宅ならびに店々を廻って「歳暮御礼」を勤めている。また一二月三〇日には、支配役を連れて北三井家・新町三井家を訪れ、歳暮祝詞と年末の仕舞方が無事済んだことを報告している。

［報酬］　この年には、寅卯辰（安政元・二・三年）の割銀として別合力等をあわせて銀一六貫八七九匁が申し渡されている（第9表）。前回に比べると五割以上増加している。

元〆役料については、この年の「大元方勘定目録」が欠けているので、不明である。

安政五午年（一八五八）六二歳・四九年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。別宅手代としては、忠次郎の下に、井上甚三郎（加判名代）、土方伊兵衛（勘定名代）、吉仲庄太郎（名代）、中塚茂次郎（通勤支配）の四人がいた。

［名代言送帳］　この年の特筆すべきことは、八月に嫡子の徳松が病死するという不幸に見舞われたことと、一一月に江戸に下向したことである。

第25表　市川忠三郎の仏参（元〆期）

年	月　日	内　容
安政3年	5月6日	宗寿(北①)・祥月
	9月13日	寿讃(北①室)・祥月
	11月27日	宗竺(北②)・祥月
	12月15日	岡田九右衛門(糸店勘定名代)・葬式
安政4年	1月6日	宗潤(伊⑥)・初七日／宗節(北⑥)・祥月
	3月6日	宗徹(北⑤)・祥月
	4月6日	宗栄(伊①)・祥月
	4月12日	宗潤・百ケ日
	5月6日	宗寿(北①)・祥月
	5月23日	宗陸(北⑦)・初七日
	5月25日	宗陸・灰葬
	6月17日	宗陸・月忌
	6月18日	宗印(新①)・祥月
	6月19日	宗陸・五七日
	7月6日	真如堂墓参
	8月9日	元八(伊⑥)・葬式
	8月10日	元八・灰葬
	8月21日	宗山(新③)・祥月
	9月20日	宗億(新②)・祥月
	9月23日	寿光(北①六男室)・百五十回忌
	10月13日	寿讃(北①妻)・祥月
	10月27日	宗巴(伊③)・祥月
	11月15日	一成(北④)・祥月
	11月27日	宗竺(北②)・祥月
安政5年	3月2日	宗和(小⑥)・初七日
	3月8日	宗以(伊②)・祥月
	3月17日	宗陸(北⑦)・一周忌／宗和・初月忌
	3月27日	宗和・尽七日
	4月7日	宗栄(伊①)・百五十回忌開闢法事
	4月8日	丸山芳太郎(大元〆跡)母・葬式
	4月12日	宗栄(伊①)・百五十回忌逮夜
	4月13日	宗栄(伊①)・百五十回忌法事
	4月21日	宗温(新⑥)・初七日
	4月24日	宗温・葬式
安政5年	4月25日	宗温・灰葬
	5月6日	宗栄(伊①)・百五十回忌法事(西教寺)
	5月16日	宗温・初月忌
	5月28日	宗温・尽七日
	7月6日	真如堂墓参
	7月25日	宗温・百ケ日
	8月21日	宗山(新③)・祥月
	9月10日	中村徳兵衛養母・葬式
	10月6日	宗輝(新⑤)・祥月
	10月13日	寿讃(北①室)・祥月
	10月17日	宗清(北②)・祥月
	10月27日	宗巴(伊③)・祥月
安政6年	1月21日	中井太右衛門(元〆退役)・中陰施餓鬼
	3月8日	宗以(伊②)・祥月
	3月11日	井上甚三郎(加判名代)・葬式
	3月15日	井上甚三郎・初七日
	3月28日	井上甚三郎・三七日退夜
	4月6日	宗栄(伊①)・祥月／井上甚三郎・四七日
	5月6日	宗寿(北①)・祥月／宗粛(永⑤)・二十三回忌
	6月5日	賢之助(北⑧男)・灰葬
	7月6日	真如堂墓参
	9月9日	宗億(新②)・祥月
	10月6日	宗輝(新⑤)・祥月
	10月13日	寿讃(北①室)・祥月
	10月17日	崇清(北②)・祥月
	11月15日	一成(北④)・祥月
万延元年	1月6日	宗節(北⑥)・祥月
	2月27日	宗和(小⑥)・三回忌
	3月6日	宗徹(北⑤)・祥月
	4月13日	宗本(室⑦)・五十回忌
	4月15日	宗温(新⑥)・三回忌
	4月24日	宗湛(小⑤)・二十三回忌／寿林(小②室)・百回忌
	4月28日	小森伊三次(加判名代)・葬式

年	月　日	内　容
万延元年	5月6日	宗寿(北①)・祥月／小森伊三次・四七日
	5月28日	小森伊三次・尽七日
	6月18日	宗印(新①)・祥月
	7月6日	真如堂墓参
	7月25日	宗吟(新⑦)・初七日
	8月10日	宗吟・三七日
	9月17日	宗龍(新④)・五十回忌／宗厳(室⑧)・二十七回忌
	9月20日	宗億(新②)・祥月／中塚道仁(元〆退役)・施餓鬼
	10月6日	宗輝(新⑤)・祥月
	10月13日	寿讃(北①妻)・祥月
	10月17日	宗清(北②)・祥月／浄観(小野⑤)・祥月
	11月15日	一成(北④)・祥月
文久元年	2月7日	村田浄意(江戸向店後見格)・六七日光明供
	3月6日	宗幹(松⑤)・二十三回忌
	4月6日	宗栄(伊①)・祥月
	7月6日	真如堂墓参
	8月21日	宗山(新③)・祥月
文久元年	9月20日	宗億(新②)・祥月
	10月6日	宗輝(新⑤)・祥月
	10月13日	栄昌院(北①室)・祥月
	11月15日	一成(北④)・祥月
	11月27日	宗竺(北②)・祥月
文久2年	1月6日	宗節(北⑥)・祥月
	1月25日	宗韻(松⑥)・七回忌
	2月13日	佐々木喜左衛門(上之店通勤支配)・五七日
	3月6日	宗徹(北⑤)・祥月
	3月8日	宗以(伊②)・祥月
	4月6日	宗栄(伊①)・祥月
	4月15日	宗温(新⑥)・祥月
	5月6日	宗寿(北①)・祥月
	7月6日	真如堂墓参／寿禅(新⑥室)二十三回忌／宗吟(新⑦)・三回忌
	8月21日	宗山(新③)・祥月／妙音・光明供
	閏8月28日	田宮弥七(加判名代跡)実母・葬式
	9月20日	宗億(新②)・祥月／一色藤四郎(江戸本店)・法事

出所）「名代言送帳」(三井文庫所蔵史料　別1778～1780)。
注）第5表に同じ。

八月四日、嫡子の徳松が、急病のため死去した。徳松は三日の昼頃から「疫痢之症」を発し、療養の手が尽くされたが、翌四日の七ツ半時に死去してしまった。数えで一〇歳であった。徳松の葬儀は、八月六日に七条（七条道場か）において営まれた。内帳場、野帳場は京本店の手代が担当し、店からは土方伊兵衛（勘定名代）、泉平吉（支配）、ほかに別宅中、相続講、三栄講からも参列者があった。忠三郎は、八月八日の元方内寄会は欠席したが、八月一六日の月並寄会からは出席を再開している。

一一月二四日、江戸表用向のため、東海道経由で江戸に下った。今回の用向きは、一一月一五日の江戸表の出火で、駿河町の越後屋の店舗をはじめ抱

屋敷が類焼した事態に対応するためのものだった。[2] 一二月二七日、用向きを終えて江戸を出立し、東海道経由で帰途についた（京都着は翌年の一月八日）。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・大坂表用向として、一月一九日、八郎右衛門（北三井家八代高福）に付き添って大坂に下り、二一日に帰京している。六月二四日にもまた大坂に下り、二七日に帰京している。

・店卸しについては、一月・七月とも唐物方を担当している（第3表）。

・元方寄会には、二三回出席している（第24表）。

・寺社参詣については、二月二五日、九月二五日、成願寺講に出席している。

・法事・葬儀等の仏参は、二二回勤めている（第25表）。

・春季末の七月一四日には、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。

・一〇月一九日の蛭子講内祝に際しては、出勤して本膳を供されている。

［報酬その他］ 元〆役料は、秋季の「大元方勘定目録」によると（春季分は史料欠）、半季で銀二貫九二五匁に上昇している（一カ年に換算すると銀五貫八五〇目）（第19表）。第6表の規定と比べた削減率は三五パーセントになっている。

この年の秋季以降「通勤元手銀預控」が残っており、忠三郎の預け銀の額が判明するようになる。これをまとめたものが第26表である。安政五年（一八五八）秋季の期首の預高として、銀一六九貫九五〇匁一分一厘が記録されている。第8表によると、天保九年（一八三八）秋季が、銀二三貫七〇〇匁二分七厘であったので、二〇年間に七倍に増えたことがわかる。第26表によれば、安政五年秋季には銀一五貫六九二匁余が引き出されているが、その使途は詳らかにできない。徳松の葬儀に関する費用か、または自己資金の活用のための何らかの投資的な支出かもしれない。このほか秋季

第26表　市川忠三郎の通勤元手銀預り額（安政５年秋季～慶応元年秋季）

年　季	期　首	利　息	預　り	割銀預り	渡　し	合　計
安政５年秋季	169貫950匁11	３貫282匁			15貫692匁05	157貫540匁13
安政６年春季	157貫540匁13	３貫880匁			６貫860匁87	154貫559匁26
(1859)　秋季	154貫559匁26	３貫282匁	３貫193匁81	16貫879匁（寅卯辰）		177貫914匁07
万延元年春季	177貫914匁07	４貫485匁	３貫291匁07			185貫680匁14
(1860)　秋季	185貫680匁14	３貫282匁			343匁89	188貫618匁25
文久元年春季	188貫618匁25	３貫880匁	１貫415匁17			193貫913匁42
(1861)　秋季	193貫913匁42	３貫282匁	９貫241匁86			206貫437匁28
文久２年春季	206貫437匁28	３貫880匁	16貫593匁48			226貫910匁76
(1862)　秋季	226貫910匁76	３貫282匁		23貫414匁（巳午未）	926匁82	253貫277匁94
文久３年春季	253貫277匁94	３貫880匁			455匁12	256貫702匁82
(1863)　秋季	256貫702匁82	３貫282匁	267匁99			260貫252匁81
元治元年春季	260貫252匁81	３貫880匁	117匁58			264貫250匁39
(1864)　秋季	264貫250匁39	３貫282匁			１貫450匁99	266貫081匁４
慶応元年春季	266貫081匁４	４貫485匁			36貫992匁96	233貫563匁44
(1865)　秋季	233貫563匁44					（退勤方振ル）

出所）「通勤元手銀預控　十五」（三井文庫所蔵史料　本1928）。

には、店への預け銀の半期分利息として、銀三貫二八二匁が繰り込まれている。[3]

ちなみに第27表は、安政五年秋季の本店一巻の別宅手代の通勤元手銀預り額をまとめたものである。忠三郎の預額が格段に多いことがわかる。次いで多いのは、やはり元〆役を勤める奥村忠右衛門（大坂本店）で、これも銀一〇〇貫目をこえている。

第27表　本店一巻別宅手代の通勤元手銀預り額（安政5年秋季）

所　属	職　階	名　前	通勤元手銀預り高（期首）
京本店	元　〆	市川忠三郎	銀169貫950匁1
	加判名代	井上甚三郎	36貫993匁15
	勘定名代	土方治兵衛	63貫494匁55
	名　代	吉仲庄太郎	17貫650匁03
	通勤支配	中塚茂次郎	20貫006匁33
江戸本店	加判名代	福井文十郎	24貫748匁87
	元方掛名代	中村安兵衛	29貫374匁44
	勘定名代	一色藤四郎	14貫995匁54
	後　見	鍬形佐兵衛	8貫297匁14
	後見格	沢木新四郎	8貫145匁18
大坂本店	元　〆	奥村忠右衛門	111貫390匁31
	勘定名代	金川新太郎	13貫362匁11
	後見格	土田次郎助	10貫612匁3
江戸向店	元方掛名代	刀根喜三郎	15貫394匁31
	後見格	藤村徳三郎	8貫522匁98

出所）「通勤元手銀預控　十五」（三井文庫所蔵史料　本1928）。

安政六未年（一八五九）六三歳・五〇年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］　この年の六月には、越後屋の横浜店が店開きしている。

忠三郎に関して、この年の特筆すべきこととしては、四月一四日、室町通竹屋町下ル町（鏡屋町）東側に転居したことがあげられる。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・大坂表御用向のため、一〇月一九日に大坂に下り、二三日に帰京している。

・店卸しについては、前年同様、一月・七月とも唐物方を担当している（第3表）。

・元方寄会には、二八回出席している。二月には上之店の初寄会に出席している（第24表）。
・寺社参詣については、八月二二日には木嶋社の顕名霊神神事に社参、九月二五日は成願寺講に出席している。
・六月二二日には、この月に開店した横浜店について、北三井家の稲荷に「御千度」を、木村忠兵衛（勘定名代）ら四人とともに勤めている。
・法事・葬儀等の仏参は、一四回勤めている（第25表）。
・春季末の七月一四日には、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。年末の一二月三〇日にも、北三井家を訪れ、歳暮祝詞と年末の仕舞方が無事済んだことを報告している。

［報酬その他］　「内永書」によると、八月六日、月並寄会にて「太儀料」銀三〇枚が申し渡された。春季以来人手が少なく、心配事が多い中で骨を折ったということによる（史料3②）。

元〆役料については、この年の「大元方勘定目録」が欠けているので、不明である。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて七貫一六二匁が繰り込まれている（第26表）。

万延元申年（一八六〇）六四歳・五一年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］　「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・大坂表御用向ということで、大坂に三度下っている。まず、一月一四日に次郎右衛門（北三井家九代高就）とともに大坂に下り、一六日に帰京。二回目は、九月一〇日に下り、一三日に帰京。三回目は、一一月二五日に三郎助（小石川三井家七代高喜）に同行して下り、二九日に帰京している。

・店卸しについては、一月・七月とも唐物方を担当している（第3表）。
・元方寄会への出席は三〇回を数える。二月には上之店の初寄会に出席している（第24表）。
・寺社参詣については、二月二三日に稲荷代参、九月二二日に木嶋社の顕名霊神神事につき社参している。
・一〇月一九日の蛭子講内祝に際しては、出勤して本膳を供されている。
・法事・葬儀等の仏参は、一九回勤めている（第25表）。
・春季末の七月一四日には、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。また年末の一二月三〇日にも、北三井家を訪れ、歳暮祝詞と年末の仕舞方が無事済んだことを報告している。

なお、この年の四月、忠三郎は、京本店支配役の上島半三郎を養子にすることを願い出ている（史料5）。この場合の養子とは、娘お仲の婿にするということであろう。店に出された願書によると、養子を希望する理由については「追々及老年、相続人無御座、心配仕候ニ付」とある。上島半三郎は、天保七年（一八三六）三月より奉公開始。親は京都新町通御池下ル町（神明町）の亀屋半助である。弘化四年（一八四七）九月に小川二条下ル町の越中屋七右衛門に親元（宿元）を直し、新たに請状を出しているが、仔細は不明である。忠三郎からの養子願に先立つ閏三月には、半三郎の当時の宿元である蛭子屋徳兵衛から、京本店に宛てて、「養子入家願」が出されている（史料4）。

［報酬］　この年には、巳午未（安政四・五・六年）の割銀として、別合力等をあわせて銀二三貫四一四匁が申し渡されている（第9表）。

「大元方勘定目録」春季・秋季に、元〆役料として、それぞれ銀二貫九二五匁が記されている（一ヵ年で銀五貫八五〇匁）。春季には「閏月増」として銀四八七匁五分、秋季には「八木高直ニ付増」として銀一四六匁二分五厘が付け加えられている（第19表）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて七貫七六七匁が繰りこまれている（第26表）。

文久元酉年（一八六一）六五歳・五二年目

［席次］　一月の時点の店内席次は、一番目。

［名代言送帳］　前年四月に願い出ていた、上嶋半三郎を養子とする件については、この年の二月二七日に認められた。これにより上嶋半三郎は、市川半三郎と改められた。「賄方永代帳」には、店および大元方・本店の別宅手代からの祝儀が記載されている。(4)

半三郎は、京本店の支配役であったのだが、この年の一月一八日に退役が認められている。「名代言送帳」の一月一八日の記事によると、半三郎については「親類相続筋ニ付無拠暇」を願ったので「首尾能御暇望性銀等」を申し渡したが、紅店が人手が足りないため本店支配並として同店に雇勤めを命じることとしている。四月二二日には「市川半三郎、今日日執宜、引越被致候ニ付、先格之通於台所盃いたし」と記され、半三郎が京本店から引越ししたことがわかる。

忠三郎は、四月二一日、江戸表御用向のため、中山道を江戸に向けて下った。二カ月弱の滞在の後、六月一八日に江戸をたち、東海道を経て六月二九日に帰京した。忠三郎にとっては、別宅手代になってから八回目の、そして最後の江戸行きとなった。

そのほか「名代言送帳」に見られる忠三郎の仕事は以下の通り。

・一月一三日、大坂表御用向のため、三郎助（高喜）に同道し大坂に下り、一六日に帰京している。

・店卸しについては、一月・七月とも唐物方を勤めている（第3表）。

・元方寄会には二〇回出席している（第24表）。

・寺社参詣については、八月二二日、木嶋社の顕名霊神神事につき社参、九月二四日、成願寺講に出席している。
・一〇月一九日の蛭子講内祝に際しては、出勤して本膳を供されている。
・法事・葬儀等の仏参は、一〇回勤めている（第25表）。
・春季末の七月一四日には、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。また年末の一二月三〇日には、北三井家に、歳暮祝詞と年末の仕舞方が無事済んだことを報告している。

［報酬その他］「内永書」によると、忠三郎が「江戸表并横浜店見繕」のために江戸に下ったことに対し、七月に「太儀料」として銀三五枚が申し渡されている（史料3②）。

「大元方勘定目録」春季・秋季に、元〆役料として、それぞれ銀二貫九二五匁が記されている（一ヵ年で銀五貫八五〇匁）。春季・秋季とも「八木高直ニ付増」として銀一四六匁二分五厘が付け加えられている（第19表）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて七貫一六二匁が繰り込まれている（第26表）。

文久二戌年（一八六二）六六歳・五三年目

［席次］一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］この年、特筆すべきことは、秋頃（九月下旬から一〇月初旬の時期）に、忠三郎が病に倒れたことである。一〇月一九日の蛭子講の記事には、忠三郎に関して「不快ニ付不参」とある。一〇月以降、寄会、神社参詣、法事・葬儀等の仏参に関する記事もなくなる。

「賄方永代帳」によると、一〇月八日、「時候当」で体調を崩し、家で養生している忠三郎に対し、見舞いとして干菓子一折（代銀一二匁）がおくられている。[5] 慶応元年七月一日に忠三郎が死去した際の「名代言送帳」の記事には「中風

第28表　京本店別宅手代の役料（文久２年春季）

職　階	名　前	a 大元方出し	b 店出し	１年分：(a＋b)×２
元　〆	市川忠三郎	銀３貫375匁	―	６貫750匁
加判名代	木村忠兵衛	１貫012匁５	１貫687匁５	５貫400匁
勘定名代	吉仲庄太郎	―	２貫312匁５	４貫625匁
後　見	中井茂兵衛	―	１貫781匁25	３貫562匁５

出所）「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続2411-1），「忠銀内建帳」（三井文庫所蔵史料　本1979）。

之気味合」と記されているので、中風で倒れたものとみられる。

「名代言送帳」に見られる、病気になる以前の、忠三郎の仕事は以下の通り。

・大坂表御用向のため、一月一四日、大坂に下り、一六日に帰京している。

・店卸しについては、一月・七月とも唐物方を担当している。この七月が店卸しで担当部署を受け持った最後となった（第３表）。

・元方寄会には、九月一六日を最後として二〇回出席している。二月には上之店・紅店の初寄会にも出席している（第24表）。

・寺社参詣については、二月一六日に稲荷代参、二月二五日に成願寺講に出席し、八月二二日は木嶋顕名霊神神事に参詣している。

・法事・葬儀等の仏参は、九月二〇日までに一二回勤めている（第25表）。

・春季末の七月一四日には、北三井家を訪れ、初荷下しと諸払方が無事済んだことを報告している。

［報酬］　「内永書」によると、九月に忠三郎と吉仲庄太郎に対し「太儀料」が申し渡されている。理由は「春来不人、殊ニ時節柄何角骨折」ということで、忠三郎に与えられた銀額は銀三〇枚である（史料３②）。

元〆役料は、「大元方勘定目録」によると、半季で銀三貫三七五匁（一カ年銀六貫七五〇目）に引き上げられている（第19表）。第６表の規定と比べた削減率は二五パーセントになっている。「別宅役料増減之覚」によると「諸品格外之高直」を理由に文久二

年春季より、元〆から元方掛名代までは「エ半掛」（七五パーセント）、勘定名代・名代は「チ半掛」（八五パーセント）、後見・通勤支配は「ウ半掛」（九五パーセント）になっており、これと付合する。秋季には「閏月増」ということで銀五六二匁五分が付け加えられている（第19表）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて銀七貫一六二匁が繰り込まれている。また巳午未分の割銀二三貫四一四匁も繰り込まれている（第26表）。

文久三亥年（一八六三）六七歳・五四年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］　忠三郎は、居宅で養生をしていたと見られる。一〇月一九日の蛭子講の記事には、出席者として市川忠三郎の名が記されているが、その他の、元方寄会への出席、店卸し、寺社参詣、法事・葬儀等の仏参などに関する記事には忠三郎の名はあらわれない。

「賄方永代帳」によると、一二月五日に、寒中見舞いをかねて店から忠三郎に干菓子一折（代銀一一匁）が贈られているのだが、その際の記述に「病気ニ付、昨冬より在宿養生罷在、折々出勤被致候へ共」とある。[6] 忠三郎の病状は完治には至らないものの、家で養生しながら、時々は京本店に出勤していたようである。

［報酬その他］　「大元方勘定目録」春季・秋季に、元〆役料として、それぞれ銀三貫三七五匁が記されている（一ヵ年で銀六貫七五〇匁）（第19表）。

この年には、申酉戌（万延元・文久元・同二年）の割銀として、別合力等をあわせて銀二八貫九九四匁が申し渡されている（第9表）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて七貫一六二匁が繰り込まれている（第26表）。

元治元子年（一八六四）六八歳・五五年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］　七月一九日、禁門の変により、京本店・両替店・勘定場等が類焼した。「内永書」によると、市川忠三郎にも「類焼ニ付」「御合力太儀料」が遣わされていることから、忠三郎の居宅（安政六年に転居した室町通竹屋町下ル町）も類焼したらしい（史料3②）。八月八日の「別宅中不残類焼ニ付、当分仮宅住居左ニ」という記事の中に、市川忠三郎についての記載もあり、忠三郎が中筋通知恵光院西入町（菱屋町）の借宅に落ち着いたことがわかる。元方寄会への出席、店卸し、寺社参詣、法事・葬儀等の仏参などを勤めた記事は見られない。

［報酬］　「大元方勘定目録」春季・秋季に、元〆役料として、それぞれ前年と同額の銀三貫三七五匁が記されている（一ヵ年銀六貫七五〇匁）。秋季には「諸色高直ニ付増」として銀六七五匁が付け加えられている（第19表）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季・秋季あわせて七貫一六二匁が繰り込まれている（第26表）。

慶応元丑年（一八六五）六九歳・五六年目

［席次］　一月の時点の店内席次は一番目。

［名代言送帳］　この年の七月、忠三郎は、六九年の生涯を閉じた。

これに先立つ四月、忠三郎は、大元方・京本店・京両替店等の別宅手代一二人に対して、退身願を提出している（史料6）。この願書には、これまで健康がすぐれず養生を続けてきたが、全快の見通しが付かないという医者の見立てで

あること、具体的には「未眼気等茂不宜、遠方歩行難出来」という状況であることを退身の理由としてあげている。

「賄方永代帳」によると、六月四日「病気にて久々在宿養生罷在」る忠三郎に対し、店から暑中見舞いをかねて、白砂糖一斤半（代銀二〇匁二分）がおくられている。(7)

「名代言送帳」によると、六月一七日には、京本店の森藤五郎（名代）、細田源次郎（支配）、河野喜太郎（組頭）が、忠三郎の病気全快を願って、北野天満宮で御百度参りを勤めている。このころ、忠三郎の病状の悪化が進んでいたものかもしれない。

七月一日、市川忠三郎死去。行年六九歳、法名は「忠誉致寛義法禅定門」であった。「名代言送帳」のこの日の記事によれば、忠三郎は六月の中旬ごろから「時候当り」で下痢の症状を起こし、福井丹波守、高階安芸守の二人の朝廷御用医師の診察・投薬をうけたが、回復しないまま、七月一日の暁卯刻に世を去ったと記されている。

七月三日、忠三郎（義法）の葬儀が、七条で営まれた。

七月六日、忠三郎（義法）の初七日。店々から規定通りに香奠が送られた。(8) 三井家同族からは志として、真如堂において施餓鬼が執行されている。七月一一日、忠三郎（義法）の二七日には吉仲庄太郎以下四名が仏参した。以後、三七日（七月二一日）、四七日（七月三〇日）、五七日（八月六日）、六七日（八月一二日）、尽七日（八月一七日）に、それぞれ別宅手代はじめ四名の手代が、代わる代わる仏参している。

八月二〇日には、忠三郎（義法）の遺言により、別宅手代と支配役の手代に対して「遺物」が贈られている（支配役へは掛物一幅）。

［報酬その他］　「大元方勘定目録」春季に、元〆役料として銀三貫三七五匁、閏月増として銀六七五匁、諸色高直ニ付増として銀六七五匁が記されている（第19表）。

第29表　市川義法（忠三郎）の通勤退役銀預り額（慶応元年～明治元年）

年　季	期　首	利　息	預　り	渡　し	期末合計
慶応元年秋季	銀233貫563匁44	銀2貫502匁5	銀28貫994匁（申酉戌割銀）	銀3貫895匁83	銀261貫164匁11
慶応2年春季	261貫164匁11	2貫958匁5		3貫880匁92	260貫240匁69
同　　秋季	260貫240匁69	2貫502匁5		4貫935匁7	257貫807匁49
慶応3年春季	257貫807匁49	2貫958匁5		4貫174匁9	256貫590匁09
同　　秋季	256貫590匁09	2貫502匁5		3貫754匁78	255貫337匁81
明治元年春季	255貫337匁81	3貫412匁5	22貫064匁（亥子丑割銀）	3貫507匁98	255貫242匁33
同　　秋季	255貫242匁33	2貫502匁5		2貫637匁12	277貫171匁71

出所）「通勤退役銀預控　拾五」（三井文庫所蔵史料　続1777）。

「通勤元手銀預控」によると、預銀の利息として、春季分として銀四貫四八五匁が繰りこまれている。さらに秋季の期首の時点で、銀二三三貫五六三匁四分四厘が記録され、「退勤方振ル」と記されている（第26表）。この額が「通勤退役預銀控」という帳簿に移される。この「通勤退役預銀控」においては半季ごとに、利息・預り・渡分が計算されている。それをまとめたのが第29表である。預りとしては、申酉戌（万延元・文久元・同二年）の割銀二八貫九九四匁、亥子丑（文久三・元治元・慶応元年）の割銀二二貫〇六四匁が加えられ、総額はさらに増加することになる。明治元年（一八六八）秋季まで記載があり、その時点での店に預けられた額は、銀二七七貫一七一匁七分一厘に達している。

ちなみに「大元方勘定目録」によると、慶応元年（一八六五）秋季から明治元年（一八六八）春季までの六季にわたり、「元〆隠居料」の項目なかに、「元〆役市川義法死後半役料」として銀一貫六八七匁五分（生前の元〆役料半年分＝銀三貫三七五匁の半額）が計上されている（第19表）。これは第29表の「通勤退役預銀控」の「預り」としては記載されていないので、別途、遺族に渡されたものとみられる。(9)

（1）「忠銀内建帳　六番」（三井文庫所蔵史料　本一九七九）。

（2）『三井事業史　本篇一』（一九八〇年）五八四ページ。

（3）「通勤元手銀預控　拾五」（本一九二八）の冒頭には、預銀に対する利息についての規程が載せられている（天明八年春季改定）。それによれば、別宅手代の店への預銀のうち銀三〇貫目までは「月チ朱」（月〇・八パーセント）、それを超えた分は職階ごとに定められた限度額まで「年サ歩」（年五パーセント）の利息がつき、限度額以上の預銀は無利息となる。職階ごとの利息がつく限度額は、大元〆が銀一六〇貫目、元〆が一三〇貫目、加判名代が一〇〇貫目、元方掛名代が八〇貫目、勘定名代が六〇貫目、名代が五〇貫目、後見が三五貫目、通勤支配が三〇貫目となっている。なお銀三〇貫目までの利息は、弘化元年から、月カ朱（月〇・六パーセント）に引き下げられている。

（4）「賄方永代帳」文久二年二月二四日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇乙）。

（5）「賄方永代帳」文久二年一〇月八日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇乙）。

（6）「賄方永代帳」文久三年一二月五日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇乙）。

（7）「賄方永代帳」慶応元年六月四日の記事（三井文庫所蔵史料　本一五六〇乙）。

（8）ちなみに慶応元年の春季の「大元方勘定目録」（三井文庫所蔵史料　続二四一四-一）には、「元〆役市川忠三郎、死去香奠」として金一両の支出が記載されている。

（9）明治一五年「西京相続講中履歴一綴」（史料7）によると、「二代目忠三郎妻市川なか」の名義で相続講に加入していることがわかる。この「なか」は、天保一二年に忠三郎とよしの間に生まれ、翌年に疱瘡に罹った「お仲」であろう。住所の「室町竹屋町下ル鏡屋町」は、安政六年に忠三郎が転居した住所のままである。職業が「雑業」とあるのは、忠三郎が「無商売ニ而勤仕」したため、自分商売を営んでいなかったことの表れではないかと考えられる。

なかの夫である半三郎こと二代目忠三郎は、明治以降も、紅店から西京本店に転じて勤務を続け、明治一二年には支配格雇勤になっている。

その後、市川家は、市川長次郎という人物によって継承されたものと見られる。市川長次郎は、明治四四年（一九一一）八月に、三井家編纂室が大阪三越店にて聞き取り調査を行った際に聞き取り対象となった大阪三越店古老三人のうちの一人であり、談話の記録では「市川忠三郎の後」と説明されている。「五十五六の老人」「店の勤仕の初は明治初年頃」との説明もあるので、最初大阪三越店に勤務し、のちに市川忠三郎家の養子となったものと考えられる（樋口知子「京都・大坂越後屋勤仕者等談話要領」『三井文庫論叢』二六号、一九九二）。ちなみに、史料7で、市川なかが居住していたことがわかる鏡屋町（室町通竹屋町下ル）の、大正元年（一九一二）の地図には二三・二五番地（東側）、三〇番地（西側）の地面の所有者として、市川長次郎の名が記されている（松本利治『京都市町名変遷史　御所周辺2』一九九三）。

むすびにかえて

京本店の元〆を勤めた市川忠三郎の五六年に及ぶ奉公人人生のうち、後半の別宅時代の三〇年分について、一年ごとに奉公履歴を追ってみた。以下、二点ほど述べて結びにかえたい。

第一に、「名代言送帳」など継続的に作成された帳簿類から、別宅手代の奉公について、明らかにすることができることがらについて。

市川忠三郎に即してみると、「名代言送帳」からは、職階の昇進、月番の担当、店卸しの担当、元方寄会への出席状況、神事・仏事の出席状況、江戸勤番を含む京都の外の地域への出張、などが明らかにできる。私的な局面に関しては、婚姻、出産、家族の死去、転居などの情報が記されている。

右のうち、店の職務に関して、後見から元〆までのそれぞれの職階の時期ごとの回数をみれば、以下の通り。

江戸勤番については、後見期に一回、名代期に一回、勘定名代期に一回、元方掛名代期に二回、加判名代期に一回勤めている。勘定名代期からは、ほぼ三年に一度のペースであった。元〆期も江戸に出かけているが、これは勤番ではない。

元方寄会等へ出席は、後見期に一四回、名代期に一三回、勘定名代期に二二回、元方掛名代期に五〇回、加判名代期に七二回、元〆期には九一回となる。元方掛名代の二年目から急増し、元〆期には全回出席に近くなっている。

店々勘定目録の押切りは、上之店・紅店・勘定場について、後見期に七回、名代期に四回、勘定名代期に五回、元方掛名代期に四回、加判名代期に八回みられる。元〆期には見られない。

江戸・大坂の別宅手代への応対の仕事は、後見期に一〇回、名代期に三回、勘定名代期に六回みられる。元方掛名代期以降は見られない。

寺社参詣は、後見期に三回、名代期はなし、勘定名代期に三回、元方掛名代期に五回、加判名代期に五回、元〆期に増えて一五回みられる。参詣先は、伏見稲荷の初午、成願寺の天神講、木嶋社の顕名霊神である。

仏参は、後見期に三一回、名代期に一四回、勘定名代期に二八回、元方掛名代期に一七回、加判名代期に二一回、元〆期には大幅に増えて一〇一回となる。

しかしながら、後見から元〆までのそれぞれの職階において、固有な職務としてどのようなものがあったか、月番・外用・非番の役割分担がどのようなものであったか[1]、出勤の頻度はどのようであったか、という問題については、明らかにすることができなかった。

第二に、市川忠三郎の店に対する預銀について。店に預けた銀額は、最終的には、銀二七七貫一七一匁七分一厘という莫大な額に達している（銀六〇匁＝金一両と換算すると、金四六二〇両になる）。この「蓄財」の具体的な過程は、

安政五年（一八五八）に銀一六九貫九五〇匁一分一厘に達してから後しか、追うことができないのだが、「無商売ニ而勤仕」（史料3①）の代償である、預銀に対する利息の多さが特徴的である。死後も四季（二年）にわたって「死後半役料」が支給されている。このように、市川忠三郎の事例からは、幕末の経営難の中で、ある程度の削減はされているものの、別宅の重役手代に対する厚遇が基本的に維持されていたことが明らかになったといえよう。

（1）別宅手代の勤務を規定したものとしては、享保四年の「名代要式」（三井文庫所蔵史料　本九四七）がある。ここでは、月番は「朝飯本店にて給、夜四つ半に帰宅可仕事、勿論其一ケ月寄会にも出申間鋪候」とあるように、一カ月間、毎日出勤し、店に詰めることになっている。一方、非番の手代は「隔日に店へ相詰同役并支配人諸事示合可申候、出勤帰宅共に勝手次第相心得可申事」と隔日に出勤することが定められている。このような勤務形態が、十九世紀半ばにおいてどのようになっていたかについても、明らかにならなかった。

また月番・外用・非番と、大元方寄会への出席との関係についても明らかにできなかった。

（2）本稿では市川忠三郎については、自分商売を営まず京本店の職務に専念し続けた存在と考えた（もちろん、例えば借家経営などで自己資金の活用をはかっていたものと考えられる）。都市住民の渡世のタイプでいえば「本家日勤」または「本家出勤」とよばれるものである（西坂靖『越後屋奉公人の研究』（東京大学出版会、二〇〇六年）第三章第1表参照）。このように判断したのは、天保七年（一八三六）一月に後見格に昇進した際の申渡書（史料3①）にある「無商売ニ而勤仕申付」という文言に着目したことによる。しかしこれについても検討の余地が残されている。たとえば「はじめに」の注（2）で述べた、江戸向店の元〆を勤めた松島太助の事例をみれば、宝暦四年（一七五四）一月に通勤支配になった際の「申渡之覚」（三井文庫所蔵史料　本一六一三-一）には、市川忠三郎の場合と同様に、「無商売ニ而勤仕申付」けるので預銀に利息を加える旨が記されている。その後、後見を経て、宝暦七年九月に名代に昇進するが、その直前の七月には

妻の実家の商売（銭薬種両替商）を引き継ぐ許可を求める願書を出している（「松島多助商売願」三井文庫所蔵史料　本一四九四-四-九）。別宅手代が「無商売」を強いられるのは建前に過ぎない、または通勤支配・後見までであるという解釈もできないわけではない。この点は引き続き検討していきたい。

凡例

一、字体は原則として通用の字体を用いた。
一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の者（は）、江（え）、茂（も）、与（と）、而（て）は漢字のまま小さくして用いた。
一、読みやすくするため、適宜読点を加えた。
一、紙幅の都合上、改行は厳密におこなわず、適宜追い込みとした。
一、「一」の上部に記された日付の干支は省略した。
一、文中に捺された印判等は適宜省略した。
一、市川忠三郎については、**太字**で表記した。
一、符牒はできるだけ行間に実数を付したが、紙幅の都合で省略した場合もある。使用されている符牒は左の通り。

（一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 貫 匁 分）
イ セ マ ツ サ カ エ チ ウ シ 舟 仙 〆 丶 入
曽 野 見 江 佐 留 所 於 戒 敬

史料1①「名代言送帳　二十一番」

（三井文庫所蔵史料　別一七七三）

（天保七年一月七日）
七日朝雨天四ツ時頃より晴る
一　例之通出役、家内三ツ割、弐ツ分指出候
内番　**市川忠三郎**

（天保七年一月一九日）
十九日晴天
一　今朝節内祝、主中様方御出店并ニ元方掛以上別宅中御出席之上、名目役替御暇等夫々結構被仰渡候、則御出席左之通
（略）
一　役替銘々左ニ
本店
是迄支配役　**市川忠三郎**
右此度後見格
是迄支配格　永緒源四郎
是迄組頭役　大矢伝四郎
右此度支配役
（略）

（天保七年三月一二日）
十二日曇天折々小雨

一　日柄宜候ニ付、紅店押切相務申候
　　後見市川、シ野邑

（天保七年三月一八日）

一　和歌山表年賦御調達銀御講、先達而御仕法書ヲ以御頼被遊候ニ付、為御世話方、此方様御名前差出シ、并ニ竹原弥兵衛殿、万屋甚兵衛殿引請、掛切銀壱人ニ付、カ〆（六貫匁）、相定、金舟（百）両建、則百五拾人出来、今日於円山端寮初会御務無滞相済、御同慶奉存候

出席　掛り　松山喜十郎
　　勘定場取〆　**市川忠三郎**
　　書役方　大橋門次郎

右之通罷出申候

（天保七年三月二〇日）

廿日曇天少々小雨

一　上之店去秋勘定目録、就吉辰押切相務申候
　　後見**市川**、支野邑

（天保七年三月二九日）

一　坂部半右衛門殿（大坂本店元方掛名代）儀、主中様方御礼罷出被申候
　　案内　後見　**忠三郎**

（天保七年四月一五日）

一　醍醐東福寺三拾三間堂開帳ニ付参詣いたし候
　　後山下、後格**市川**、組脇坂、組井上、元後上原、上支奥西

（天保七年四月一九日）

十九日曇天

一　勘定場目録、押切相務申候
　　後格**市川**、支奥村

（天保七年四月二一日）

廿一日

一　瀧鼻弥治郎殿（江戸向店通勤支配）、主中様方店々当役中御礼廻り被申候
　　案内　後格　**忠三郎**

（天保七年五月一〇日）

一　後見格**市川忠三郎**、江戸為勤番近々出立被致、且又向店通務（ママ）支配瀧鼻弥次郎先達而上京在之候、用向相済出立被申候ニ付、一緒ニして致立振舞候、尤昼本膳差出、昼後示合相済候上、盃致候
　　相伴　後見　山下　甚蔵
　　支　野村　喜六

但シ盃之節組頭不残、役頭上座筆頭、月番一人ツヽ、罷出候、併瀧鼻氏ニハ筆頭盃無之建候

（天保七年五月一六日）

十六日雨天励敷（ママ）

一　後見格**市川忠三郎**、江戸表為初務番、今朝出立、木曽十二経之積ヲ以罷下被申候

見送り後見　中井茂兵衛
初勤番見送り、支印筆頭之建候得共無人ニ付
組　山岸　嘉蔵
上　木邑直次郎
子共一人、山岡仙三郎
但シ別宅中御建見送り無之候へ共、御同役之儀故御越
在之候
一　例之通酒肴致持参候
一　右下向ニ付、連店、家督中へ宗廻文差出申候
一　**市川忠三郎**、未店表御引越無御座候ニ付、今朝出立、於
目録庭御建之通振舞仕候
（天保七年一〇月七日）
一　**市川忠三郎**殿義、山方買方為見繕、江戸九月廿三日出立、
八王寺へ向罷越被申候旨、本状六拾三番追啓より通達在
之候
（天保八年一月一九日）
一　江戸三店、去ル十一日晩本店御寄会御勤番様方御出席之
上、名目役替并無拠暇相願被申候銘々被仰渡候所左之通
本店
是迄後見格　**市川忠三郎**
是迄通勤支配　沢木新四郎
右両人此度後見役
（略）
（天保八年三月二一日）
廿一日雨天
一　後見役**市川忠三郎**、江戸表勤番無恙相済、彼地去七日出
立在之候所、道中無難今日昼時帰京在之候、為出迎左ニ
役頭　榎並　平七
子供壱人
御建之通重肴、酒為持遣ス
右為着歓、支配組頭不残、役頭上座月番壱人ツヽ参可申
筈之所、御家移り間も無之故、御断ニ付、追日罷出可申
積御座候、且又右御着為知として宗廻文差出シ申候
（天保八年四月二日）
二日晴天
一　元方御寄会相勤申候間、御定刻限之通正四ツ時御出席
但し御実印御持参可被遊候
松山
一　廻文被仰渡之儀御座候間、昼飯早々御出席
但し御実印御持参可被成候
中塚、中井、**市川**、
上之店向崎、江戸本店後見沢木、紅店清水
〆

（天保八年四月三日）

一 **市川忠三郎**、江戸勤番中彼地示合、於目録相務申候
盃別段致不申、跡ニ而一寸御酒指出申候

（天保八年四月一九日）

一 沢木新四郎（江戸本店後見）、当地用向相済候ニ付、近々出立ニ付、主中
様方、店々并ニ別宅中へ相廻り被申候
案内 後見 **市川忠三郎**

（天保八年四月二〇日）

廿日晴天

一 沢木新四郎立振舞、本膳昼飯ニ申付候、跡ニ而別宅中示
合在之、盃者別宅中支配人組頭不残、役頭上座平筆頭月
番盃いたし候
相伴 後 **市川忠三郎**
支 脇坂文三郎
〆

（天保八年八月二二日）

一 木嶋頭名霊御神事ニ付社参
松山、**市川**、支 大矢
但し廻文ヲ以子供壱人頼参候ニ付
早朝より勘定庭へ差遣し申候

（天保八年九月一四日）

十四日曇天

一 就吉辰上之店押切相勤申候 後 **市川**、支 脇坂

（天保八年九月二六日）

廿六日晴天

一 **市川忠三郎**殿、昨年指支之儀有之ニ付、引越御盃等出来
不申、然ニ就吉辰廿八日引越披露いたし度段、依而今日
目録庭本膳指出、相伴左ニ
後 中井茂兵衛、支 野村喜六、組 村上喜七、
役 大村芳兵衛、上 井上仁助
右之通昼飯ニ本膳指出、飯後盃別宅中より組頭迄不残、
役頭上座筆頭壱人宛盃いたし候、献立者覚帳記ス

（天保八年九月二八日）

廿日雨天八ツ時より晴

一 **市川忠三郎**殿、今日引越被致候ニ付、於台所盃致候先格
候得共、工面合ニ而断被申候ニ付則見送左之通
支配次 奥村磯五郎、組頭 村上喜七、役頭 大村芳兵
衛、上座 井上仁助、筆頭 下山又三郎
但、当人計昼飯之節、平皿小焼物猪口鱠付申候
（略）

一 **市川氏**宅へ、為惣代奥村磯五郎御礼罷出申候

（天保八年一一月三日）

一 当店後見役 **市川忠三郎**
一 同支配并紅店通勤 清水覚兵衛

右両人共幸縁在之、先達而御伺申上御聞済被成候ニ付、
内婚礼相整申候、弘之儀者追而可被致積御座候段、被申
出候ニ付、惣廻文指出し候

史料1②「名代言送帳　二十二番」

（三井文庫所蔵史料　別一七七四）

（天保九年二月一五日）

十五日晴天

一　稲荷代参、少々指支在之候ニ付、今日参詣仕候

後**市河**、支井上、組村上、支退役野村

（天保九年三月二五日）

廿五日晴天

一　成願寺天神講相務申候、則参詣

中井、**市川**、支脇坂、支井上（浅治郎）、支井上（甚三郎）

（天保九年四月一六日）

十六日晴天

一　北岡氏（江戸本店加判名代）、主中様方店々当役中、御礼へ相廻り被申候

案内　**市川忠三郎**

（天保九年四月一七日）

十七日晴天

一　北岡氏（江戸本店加判名代）着振舞、本膳ハ昼飯ニいたし、盃ハ七ツ時より別
宅中支配人不残いたし候、組頭以下着振舞之節無之建

相伴　**市川忠三郎**
脇坂文三郎（四匁）

但し焼物払底ニ付、金壱朱ツヽ料ニして差出し申候

（天保九年四月二三日）

一　池田氏（江戸本店後見格）着振舞、本膳ハ昼飯ニいたし候

相伴　**市川忠三郎**
脇坂文三郎

（天保九年四月二五日）

一　柴田氏、北岡氏（大坂本店加判名代）、池田氏三人、北野様御参詣、夫より上
之店へ被参申候

案内　後**市川**、支脇坂、組清水

（天保九年四月二八日）

廿八日雨天

一　北岡氏、御用向相済、近々出立被致候ニ付、主中様方并
別宅中御暇乞被相廻候

但し御建ハ店々別宅中不残相廻り可申筈ニ候得共、前書
ニ相認候通江戸表出火ニ付俄ニ出立過急ニ相成候間、
此度ハ相談之上、暇乞ニ者店々当店別宅中丈ケ相廻
り被申候事

案内　**市川忠三郎**

（天保九年四月二九日）

一　北岡氏立振舞、本膳昼飯ニいたし候

相伴　**市川忠三郎**
　　脇坂文三郎

（天保九年九月一五日）

一　加判名代役松山喜十郎、此度北八郎右衛門高福様御名前替ニ付御出府被遊候、右就御用江戸表江近々出立ニ付、立振舞本膳昼ニ而申付ル

相伴　**市川忠三郎**
　　脇坂文三郎

右盃七ツ半頃相始メ、別宅中支配人組頭不残、役頭上座平筆頭月番いたし候、尤餞別ハ店表より無之、同役中より餞別指送り被申候、委細永代帳拾番記ス

（天保九年一二月一七日）

十七日晴天

一　南八郎次郎高英様、先般七十御年賀御整被遊、且当秋和歌山表へ御下向之節一位様（徳川治宝）御目見得被為在、目出度御儀奉存候、依之御鏡餅一重、御小袖壱ツツ、店々当役へ被下置、難有頂戴、依而銘々より御祝物左ニ

御肴料

一　金千疋　　両元〆　中野　勝助
　　間加判　岸田善右衛門
　　両同　窪田仁兵衛
　　本同　松山喜十郎
　　間元方　吉田吉右衛門
　　上勘定　向崎喜左衛門
　　本同　中塚徳次郎
　　元同　中村万兵衛
　　間名　柴田　孫七
　　糸同　脇坂喜右衛門
　　本同　中井茂兵衛
　　元後　上原甚四郎
　　本同　**市川忠三郎**
　　両後格　林　与七
　　同通支　山中伝兵衛
　　間同　松本　友七
　　紅店通支　清水覚兵衛

右之通両替店示合之上、元方ニ而相拵差上候也

但し店々支配人へ御小袖壱ツツ、被下置候得共、御祝物ハ差上不申候

（天保九年一二月一九日）

口上

一　南様御肴料、昨日指上候ニ付、右割方左ニ

一　金弐両弐歩也　代舟（百四十五匁）ツカ、
　　右ヲ十七人割　壱人前（八匁五分九厘）チサ入ウ厘ツ、
　　松山、中塚、向崎、中井、**市川**、清水
　　元　方

（天保一〇年一月八日・九日）

八日晴天

一 **市川忠三郎**、若山表就御用向、明昼船ニ而罷下被申候ニ付、於目録庭盃いたし候

九日晴天

一 **右同人**、若山表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致候

（天保一〇年一月二一日）

一 **市河忠三郎**、若山表御用向相済、今早昼船ニ而罷登被申候所、船中無故障、則五ツ時帰着被致候

（天保一〇年二月八日）

一 **市川忠三郎**、若山表御用向ニ付、今夕船ニ而下坂被致候

（天保一〇年二月二二日）

一 八郎（高福）右衛門様御儀、若山表御用向被為済、御道中無故障、今四ツ時倍御機嫌克御帰着被遊候、依之連店へ廻文差出シ、別宅不残支配人壱人御着歓参上、連店ハ筆頭壱人宛参上仕候

一 **市川忠三郎**義、右御用向相済、今昼半時帰京致候

（天保一〇年三月七日）

一 就吉辰紅店目録押切相整申候　**市川**、井上

（天保一〇年三月一〇日）

十日曇天八ツ半時より晴天

一 就吉辰上之店目録押切相整申候　**市川**、井上甚

（天保一〇年三月二二日）

廿二日晴天

一 **市川忠三郎**、若山表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致候

（天保一〇年三月二九日）

一 **市川忠三郎**、若山表御用向相済候ニ付、今昼船ニ而上京、暮半時ニ被致帰店候

（天保一〇年四月一一日）

一 就吉辰勘定庭去秋季目録押切相務申候　**市川**、井上

（天保一〇年五月一六日）

一 右同人餞別之義者、本店より者御建無御座、別宅中より左ニ

一 銀サ（五）両　本加松山、元勘中村、本名中井元後上原、本後**市川**

右之通差贈申候

但 元方両人是迄勤番下り之節別段組合不申候へ共、此度ハ先方より頼ニ付左ニ

（天保一〇年五月二一日）

廿一日曇天折々小雨

一 長崎中野用助、商用為示合、道中無難今四ツ時被致上京候ニ付、御建之通着振舞、本膳差出し申候

相伴 後見　**市川忠三郎**

（天保一〇年五月二八日）
廿八日晴天暮半時より雨
一　出水三郎助（高益）様御儀、今朝御出立ニ付御見送り左ニ
　　支配　山岸　嘉蔵
　　役所懸り　福井又次郎
　　後見　**市川忠三郎**
　　支配人なし
　　連店壱人宛
　但、弁当連店組合ニ而当店より相拵サセ致持参候、
　　蹴上茶代　本店　サ舟文（五百）
　　両替店　マ舟文（三百）

（天保一〇年六月一八日）
一　長崎中野用助、年限登候ニ付先達而より上京、追々示合等相済、近々出立被致候ニ付、今日三本木於茨木屋振舞致候、則左ニ
　　相伴　松山、**市川**、支井上、同山岸
　　上之店向崎、大矢、賄方上役取持松岡
　　〆七人
　　右之通罷出申候

（天保一〇年六月二一日）
一　長崎中野用助、先達而より上京在之候処、用向相済候ニ付明夕船ニ被致下坂候ニ付、御建之通立振舞盃いたし候
　　相伴　**市川**、山岸、荒物方大矢
　　但し当役福井又次郎病気ニ付被致下宿、依之大矢伝四郎替り役相勤被申候ニ付

（天保一〇年九月一五日）
十五日晴天
一　本店後見**市川忠三郎**、上之店支配退役上島平五郎、右両人宿入婚礼、組頭退役横江庄七入家婚礼、当十八日十九日、弘相整申度旨被願出、則御聞済在之候ニ付、惣廻文差出し申候

（天保一〇年九月一六日）
一　**市川**氏婚礼弘ニ付、使者之儀今日出し呉候様被相頼候ニ付、則御建之通祝物差送り申候、委細永代帳拾番記ス
　　使者　筆頭　杉浦　利助
　　平　伊藤　嘉三郎
　　酒〆金セ舟疋（二百）
　　銀サ（五）両也
　　男両人
　　銭サ舟文（五百）
　　マ舟文（三百）
　　紙弐折ツ、

（天保一〇年九月一七日）
十七日雨天
一　**市川忠三郎**宿入婚礼弘之儀、明十八日十九日相整被申候

様廻文差出候処、俄ニ昨日より風邪発熱ニ而難相勤候ニ付延引被致候、依之右之趣延引之惣廻文差出し申候

（天保一〇年九月一八日）

十八日曇天

一 **市川**氏婚礼弘、今明日相整被申候積ニ御座候処、前書之仕儀、然共其手当も被致候ニ付為祝儀左之通

一 強飯　弐器　弐斗
一 饅頭　一器　百ツ
一 諸白　弐樽　壱斗
一 鮮鯛　五掛　代銀セ枚(二)

右之通、鮮鯛ハ目録ニして差送り被申候

右溜メ
銀セ両(二)

紙五折
銭サ舟文(五巨)

紙三折

〆

（天保一〇年九月二四日）

一 真如堂万人講、年々壱朱掛加入左之通

但し三ケ年掛切三朱也

本店　五拾枚(九)
代ウ両イ歩セ朱(二)

松山、中塚、中井、**市川**
代マ歩也(三)
二口〆シ両(十)セ朱也(二)

（略）

右之通御座候、金子御封シ此者へ御渡し可被成候、以上

元方

（天保一一年二月九日）

九日曇天折々晴ル

一 稲荷代参、例之通参詣仕候

勘中塚、後**市川**、シ村上、組福井

（天保一一年二月一六日）

一 今日元方月並御寄会出席

松山、中塚、中井、**市川**、支村上、組永緒

一 右御寄会之上、店々名目役替左之通

一 京両替店　是迄元〆格　中野　勝助

右此度元〆本役被仰付候

一 大坂本店　是迄加判名代　柴田　勘助

右此度元〆格被仰付候

一 大坂本店　元方懸り名代　坂部半右衛門

右此度加判名代役被仰付候

一 京本店　是迄勘定名代役　中塚徳次郎

一　大坂本店　同　福田万右衛門
一　元　方　同　中村万兵衛
右三人此度元方掛名代役被仰付候
一　間之町店　是迄名代役　柴田　孫七
一　糸　店　同　脇坂喜右衛門
右両人此度勘定名代役被仰付候
一　元　方　是迄後見役　上原甚四郎
一　京本店　同　**市川忠三郎**
右両人此度名代役被仰付候
（略）
右之通被仰渡候間、此段御申上可被成候、以上
二月十六日　元　方
連店へ茂御達し可被成候
右之通廻文到来ニ付、則惣廻文差出し申候、柴田氏、中塚氏、**市川**氏者帰店早々役人中不残致挨拶候、尤当地別宅中両人宅江支配組頭不残、役頭上座月番壱人ツヽ、祝ニ参、但両替店筋役替本人宅江者支配人歓ニ参り候、店々共
（天保一一年二月一八日）
一　元〆格大坂本店柴田勘助、此度役替ニ付下河原於栂尾振舞仕候　相伴人　加判　松山喜十郎

名代　**市川忠三郎**
支　井上甚三郎
同　山岸　嘉蔵
組　福井又次郎
上之店支　小森清太郎
取持　賄方上役　杉浦　利助
子供藤吉
男頭弥兵衛
下男両人
右之通罷出申候
（天保一一年二月一九日）
十九日晴天
一　此度役替衆中、於北様御宅御酒被下候ニ付、左ニ
大坂本店元〆格　柴田　勘助
京本店元方掛　中塚徳次郎
同　名代役　**市川忠三郎**
右三人、正午刻ニ罷上り申候
（天保一一年二月二五日）
廿五日雨天七ツ半時より晴ル
一　成願寺天神講相整申候ニ付、出席
松山、**市川**、支山岸、支清水
（天保一一年三月一八日）

十八日晴天
一　今日嵐山振舞、左ニ
江戸本店　藤村金兵衛
同芝口店　小林惣兵衛
大坂本店　奥村忠右衛門
池田藤九郎
同組頭　吹田　与七
相伴　松山喜十郎
市川忠三郎
支　村上　喜七
同　清水弥七
組　辻利七
外ニ供付六七人計
右之通罷越し申候
（天保一一年三月二五日）
廿五日雨天
一　坂部氏（天坂本店加判名代）、主中様方別宅中店々并両替店筋別宅中不残、御礼ニ相廻り申候
案内　**市川忠三郎**
（天保一一年四月一五日）
一　三郎助（高益）様御儀、御道中無故障益御機嫌克、今八ツ時御上着被遊候
但、御出迎蹴上ケ、重詰持参
名　**市川忠三郎**
右御着ニ付惣廻文差出候上、別宅中支配人不残、組頭壱人参上仕候
尤、連店より茂壱人ツヽ参上仕候事
（天保一一年四月一八日）
一　紀州様御入国ニ付、大津駅迄御出迎罷被出候
市川
（天保一一年五月八日）
八日晴天
一　新八様（高就）、八郎兵衛様（高満）、八郎右衛門様（高福）、若山表御用向ニ付、明昼御船ニ而御下坂被遊候御積り、依之別宅中不残支配人壱人御暇乞ニ罷出申候、尤連店江廻文指出壱人宛罷出候様申遣ス
但し八郎兵衛様御儀、当時木屋町江御隠居被遊候ニ付、御暇乞之所間きら敷、依之両替店示合之上、新町様御宅江御越之折罷出候事
一　**市川忠三郎**殿、右御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致候
（天保一一年五月二三日）
廿三日晴天八ツ時曇ル小雨少々雷鳴
一　新八様、八郎兵衛様、八郎右衛門様、若山表御用向相済、今早昼御船ニ而御登京被遊候所、則船中御故障なく益御

機嫌克、七ツ時ニ御帰着被遊、目出度御儀奉存候、依而
別宅中不残支配人壱人連店壱人宛御歓ニ罷出申候
一 **市河忠三郎**、右御用向相済候ニ付、今早昼船ニ而罷登被
申候所、則船中無難ニ今八ツ時過ニ帰着被致候
（天保一一年九月二一日）
廿一日晴天
一 今日就吉辰上之店押切相勤申候　**市川**、井上
（天保一一年九月二三日）
一 今日就吉辰紅店押切相勤申候　**市川**、支 井上
（天保一一年九月二八日）
廿八日晴天
一 今日就吉辰勘定庭押切相勤申候　**市川**、井上
（天保一一年一〇月五日）
五日晴天
一 **市川忠三郎**殿、若山表御用向ニ付、今昼船ニ而被罷下申
候
（天保一一年一〇月二七日）
一 **市川忠三郎**殿、若山表御用向相済、今四ツ時上京在之候
（天保一一年一一月一二日）
一 去ル八日大坂本店見世開無滞相寿候ニ付、北野天満宮へ
御礼之御千度相整申候、則人数左之通
役頭より上座迄　三人
平より初元迄　十一人
子供　十四人
上之店　八人
勘定庭　四人
台所、出入共　七人
〆
右之通差出し申候、尤本御供料シセ（十二匁）、奉献候、前日代参
之者持遣せ相頼置候
右人数之外
松山、**市川**、支井上、組福井
〆
右何れも中飯清山与申茶ニ而壱人前エシイ（ママ）入ツ、ニ而相
作、飯汁菓子椀猪口外少々田楽取申候、其余酒にしめ等
ハ上之店より被送候ニ付、本店より差出し不申候、外ニ
小豆餅四百ツ、差遣し申候

史料1③「名代言送帳　二十三番」
（三井文庫所蔵史料　別一七七五）
（天保一二年一月二日）
一 名代役**市川忠三郎**殿妻およし、安産女子出生、母子共ニ
無難肥立被申候ニ付、早速支配壱人歓ニ罷出申候
但

御祝儀
一　金五百疋
一　諸白　五升
　　鰹節　一連
〆此代金百疋、料ニして送り申候
樽肴料
一　白銀　五両　　別宅中六人より
右之通差送り申候、委細拾番永代帳ニ印ス、尤惣廻
文差出し、江戸三店大坂勢州共及通達事
（天保一二年三月二四日）
廿四日雨天
一　例年二月相勤候成願寺天神講、并ニ日伝上人百回忌兼相
勤申候ニ付参詣
　　中塚、井上、支清水、支福井
明廿五日参詣　**市川**、支岸
但し松山、支村上太々ニ付不参
（天保一二年八月一九日）
一　今日相撲興行左之通
　　市川、支清水、組矢嶋、
上之店植村、江戸福井、京支福井
（天保一二年一〇月五日）
五日曇晴
一　瀧鼻弥次郎（江戸向店名代）、主中様方店々江相廻り被申候
　　案内　**市川忠三郎**
一　右同人着振舞、御建之通於目録庭本膳差出し申候
　　相伴　名**市川**、支清水
（天保一二年一〇月一四日）
十四日曇晴
一　瀧鼻弥次郎、上之店江相廻り被申候
　　案内　**市川**
（天保一二年一〇月一七日）
十七日晴天
一　瀧鼻弥次郎、当地御用向相済、近々出立ニ付、立振舞於
目録庭本膳差出し申候
　　相伴　**市川忠三郎**
　　同支　村上喜七
（天保一三年一月八日）
八日曇天
一　**市川忠三郎**、若山表御用向ニ付、明朝被致出立候ニ付、
於目録庭盃いたし候
（天保一三年一月九日）
九日曇天
一　**市川忠三郎**、若山表御用向ニ付、今昼船ニ而罷下り被申

候　　供付　文吉

（天保一三年一月二二日）

一 **市川忠三郎**、若山表御用向相済、道中無難今初夜時被致帰京候

（天保一三年一月三日）

一 稲荷、例之通り参詣

中塚、**市川**、支福井、同並川、支通村上

（天保一三年一月一九日）

一 大坂店奥村忠右衛門（名代）、今般役替被蒙仰上京ニ付、下河原栂尾ニ而振舞致し候

相伴　元名中塚、名**市川**、支福井、同並川

支井上、支通村上、大支通北河、郡内小泉武七

取持　賄方磯次郎

（天保一三年二月二一日）

一 元〆格松山喜十郎殿、江戸表御用向ニ付、来ル廿四日出立、店表より餞別無之建、別宅中より左之通

餞別

一 銀カ（六）両　本元掛中塚、同勘中井、同名**市川**

上元掛向崎、元元中村、同名上原

右之通差送り候事、但シ本後格井上氏在江ニ付除之

（天保一三年二月二四日）

一 松山喜十郎殿、東海道十二日経之積を以、今朝出立罷下り被申候ニ付、見送り左之通

後見（ママ）　**市川忠三郎**

支　山岸　嘉蔵

組　土方　惣七

筆　村井常次郎

子供壱人幾次郎

但、御建之通、重詰酒三升持参致候事

（天保一三年三月一八日）

十八日雨

一 出水三郎助（高益）様御儀、今朝御出立ニ付御見送り左ニ

名代　**市川忠三郎**

支配人なし

連店壱人宛

但シ、弁当、連店組合ニ而当店より為相拵致持参候、蹴上ケ茶代、本店サ舟文（五百）、両替店マ舟文（三百）

（天保一三年三月二七日）

一 北様牡丹拝見参り候、御酒頂戴仕候

市川、支福井、支並河、組井上

右之通罷上候

（天保一三年三月二九日）

一 別宅中より重之内到来ニ付、左ニ

青物料

一　金百疋　　松山、向崎、中村、中井
上原、**市川**、井上、上通支小森
右之通差送り候也
（天保一三年四月四日）
一　紅店去秋季目録押詰目出度相整申候　　市川、福井
（天保一三年七月七日）
一　当役中より中元御祝儀与して酒弐升宛被差送申候
松山、中塚、中井、**市川**、井上
（天保一三年七月九日）
九日晴天
一　於元方臨時被仰渡御座候ニ付、出席
松山、中塚、中井、**市川**
（天保一三年八月一四日）
一　名代役**市川忠三郎**、江戸表為勤番罷下り被申候付、今昼飯ニ立振舞いたし候
相伴　元　中塚徳次郎
支　清水　弥七
但し昼後より別宅中示合有之、跡ニ而御建之通暇乞盃いたし候、組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツヽ
（天保一三年八月一六日）
十六日晴天
一　**市川忠三郎**、江戸本店為勤番、紀印帳面を以、今朝出立ニ付、見送り左ニ
支　清水　弥七
上座　大西万三郎
子供壱人
但し、御建之通重組酒持参いたし候
（天保一三年一二月六日）
一　名代役**市川忠三郎**惣領娘お仲、疱瘡ニ付、為見舞支配壱人罷越候、就別宅中より見舞被差送候、委細拾番永代帳記ス

史料1④「名代言送帳　二十四番」
（三井文庫所蔵史料　別一七七六）
（天保一四年三月一四日）
十四日晴天
一　江戸向店勤番**市川忠三郎**、彼地用向相済候ニ付、去ル六日出立、木曽路十三日経を以罷登り候段、通達在之候ニ付、宿元へもしらせ申候
（天保一四年三月一六日）
一　元方月並寄会出席　　松山、井上、支並河、組木定
廻文
一　今日月並御寄会之上、店々名目役并御願暇等被仰渡候処、左ニ

一　元　方　　是迄名代役　上原甚四郎
右此度勘定名代役
一　京本店　同　**市川忠三郎**
右此度勘定名代役被仰付候処、此節在旅ニ付帰京之上
被仰渡候筈
（中略）
右之通被仰渡候、此段御申上可被成候、以上
三月十六日　元　方
連店へも御達し可被成候
右之通廻文到来付、惣廻文差出し、江戸大坂勢州店共無
番状を以通達ニおよび申候
（天保一四年三月一八日）
一　勘定名代**市川忠三郎**、江戸向店勤番中無滞相済候ニ付、
去ル六日彼地出立、尤紀州御帳面を以、木曽路十三日経
ニ而無難ニ今昼時上着被致候、右ニ付惣廻文さし出、御
宅へハなし、尚また別宅中支配組頭不残、役頭上座月番
一人宛御宅へ歓ニ罷上り申候
但、御着否先格を以　出迎
生肴一折着歓与シテ　役頭　細田平十郎
御宅へ持セ遣し候　子供安之助
重詰酒持参
右帰京之儀、江戸三店大坂店勢州店へも及通達候

（天保一四年三月二八日）
一　**市川**氏、上之店小森氏、両人とも無難帰京ニ付、役替之
被仰渡在之候、仍之**市川**氏方へ別宅中支配組頭不残、役
頭上座月番壱人宛歓ニ参候、尤小森氏方ハ別宅中不残、
支配壱人歓ニ罷出候、尤宅上之店へも参り候事
（天保一四年四月二〇日）
廿日晴天
一　先達而役替被仰付候別宅中江、北御宅ニ而御盃被下置候
ニ付何れ茂参上被致候
市川、井上、折節御礼上京池田、上後格小森
〆
（天保一四年四月二八日）
廿八日雨天
一　支配役山岸嘉蔵、当春紅店通勤支配役被仰付、近々引越
被致候ニ付、於目録庭ニ而、今昼本膳差出し候
相伴　**市川忠三郎**
支　清水　弥七
組　木村定次郎
役　杉浦多兵衛
上　川島専次郎
但、八ツ半時より別宅中支配組頭不残、役頭上座筆頭月
番壱人宛盃いたし候

（天保一四年五月二七日）
一　出水三郎（高益）助様御儀、御道中無御故障益御機嫌克、今昼時
御上着被遊候
御供付　道家喜太郎
御草履取　政吉
才領　吉郎兵衛
但し御出迎蹴上ケ迄、重詰持参
勘名　**市川忠三郎**
無支配人、連店一人ツヽ
右御着ニ付、早速別宅中支配人不残、組頭壱人参上仕候、
尤連店へも相達し申候
（天保一四年七月七日）
「控ニ不及候」
一　当役中より中元御祝儀与して並酒弐升宛被差送申候
松山、中塚、中井、**市川**、井上
（天保一四年九月一五日）
一　紅店当春季目録、就吉辰押切相整申候
市川、支清水
（天保一四年九月二二日）
一　顕名社御神事先月差支有之御延引、今日相整候ニ付参詣
松山、中塚、中井、**市川**、清水、土方
子供両人差出候様廻文到来ニ付、早朝元方江
差遣し申候　孝吉、栄次郎
（天保一四年九月二七日）
廿七日晴天
一　上之店当春季目録、就吉辰押切相整申候
市川、支清水
（天保一四年一〇月八日）
一　当店勘定名代**市川忠三郎**儀、当節柄候得共、無拠儀ニ付
御願申上、室町通二条下ル東川（ママ）中程江変宅被致候、依之
惣廻文差遣し申候、尤今日移徙ニ付、御建之通祝物差送
り申候、右ニ付別宅中不残支配壱人御歓ニ参り候
（天保一四年一一月二九日）
一　**市川忠三郎**、大坂表就御用向、去ル廿七日夕船に罷下り
被申候処、彼地用向相済、今夕被致帰京候
（弘化元年一月二六日）
廿六日折々雨八ツ半時より小雨
一　**市川忠三郎**、若山表御用向ニ付、今昼船罷下り申候
（弘化元年二月一五日）
一　八郎右衛門（高福）様御儀、若山表御用向被為済、御陸舟無御故
障益御機嫌克、今八ツ時ニ御上着被為遊候、依之別宅中
不残、支配人壱人御歓ニ罷上り申候、連店ハ壱人宛御歓
ニ罷上り候様相達し候

一 **市川忠三郎**、右御用向相済、昨夕船ニ被罷登被、船中無障今八ツ時帰着有之候

（弘化元年四月二四日）

一 近藤良三殿（紀州徳川家出入医師）、今朝出立被致候ニ付、**市川忠三郎**、蹴上迄見送いたし申候

（弘化元年八月二二日）

廿二日晴天

一 木嶋頭名霊、例之通今日神事ニ付、元方より前以如例廻文到来、則社参左之通

松山、**市川**、支福井

例之通子供壱人差出し候様廻文ニ認有之、則

喜太郎（七匁五分）

但し、廻文之通り御初穂料与して本店分銀エサ入、元方へ差出シ候

（弘化元年九月一一日）

一 紀州様調達講、此度壱組取結出来、於丸山（ママ）座敷、今日相整申候、

出席

承り **市川忠三郎**

（弘化元年九月一二日）

一 勘定名代**市川忠三郎**、江戸表為勤番罷下り被申候付、昼後より別宅中示合有之、跡ニ而御建之通暇乞盃いたし候、尤組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツ、

（弘化元年九月一四日・一五日）

十四日雨五ツ時より天（ママ）ル

一 **市川氏**、明朝出立ニ付、昼飯立振舞いたし候

相伴　加　中塚徳次郎

支　並河　清助

今夕為暇乞別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人ツ、罷越候

十五日晴天

一 右同人紀印帳面ヲ以、今朝出立被致候ニ付見送り左ニ

支　井上　仁助

上座　伊藤嘉三郎

子供孝太郎

但し御建之通、重組酒持参いたし候

右ニ付江戸大坂勢州店へ無番状ヲ以及通達、惣廻文差出し申候

（弘化二年三月一七日）

一 勘定名代役**市川忠三郎**、江戸表勤番無故障為相済、彼地去ル六日昼出立在之候所、道中無難ニ今昼時帰京在之候、為出迎左ニ

役　伊藤嘉三郎

子供壱人

御建之通重肴酒為持遣し申候
但、着否先格之通生肴一折着歓与シテ御宅江
為持遣し候
右為着歓別宅より支配迄不残、組頭役頭上座月番壱人
ツヽ参上いたし候、且又右御着為知惣廻文差出し申候
一 江戸本店後見役福井庄兵衛、在所表無拠用向、且者当地
御礼登り旁々、**市川忠三郎**同道にて上京被致候
（弘化二年三月二四日）
一 勘定名代**市川忠三郎**、勤番無故障為相済帰京ニ付、示合
有之、跡ニ而一献差出し申候
（弘化二年四月二八日）
廿八日曇天四ツ過時より雨
一 祇園神幸通清井於座鋪振舞いたし候処、左ニ
江本 福井庄兵衛
相伴 中塚、**市川**、支並河、支土方、役松岡
元方小森、上之店入江
給仕与して
賄方 伝次郎
子供 和吉
下男 作兵衛、林助
大和屋 下女両人、下男一人
右之通在之、料理万端出入伊勢長相誂、委細覚帳控置申
候
（弘化二年八月二四日）
廿四日晴天
一 **市川忠三郎**、紀州御簾中様御逝去ニ付、若山表江御用向
ニ付、今日昼船ニ而罷下り被申候
（弘化二年九月三日）
一 勘定名代役**市川忠三郎**義、若山表御用向相済、船陸無故
障、今初夜半時致帰着候
（弘化二年九月一四日）
一 勘定場去秋季目録押切相努申候　**市川**、木村
（弘化二年一〇月一九日）
十九日朝少々雨降四ツ時より晴ル
一 蛭子講内祝目出度相寿候、尤例之通出役差出し家内銘々
小箱相片付、朝より休夜之通り、且店表通常体也、偖別
宅中不残出勤之上、会所ニ而本膳差出し申候
神服様、松山、中塚、中井、**市川**、井上
（弘化三年五月一四日）
十四日晴天
一 元方懸り名代中井茂兵衛、江戸為勤番近々出立ニ付、立
振舞本膳差出し申候　相伴 **市川忠三郎**

井上　仁助

（弘化三年五月二七日）

廿七日曇天

一　当春稲荷初午代参、当日参詣可致之処、御停止中且ハ江戸表仮屋普請未出来申候ニ付、如斯延引ニ相成申候、則参詣人数左之通

市川、支土方、組細田

（弘化三年閏五月一四日）

一　江戸芝口店岡田（後見）源三郎、今日元方様方御宅江御礼ニ罷上り申候

案内　**市川忠三郎**

但し、外主中様方并ニ当役中御礼者、一両日之内江戸両店当役中上京ニ付、其節一緒ニ御礼ニ罷上り候積ニ御座候

（弘化三年閏五月一七日）

一　江戸三店村田（江戸向店元方掛名代）常五郎、沢木（江戸本店勘定名代）新四郎、岡田源三郎、右三人今昼着振舞いたし候

相伴　**市川忠三郎**

支　木村直次郎

但し、跡ニ而別宅中不残、支配人不残、御盃致候

史料1⑤「名代言送帳　二十五番」

（三井文庫所蔵史料　別一七七七）

（弘化三年九月二二日）

一　木嶋御神事参詣　松山、**市川**、支井上仁

（弘化三年九月二五日）

廿五日晴天

一　成願寺講出席　中塚、**市川**、支井上、支木村

（弘化三年九月二七日）

一　江戸店々三人衆、今昼着振舞いたし、跡ニ而別宅中支配不残御盃いたし候

但、小林氏（江戸芝口店名代）少々不快ニ付跡江相廻し全快之上致し候積り御座候

相伴　**市川**、支木邨

（弘化三年九月二八日）

廿八日晴天

一　松田（江戸向店名代）徳右衛門、福井（江戸本店名代）庄兵衛、今日主中様方店々并ニ当役中江着御礼ニ廻り申候

案内　**市川忠三郎**

但、小林氏不快ニ付、全快之上相廻り可申積りニ御座候

（弘化三年一〇月七日）

七日曇天未中刻より雨

一　江戸別宅中松田福井両人、逗留間合無之ニ付、着礼暇乞

旁上之店へ致出店候　　案内　**市川忠三郎**

（弘化三年一〇月九日）

九日曇晴

一　江戸別宅中松田福井両人、近々出立ニ付、主中様方并店々江暇乞ニ相廻り申候　　案内名代　**市川忠三郎**

（弘化三年一〇月一五日）

一　紀州御勘定奉行下村三郎右衛門様、御参府ニ付、伏見表為御出迎、左ニ　　名　**市川忠三郎**

（弘化四年一月九日）

九日晴天

一　紀州年礼下り、**市川忠三郎**、今昼船ニ而罷下り被申候

（弘化四年一月二二日）

一　**市川忠三郎**、若山表御用向相済候ニ付、彼地十九日出立、大坂表今昼船ニ而船中無故障、四ツ半時帰京被致候

（弘化四年二月九日）

一　元〆役松山喜十郎実母、九十年賀ニ付、大元方より御祝物御差贈ニ付、相談之上為祝左之通

祝儀

一　銀三枚

樽肴料

一　金弐百疋

御肴料

一　金百疋　中塚、中井、**市川**、井上

右之通差送り申候、委細拾壱番永代帳へ記ス

（弘化四年三月一五日）

十五日晴天

一　上之店目録押切相務申候　　**市川**、シ井上

（弘化四年三月一八日）

十八日晴天

一　就吉辰紅店押切相務申候　　**市川**、井上

（弘化四年四月二三日）

廿三日晴天

一　伊勢代参、今朝出立

本店　**市川忠三郎**

木村直次郎

霜山又三郎

大本店　東　市兵衛

上之店　植村七右衛門

見送りシ　細田平十郎

上　野崎　万七

道中供付　男脇　五兵衛
　　出入　孫四郎
　　大本同　藤兵衛

右参詣之者台所ニ而平炙猪口鱠付、尤飯台ニ而酒出ス、肴ニ者小鉢取肴也

右之通目出度出立有之候、尤伊勢太々御神楽廿八日之積御座候

但、蹴上ケ之処重詰之建ニ候へとも、暖気之時候ニ付、硯蓋ニ而差出し申候、酒三升、上之店より酒弐升吸物差出し被申候筈之所、本店へ頼参り候ニ付、拵遣し申候

加賀屋　茶料　サ舟文（五百）
参詣之銘々江金舟疋（百）

右之通差遣し申候

（弘化四年五月一五日）

一　太々参詣之衆中、御神楽参宮無滞相済、道中無難目出度帰京有之候、則左ニ

市川忠三郎
木村直次郎
霜山又三郎
何れも廿二日間
上之店　植村七右衛門

昨日帰京いたし申候
大本店　東　市兵衛
直ニ帰京いたし申候

（弘化四年五月二三日）

一　土方次兵衛殿、年来無故障相勤、此度通勤支配大元方役所勤被仰付、近々元方役所へ出勤初、依之御建之振舞、右跡にて盃いたし申候

相伴　**市川忠三郎**
シ　細田平十郎
組　松岡要三郎
役　大橋　貞七
上　青木常三郎

右跡ニ而別宅中支配組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツヽ盃いたし申候

（弘化四年六月六日）

六日晴天

一　**市川忠三郎**、紀州方御用向ニ付、大坂表へ今昼船ニ而下坂被致候

（弘化四年六月八日）

一　**市川忠三郎**、紀州方大坂表御用向相済、今昼船ニ而上京いたし候処、船中無難、今夜四ツ時帰着いたし候

（弘化四年九月一六日）

一 今日月並御寄会之上、店々へ名目役替被仰渡候処、左之通

一 京本店　是迄勘定名代　**市川忠三郎**

右此度元方掛名代役

一 間之町店　同　後見役　松本　友七

右此度名代役

右之通廻文到来候付、江戸大坂勢州店へ無番状を以及通達、惣廻文さし出申候

一 **市川**氏、役替ニ付帰店之上、役人中不残挨拶いたし、扨又今夕支配組頭不残、役頭上座月番一人ツ、罷越候

（弘化四年一〇月二二日）

一 元方名代**市川忠三郎**、江戸為勤番近々出立ニ付、立振舞致申候

相伴　中井茂兵衛

支　木村直次郎

一 **市川忠三郎**、示合有之、跡ニ而於目録庭、別宅中支配人組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツ、盃いたし申候

（弘化四年一〇月二四日）

廿四日七ツ半時より雨

一 **市川忠三郎**、明日出立ニ付、暇乞別宅中支配不残、組頭役頭上座壱人ツ、参り申候

（弘化四年一〇月二五日）

廿五日朝曇天八ツ時雷夕雨

一 **市川忠三郎**、江戸為勤番、今朝紀印帳面ニ而東海道十二日経を以罷下り申候

見送　中井茂兵衛

支　松岡要三郎

上　御池弥五郎

子供伊三吉

但、御建之通り、重詰酒持参いたし候

右ニ付江戸大坂勢州通達ニ及、惣廻文差出し申候

（嘉永元年三月一五日）

十五日晴天暮々より雨

一 **市川忠三郎**、江戸勤番相済、彼地去ル六日出立、東海道十二日経ニ而罷登り被申候処、大井川二日支在之候得共道中無難今昼時帰京被致候、依之惣廻文差出し、暮早々為着歓別宅中支配不残、組頭より上座迄壱人宛罷出申候

一 右ニ付、為着歓生肴一折代シ（十匁）、切手ニ而差送り申候

（嘉永元年三月一七日）

一 東海道浜松駅定宿川口次郎兵衛義、此度元方役所へ願筋ニ而上京、別宅中へ為土産干鰺三枚、扇子一対宛、代（四匁）ツ、位之品、被差送候付為返礼左ニ

一 金百疋　松山、中塚、中井、**市川**、井上

右之通差送り候也、委細十一番永代帳ニ記ス

（嘉永元年五月一〇日）

十日晴天

一 北八郎（高恒）右衛門様御儀、若山表御用向ニ付、今昼御船ニ而御下坂被遊候、右ニ付別宅不残、支配人壱人罷上り申候

但、惣廻文差出し、連店ハ筆頭壱人宛罷上り候様申遣し候

一 右御用向ニ付、**市川忠三郎**、今昼船ニ而下坂被致候

（嘉永元年六月二日）

一 北八郎右衛門様御儀、若山表御用向無滞被為済、御船陸無御故障昨夜暮半時御帰着被遊、目出度御儀奉存候、右ニ付為御歓別宅不残、支配壱人連店ハ壱人宛罷上り申候

但し、連店并別宅中へ即刻廻文差出し申候

一 **市川忠三郎**、右御用向相済、昨夜暮半時帰京いたし申候

（嘉永元年九月一五日）

十五日晴天

一 就吉辰紅店押切相務申候　**市川**、支細田

（嘉永元年九月一八日）

一 就吉辰勘定場押切相務申候　**市川**、支細田

（嘉永二年一月二一日）

一 御用談之義有之候間、早々御出席可被成候、已上

正月廿日　元方

松山引、中塚在江

中井在坂、**市川**

右之通廻文就到来、直様**市川氏**出勤被致候

（嘉永二年二月七日）

七日晴天

一 稲荷代参　**市川**、支松岡、組白井

（嘉永二年二月二五日）

廿五日晴天

一 成願寺講出席　中塚、中井、**市川**、木むら

（嘉永二年閏四月二〇日）

一 北於御宅、役替之銘々へ御酒被下候ニ付

中塚徳次郎

市川忠三郎

井上甚三郎

植村喜左衛門

上之店

辻川七次郎

白井繁次郎

向崎文四郎

御池弥五郎

野崎　万七

近藤多兵衛

川崎専次郎
上之店　原田七右衛門
西条清三郎
森野　新助
紅店　西田　清七
右之通罷上り申候、尤翌日御礼罷上り申候
不参　上之店　南　和三郎　病気ニ付

（嘉永二年六月五日）
五日晴天申刻少々白雨雷鳴も少し
一　元方名代役**市川忠三郎**、二条通間之町東へ入ル南側へ変宅ニ付、御建之祝物差贈、惣廻文差出し申候

（嘉永二年六月二八日）
廿八日曇天五ツ時より晴ル
一　元方御用談有之、昼飯後早々出席
中塚、**市川**

（嘉永二年八月二二日）
廿二日曇天五ツ時より晴ル
一　木嶋頭名霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、則社参、左ニ
中塚、**市川**、支細田
但、例年之通為御初穂本店分（七匁五分）エサ入元方へ差出し、早朝子供壱人差出し申候　山口喜三郎

（嘉永二年一〇月一九日）
一　蛭子講内祝目出度相寿申候、尤例之通出役差出し、店表通り常体、且別宅中不残出勤之上会所蛭子尊神前ニ而本膳差出し申候
神服様、中井、**市川**、井上
不快ニ付不参中塚　但膳差贈り申候

（嘉永二年一二月二日）
一　**市川**氏安産有之候、然ニ次男（ママ）ニ候得共、惣領女子ニ候所、御建之通りニ付、惣領ニ相成候付、祝物差送り申候、委細永代帳拾壱番ニ印置也
但、為歓与して支配壱人参り申候、右使者角前髪差遣し申候

（嘉永三年一月九日）
一　**市川忠三郎**、若山表就御用向、今昼船ニ而下坂被致候

（嘉永三年一月二一日）
一　**市川忠三郎**、若山表御用向相済、今昼船無難ニ初夜時帰着被致候

（嘉永三年二月一四日）
一　元方掛名代**市川忠三郎**、江戸向店為勤番近々被致出立候ニ付、於目録場別宅中示合在之候、跡ニ而別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛致盃候

但シ、昨秋御改革ニ付本膳止メニ相成候事

（嘉永三年二月一五日）

一 **市川忠三郎**、江戸為勤番明日出立ニ付暇乞与して別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参り申候

十六日晴天

一 右同人紀州御帳面ニ而今朝出立ニ付見送り与して左ニ

支配　細田平兵衛
上座　森　藤四郎
子供嘉十郎

但シ御建之通重組酒持参可致筈ニ候へ共、昨秋御改革相改り候通料物差送申候、江戸表へ無番状を以、大坂勢州店本状追啓を以及通達、且又惣廻文差出し申候

（嘉永三年九月一日）

一 元方名代役**市川忠三郎**、江戸向店勤番無滞為相済、彼地去ル廿日出立、東海道十二日経ヲ以、道中無難今昼時無難帰京被致候、依之惣廻文差出し申候、夕刻別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人ツヽ着歓参り申候

蹴上出向
役頭　川合茂次郎
子供常次郎

但、昨年相改候通り、酒肴料為持遣し候也

（嘉永三年九月五日）

五日晴天

一 今昼後、**市川**氏示合相務申候

但、跡ニ而手軽ク盃いたし候

（嘉永三年九月二七日）

一 **市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而罷下り申候

（嘉永三年一〇月三日）

一 **市川忠三郎**、大坂御用向相済候ニ付、舟中無難、昨夜初夜時帰着被致候

（嘉永四年二月二五日）

一 成願寺天神講相務被申候ニ付、参詣

元〆中塚、元方**市川**、支中塚

（嘉永四年八月二二日）

廿二日雨天七ツ時より晴

一 木嶋顕名御霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ

元〆中塚、元方**市川**、シ吉仲

但し、例之通御初穂、本店之分エ（七匁五分）サ入、元方江指出し、早朝子供差遣し申候

（嘉永四年八月二八日）

一 今日就吉辰紅店当春季目録押切相務申候

（嘉永四年九月二六日）　　元**市川**、支中塚

一　当春季上之店目録押切相勤申候　　**市川**、中塚孫

史料1⑥「名代言送帳　二十六番」

（三井文庫所蔵史料　別一七七八）

（嘉永五年二月一六日）

一　今日月次御寄会之上、店々名目役替被仰渡候所左之通

一　京本店　　是迄元方掛名代役　**市川忠三郎**

一　大坂本店　同　　奥村忠右衛門

右両人此度加判名代役

（略）

右之通被仰渡候段、元方より廻文到来ニ付惣廻文指出候、江戸大坂勢州店々へ無番状を以及通達申候、且又**市川**氏土方氏両家へ、別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛歓ニ参り申候

（嘉永五年閏二月一二日）

十二日雨天八ツ時より晴ル

一　右同人（加判名代中井茂兵衛）、乙之助召連、紀州御帳面ニ而今朝出立候付為見送、左ニ　　加　**市川忠三郎**　　支　吉仲庄太郎

上　松田政次郎

子供　徳三郎

但し、御建之通重組酒持参可致筈ニ候得ども、去ル酉年より御改革ニ而相改候通、扨又出立之節飯差出し候所、是又此度両用共料物ニ而差送り、江戸表無番状ヲ以大坂勢州店へハ本状追啓より及通達惣廻文差出し申候

（嘉永五年閏二月二五日）

一　成願寺講出席　　**市川**、土方、支吉仲

（嘉永五年三月一七日）

十七日雨天

一　上之店去秋季目録押切相勤申候　　加**市川**、支吉仲

（嘉永五年三月二一日）

廿一日曇天

一　紅店去秋季目録押切相勤申候　　加**市川**、支吉仲

（嘉永五年四月四日）

一　昨暁近火ニ付早速御見舞被下候御方へ、夫々御礼ニ相廻り申候

紀州御屋敷　加　**市川忠三郎**

御宅々　支　吉仲庄太郎

諸方并買先　筆　塚本為三郎
平　辻　勘三郎
同　高山新三郎
西ノ御組飯室様へ
屋敷方初元　岸田利三郎

右之通挨拶ニ相廻り申候、尤飯室様へハ袴羽織ニ而御礼上リ、其節昨夜出火御見舞序ニ為申上候事

（嘉永五年五月七日）

一　三本木大和屋岩治郎方ニ而振舞いたし候処、左ニ
江向後見岡田岩次郎、江本同一色喜四郎
相伴　**市川**、井上、支吉仲、組格河井
元方木村、上之店植村
給仕与して　賄方　専三郎
子供　力　蔵

右之通ニ有之、料理万端右方ニ而相誂、委細覚帳ニ控置申候

（嘉永五年一〇月一一日）

十一日曇天

一　加判名代役**市川忠三郎**殿、大坂為勤番罷下り被申候ニ付、於目録場致盃候

（嘉永五年一〇月一三日）

一　加判名代役**市川忠三郎**殿、大坂為勤番今昼船ニ而罷下り被申候

（朱書）「但し是迄廻文差出し無之候得共、已来者御宅々店々并惣廻文差出し可申事」

（嘉永五年一一月一二日）

十二日晴天冬至

一　加判名代役**市川忠三郎**儀、大坂本店勤番無滞為相済、今船ニ而罷登被申候、船中無難初夜時帰京被致候段、御宅より申参候ニ付、不取敢支配壱人着歓参り申候

（嘉永六年正月一〇日）

一　上之店益印店嵐改相勤申候　加**市川**、支吉仲

（嘉永六年二月一九日）

十九日晴天

一　初午停止中ニ付、今日稲荷代参相整申候
市川、大橋、赤尾
相伴　奈良三懸り大石

（嘉永六年二月二二日）

廿一日晴天

一　紀州御家老江戸表江御出府、今日伏見表へ御着、依之紀州懸り**市川忠三郎**為御伺、今朝彼地へ罷越被申候

（嘉永六年二月二三日）

廿三日晴天

一 **市川**氏、昨日伏見表被越候所、御家老御着一日延引ニ而、江戸表江御出府、今日伏見表へ御着、依之紀州懸り**市川忠三郎**為御伺、今朝彼地へ罷越被申候

（嘉永六年二月二五日）

廿五日晴天初夜時分より雨降申候

一 成願寺講出席　中井、**市川**、支吉仲、同大橋

（嘉永六年三月五日）

五日晴天

一 宗六（高就）様御儀、若山表御用向ニ付、今夕早船ニ而御向被遊候、尤俄之御事ニ付、当店より惣代別宅壱人御暇乞罷上、連店ハ別段御暇乞不及候段、廻文差出シ申候、尤江戸三店大坂勢州店江及通達申候

一 就右御用向、加判名代役**市川忠三郎**、今夕御同船ニ而下坂被致候ニ付、右之通江戸三店大坂勢州店へ及通達申候

（嘉永六年三月二五日）

廿五日晴天昼後雨天

一 加判名代役**市川忠三郎**、若山表御用向相済候ニ付、彼地廿三日出立今今井船ニ而罷被登、船中無難暮前時帰京被致候

（嘉永六年六月一七日）

十七日晴天

一 北真八（高朗）郎様御儀、治郎右衛門様御名前御譲請被遊候付、為御悦左之通り

花色晒帷子　壱反宛

瓜ノ御紋附　元〆中塚　溜メ紙弐折、銀セ（二匁）、

桐ノ御紋附　加中井、加**市川**、元井上、名土方（二）溜メ紙弐折、金セ朱也

右之通被下置候　但し御使勝次郎

右御礼として左ニ

御樽肴料

一　金弐百疋

右之通差上被申候

（嘉永六年六月二〇日）

一 紅店無人ニ付、当春支配退役向崎文四郎、本店限紅店詰切御雇申渡、立会左ニ

加　**市川忠三郎**

元　井上甚三郎

支　吉仲庄太郎

紅通支　山下甚蔵

右之通立会候後、今廿日より致出勤候

（嘉永六年九月二日）

一 今日元方御寄会之上、**市川忠三郎**殿是迄紀州方無故障相勤被申候処、此度御差免、跡役土方治兵衛殿へ被仰渡候

（嘉永六年一〇月九日）

一　加判名代役**市川忠三郎**、江戸本店為勤番近々出立ニ付、今日目録場別宅中示合有之候、跡ニ而別宅中支配人不残、組頭役頭上座月番壱人宛致盃申候
　但去ル酉年御改之通、本膳相止メ申候
（嘉永六年一〇月一〇日）

一　**市川忠三郎**、江戸表為勤番明日出立ニ付、暇乞として別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参り申候
（嘉永六年一〇月一〇日）

十一日

一　右同人、紀州御帳面ニ而今朝出立、為見送り左ニ
　名　土方治兵衛
　支　中塚徳治郎
　上　塚本為三郎
　子供　松太郎
　但、御建之通、蹴上へ重組酒持参可申筈ニ候得共、去ル酉年御改之通、料物ニ而差送り申候、江戸表無番状を以、大坂勢州店本状追啓より及通達申候、尤惣廻文差出し申候
（嘉永六年一〇月三〇日）

晦日晴天

一　江戸本状九拾四番廿二日出、今日到着、右追啓を以、**市川忠三郎**殿道中無難今七ツ時着府之趣申参候
（安政元年四月二一日）

廿一日晴天

一　加判名代役**市川忠三郎**、江戸勤番無滞為相済、彼地去ル十一日出立東海道十二日経ニ而帰京被致候、尤日程者明日之着ニ付、出迎等ニも得遣し不申候
　但し右之訳柄ニ付蹴揚酒弁当料金舟サシ（百五十）疋、前書断手紙添宅江指送り申候
（安政元年四月二二日）

廿二日晴天昼後曇折々小雨夜中烈敷降

一　**市川**氏帰京、惣廻文指出し江戸大坂勢州店へ及通達申候、尤着歓として生肴一折指送り候、且別宅支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛着歓ニ参り申候
（安政元年四月二四日）

廿四日曇晴

一　今昼後**市川**氏示合有之、跡ニ而致盃申候
（安政元年七月一四日）

十四日晴天

一　当初荷諸役所工面克指下、諸請払万端都合能相仕舞大慶奉存候、依之北八郎（高徳）右衛門様御届ケ申上候
　加**市川**、支中塚
（安政元年七月一五日）

一　北八郎右衛門様御方御籌様御儀、去ル五月御疱瘡被遊、右御歓請、当中元御請被遊候ニ付、別宅筆頭壱人支配壱人家督為惣代壱人罷上り申候　加**市川**、支中塚

（安政元年七月二七日）

廿七日晴天

一　上之店益印代呂物改相勤申候　加**市川**、支大橋

（安政元年八月一二日）

十二日落

一　勘定庭当春季目録押切相努申候　加**市川**、支大橋

（安政元年八月二二日）

廿二日晴天

一　木嶋顕名霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ　加**市川**、紅勤中村、支中塚孫

例之通御初穂本店之分エサ入、元方へ指出し早朝子共差遣し申候　野村源吉

但し江戸中村氏（江戸本店勘定名代）、此程御上京ニ付参詣被致候

（安政元年八月二二日）

廿五日曇晴

一　上之店当春季目録押切相努申候　加**市川**、支大橋

（安政元年九月二二日）

一　当節柄ニ候へとも江戸中村氏、祇園中村屋座敷おいて酒指出候ニ付左ニ　加**市川**、名土方、支中塚、組角野　上名植村、元後木村、子供源吉

右之通、尤振舞ニ申でも無之ニ付、賄方役人参り不申候、且献立ハ覚帳記文有之候

（安政元年九月二五日）

廿五日晴天

一　成願寺出講　加**市川**、支中井

（安政元年一〇月六日）

一　進蔵（高敏）様御儀、去ル亥十月廿一日より当店江御習学被遊候処、明七日より元方江御引越、両替店御日勤被遊候様、右御寄会之上蒙御仰被遊候　立会　加中井、同**市川**

（安政元年一〇月七日）

七日晴天

一　紅店当春季目録押切相務申候　加**市川**、支大橋

（安政元年一〇月一九日）

十九日晴天風立

一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通出役之者差出し、店表通り常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申候

神服様、**市川**、土方
不参
眼病中塚、不快ニ付中井、在坂井上
但 不参之御方膳部差送り申候

（安政二年一月一二日）
一 加判名代役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、（大坂本店勘定名代）今夕東氏同
船にて下坂被致候
但、元之助様御下坂、**市川**氏下坂之趣、江戸店々勢州
店へ本状追啓を以通達ニおよひ申候

（安政二年一月一五日）
一 **市川忠三郎**、大坂表御用向相済、昨日夕船ニ而罷登被申
候処、船中無難今五ツ半時帰京被致候

（安政二年一月二六日）
廿六日晴天
一 江州佐々木社為御代参、加判名代役**市川忠三郎**、今朝出
立被致候事　　供付 出入 久兵衛

（安政二年一月二九日）
廿九日
一 **市川忠三郎**儀、江州佐々木御社御代参無滞相務、昨暮時
帰京被致候

（安政二年四月一〇日）
十日晴天
一 昨秋季上之店目録押切相務申候　　加**市川**、支中井弥

（安政二年四月二四日）
廿四晴天
一 昨秋季勘定庭目録押切相務申候　　加**市川**、支中井

（安政二年五月一〇日）
十日曇晴七ツ半頃より雨降
一 紅店昨秋季目録押合相務申候　　加**市川**、支中井

（安政二年九月一二日）
十二日曇晴
一 加判名代**市川忠三郎**、江戸表御用向ニ付近々出立、依之
今昼後於目録庭ニ別宅中示合有之候、右相済候上ニ而別
宅中支配不残、組頭より筆頭迄月番壱人ツヽ盃致申候

（安政二年九月一三日）
十三日曇晴
一 加判名代役**市川忠三郎**、江戸表明朝出立、依之為暇乞別
宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参り申候

（安政二年九月一四日）
十四日晴天
一 同氏義（市川忠三郎）、紀州御帳面ニ而今朝出立ニ付、為見送左ニ
支 中井弥五郎
上 小森久次郎

子供　常之助

但、蹴揚重組酒持参可致筈ニ候へ共、去ル酉年御改之通、料物ニ而指送申候、扨江戸表無番状、大坂勢州店江本状追啓より及通達申候、惣廻文指出し申候

（安政二年一二月九日）

九日晴天

一　加判名代役**市川忠三郎**義、江戸表御用向相済、彼地去ル廿八日出立東海道十二日経ニ而罷登り被申、道中無難今四ツ時帰京被致候

出迎　組　中川平助

子供　為吉

但し蹴揚江為酒弁当料金（百五十）舟サシ疋送ル

一　**市川**氏帰京ニ付、江戸大坂勢州店へ及通達惣廻文指出し申候、為着歓別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参上致候

（安政二年一二月一二日）

十二日晴天

一　**市川**氏帰京ニ付、昼後於目録場別宅中示合有之、跡ニ而別宅中支配不残致盃申候

（安政二年一二月二九日）

一　例之通、北様江、御歳暮御祝詞并際仕舞方万端都合能相仕舞候段、御届罷上り申候

（安政三年一月一〇日）

十日曇天

一　加判名代役**市川忠三郎**、就右御用向今昼船ニ而下坂被致候

（安政三年一月一二日）

一　加判名代**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申候所、船中無難暮半時帰京被致候

（安政三年一月一二日）

廿一日晴天

一　当店支配役中塚孫次郎、此度紅店勤被蒙仰、今日より紅店へ引越被致候ニ付、別宅中支配不残盃いたし候筈ニ候へ共、紅店不人過急之儀ニ付、宿元へ引越候節致一集可申候、今日彼店示合旁伺意被致候所左ニ

加**市川**、後格吉仲

右之通出勤示合相済候上、酒被出候ニ付役人中にて盃被致候

（安政三年一月二二日）

一　上之店益印代呂物改相務申候　　加**市川**、支中井弥

（安政三年二月一六日）

一　今日月並御寄会之上、店々名目役替被仰渡候処、左之通

加**市川**、支中塚

り

一　京本店　是迄加判名代役　中井茂兵衛

一　同　同　**市川忠三郎**

右両人此度元〆役

（略）

右之通被仰渡候、此段御申上可被成候、已上

二月十六日　元　方

右之通就廻文到来、惣廻文差出し江戸大坂勢州店へ及通達、且今夕支配不残組頭役頭上座月番壱人ツ、御歓ニ参り候

一　中井、**市川**両氏大役之義ニ付、今夕飯鱠平付ニして膳差出し申候、尤炙物ハなし

（安政三年二月一七日）

十七日雨天

一　中井茂兵衛、**市川忠三郎**両人共、今般元〆役蒙仰候ニ付店表へ為祝物左ニ

一　鮮鯛　拾尾

一　諸白　弐斗

但溜メ先格ヲ以金弐朱也紙弐折ツ、

右之通両家より到来ニ付、店表よりも差贈り申候、委細拾壱番永代帳ニ記ス

使者　角前髪　安田寅吉

中山清之介

（略）

一　中井茂兵衛、**市川忠三郎**元〆役被蒙仰候ニ付、今夕より本状　八郎右衛門様御名前相除申候

（安政三年二月二二日）

廿二日雨天

一　元〆役**市川忠三郎**、役替為祝義、此程酒肴被差送候ニ付、今夕料理申附家内休夜申渡候

尤家内廻文相廻し申候

（安政三年二月二五日）

廿五日曇天昼時より雨降

一　成願寺講参詣　元**市川**、後吉仲、支中井

（安政三年八月二二日）

彼岸入、廿二日晴天

一　木嶋顕名霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ

元〆**市川**、後吉仲、支川合

但し例之通御初穂本店之分エサ入（七匁五分）、元方へ差出し、子供是迄早朝ニ差遣し候へ共、遅ク相成候故、前夜ニ勘定庭へ一宿頼遣し申候　泉　常吉

史料1⑦「名代言送帳　二十七番」

（三井文庫所蔵史料　別一七七九）

（安政三年九月二五日）

廿五日晴天

一　成願寺講出席　元**市川**、加格井上、支中川

（安政三年一〇月一九日）

十九日晴天

一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通出役之者差出し店表通り常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申候

神服様、中井、**市川**、土方、後吉中、支中塚

（安政四年正月二〇日）

廿日落

一　元〆役**市川忠三郎**、就右御用向、今夕船ニ而下坂被致候

（安政四年正月二二日）

廿二日曇天折々小雪

一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申候処、船中無難夜八ツ時帰京被致候

（安政四年七月一四日）

十四日雨天

一　当初荷諸役所工面克差下、諸請払万端都合能相仕舞致大慶候、依而北八郎（高福）右衛門様江御届申上候

元〆**市川**、支中塚

（安政四年八月三日）

三日晴天

一　中井弥五郎今日より紅店へ引越、就右為引附左ニ

元〆**市川**、支中塚

右之通出勤御示合相済候上、酒出候ニ付致盃候事

（安政四年八月二二日）

廿二日晴天

一　木嶋顕名御霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ

元〆**市川**、勘名土方、支泉

但し例之通御初穂本店之分エサ入（七匁五分）、元方へ差出し、子供是迄早朝ニ指遣し候へ共、遅ク相成候故、前夜ニ勘定庭へ一宿頼遣し申候　井上嘉次郎

（安政四年一二月二八日）

一　御宅々并ニ店々歳暮御礼、**市川**氏廻勤被申候

（安政四年一二月晦日）

一　例之通、北様、新町様へ、歳暮御祝詞并ニ際仕舞方万端都合克相仕舞候段御届申上候

元〆**市川**、支中塚

（安政五年一月九日）
九日朝雪昼時より晴天
一　北於御宅陀羅尼経御執行被遊候ニ付、致参詣候様被仰越候ニ付、致参詣候処左ニ
元〆**市川**、勘定土方、後吉仲、支中塚

（安政五年一月一九日）
一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今夕船ニ而下り被申候　供付　出入久兵衛

（安政五年一月二一日）
廿一日曇天、七ツ時より少雨
一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申、船中無難四ツ時帰京被致候

（安政五年二月二五日）
廿五日晴天
一　成願寺講出席　元**市川**、支通中塚、支森

（安政五年二月二七日）
一　助八（高益）様御儀、御太切ニ付、今日竹屋町御借宅江御引取被遊候、此段御心得迄ニ御申上可被成候
二月廿七日　出水　喜太郎
右之通御宅より廻文到来ニ付、早速別宅壱人支配壱人罷上り申候

元〆**市川**、支泉

（安政五年三月九日）
九日晴天
一　八郎（高篤）右衛門様御方五十助（高棟）様御儀、御疱瘡被遊候所、御順克御肥立御笹湯御引被遊候ニ付、為御歓左ニ
元**市川**

（安政五年六月二四日）
一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而罷下り被申候　供付　久兵衛

（安政五年六月二七日）
廿日七晴天
一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申、船中無難暮半時帰京被致候

（安政五年七月一四日）
十四日雨天
一　当初荷諸役所工面能差下し、諸請払万端都合能相仕舞致大慶候、依而北八郎右衛門様江御届ケ申上候
元〆**市川**、通支中塚

（安政五年八月五日）
一　元〆役**市川忠三郎**倅徳松義、一昨三日昼後より疫痢之症ニ而、療養種々被尽手候得共無其甲斐、昨四日七ツ半時死去被致、残念之至気之毒奉存候、依之明六日朝より表

遠慮、葬式之義者同日山七ツ時於七条相営可申積、惣廻文差出、江戸大坂勢州店へ無番状ヲ以及通達申候

（安政五年八月六日）

一 **市川**氏倅葬式、今山七ツ時於七条相営被申、則左ニ

勘定　土方伊兵衛
支　泉　平吉
別宅中代　平　村上安次郎
内帳場　平　中井房三郎
尾崎徳三郎
野帳場　平　大井小助
福島秀三郎
外ニ三栄講　越後屋市右衛門

右葬式ニ付取持方より願出候ニ付

相続講弐人　中井三郎兵衛、白井弥兵衛
三栄講弐人　松葉屋嘉兵衛、越後屋市右衛門

右之通さし遣し申候

（安政五年九月二五日）

廿五日

一 例之通成願寺講出席　元〆**市川**、支泉

（安政五年一〇月一九日）

十九日晴天

一 蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通出役之者差出し店表通り常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申候

神服様、**市川**、井上、土方、中塚、不参在江吉仲

但、不参之御方膳部差送り申候

（安政五年一一月二二日）

一 元〆役**市川忠三郎**、江戸表御用向ニ付明後廿四日出立ニ付、今日於目録庭御示合在之、跡ニ而別宅中支配組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツ、盃いたし申候

但、膳部御宅江差送り申候

（安政五年一一月二三日）

一 **市川忠三郎**、明朝出立ニ付、為暇乞別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛罷越申候

（安政五年一一月二四日）

廿四日曇天暮時より小雪

一 右同人、東海道十日経之積ヲ以、今朝出立罷下り被申候ニ付、見送りとして左ニ

勘定　土方治兵衛
支　森　藤五郎
組　井口新七
筆　松山米三郎
子供壱人　卯之助

但、御建之提重酒持参可申之処、当節柄ニ付料ニ而指

送申候

一 **市川忠三郎**、今朝出立ニ付、惣廻文差出し申候、尤江戸大坂勢州店江及通達申候

（安政六年一月八日）

八日

一 元〆役**市川忠三郎**義、江戸表御用向相済、彼地去ル廿七日出立東海道十一日経ニ而罷登り被申候所、道中無難今昼時帰京被致候

出迎 支 上嶋半三郎
上 辻 勘三郎
子供森嶋卯之助
（二百）
但、為酒弁当料金七舟疋、蹴揚ニ而送ル

一 **市川**氏帰京ニ付、江戸大坂勢州店へ及通達惣廻文指出し申候、着悦として別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参上致候

（安政六年三月二七日）

廿七日雨天

一 土方治兵衛、中塚徳次郎、自今日上之店、紅店江出勤いたし候

元〆 **市川忠三郎**

（安政六年四月一四日）

一 元〆役**市川忠三郎**、御時節柄ニ候得共無拠義ニ付御願申上、此度室町通竹屋町下ル町東側へ変宅被致候、依之祝物差送り、惣廻文差出し申候、尤別宅不残、支配人壱人歓ニ参申候

（安政六年五月二六日）

一 前書之通、油小路於御宅御料理被下置候ニ付参上

元〆**市川**、大同奥村、勘定木村、
支泉、同森、組原、組井口

（安政六年六月二二日）

廿二日晴天

一 横浜店御開店ニ付、北御宅稲荷様江御千度相勤申候、左ニ

元〆**市川**、勘名木村、名吉仲、支泉、組井口
右之通参詣相勤申候

一 宗之助（高猷）様、御歓御暇乞兼左ニ

別宅不残支配壱人

元〆**市川**、勘名木村、名吉仲、支泉
右之通罷上り申候

（安政六年七月一四日）

十四日晴天

一 当初荷諸役所工面克差下、諸請払万端都合能相仕舞致大慶候、依而北八郎右衛門様江御届ケ申上候

元〆**市川**、支泉

（安政六年八月二二日）

廿二日曇天七ツ時より小雨

一　木嶋顕名御霊神御神事ニ候処、元方より前以廻文到来、社参左ニ

元〆**市川**、支森、組原

但し当年御初穂元方より一集ニ差上ニ申候、子供是迄早朝ニ指遣し候へ共、遅ク相成候故、前夜より勘定庭へ一宿頼遣し申候　森嶋卯之助、小谷松之助

（安政六年九月二五日）

廿五日晴天

一　成願寺講出席　元〆**市川**、支森

（安政六年一〇月一九日）

一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致候

（安政六年一〇月二三日）

廿三日晴天

一　**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申候処、船中無難ニ初夜時帰京被致候

（安政六年一二月三〇日）

一　例之通、北様江、御歳暮御祝詞并際仕舞方万端都合能相仕舞候段御届罷上り申候

元〆**市川**、支上嶋

（万延元年一月一四日）

一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、次郎（高朗）右衛門様御同道ニ而下坂被致候

（万延元年一月一六日）

一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申、船中無難初夜半時帰京被致候

（万延元年二月二三日）

廿三日曇天

一　今日稲荷代参相勤申候　元**市川**、支原、組里田

（万延元年七月一四日）

十四日晴天

一　当初荷諸役所工面克差下、諸請払万端都合能相仕舞致大慶候、依而北八郎（高福）右衛門様江御届ケ申上候

元〆**市川**、支森

（万延元年九月一〇日）

十日雨天

一　**市川忠三郎**殿、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而罷下り被申候　供付出入　藤兵衛

（万延元年九月一三日）

一　**市川忠三郎**殿、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申、船中無難初夜時ニ帰京被致候

（万延元年九月二二日）
廿二日雨天
一　木嶋顕名御霊神御神事、先月之処、御差支ニ付今日御執行有之、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ
元〆**市川**、名吉仲、支原（七匁五分）
例之通御初穂料、本店よりエサ入、元方江指出し、早朝子供指遣し候　子供　平井嘉三郎
（万延元年一〇月一九日）
十九日晴天
一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通差出し店表通り常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申候
市川、吉仲、中井
病気ニ付不参神服様、
江戸勤番昨日帰京多用ニ付不参木邨
但焼物斗送ル
（万延元年一一月二五日）
廿五日晴天
一　**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致候
（万延元年一一月二九日）
廿九日晴天
一　**市川忠三郎**、大坂表御用向相済候付、今今井船ニ而罷登り、船中無難暮半時帰京被致候
（万延元年一二月二一日）
廿二日晴天
一　出水御宅御普請就出来、御引越被遊候御歓之義者、来年頭之節ニ御歓申上候様、元方より廻文致到来候得共、今日別宅支配筆頭壱人宛御歓ニ罷上り申候、且上ケ物之義ハ拾弐番永代帳ニ記有之候
元〆**市川**、支森
（万延元年一二月三〇日）
一　例之通、北様江御歳暮御祝詞并際仕舞方万端都合克相仕舞候段御届申上候
元〆**市川**、支森
（文久元年一月一三日）
一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致申候
（文久元年一月一六日）
一　**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申候所、船中無故障暮半時帰京被致候
（文久元年二月二七日）
廿七日曇晴
一　元〆役**市川忠三郎**義、当店支配並紅店雇勤上縞（ママ）半三郎、

養子取極置度段、御願被申候処、御聞済相成、今般取詰被相整候ニ付、左ニ

上嶋半三郎事 **市川半三郎**

右之通、相改候付、惣廻文差出し、江戸大坂勢州店へ無番状ヲ以及通達、尤祝物差送申候、委細拾弐番永代帳ニ記し有

（文久元年四月一九日）

十九日曇天小雨

一 元〆役**市川忠三郎**、江戸表御用向ニ付明後廿一日出立ニ付、今日於目録庭御示合有之、跡ニ而別宅中支配組頭不残、役頭上座筆頭月番壱人ツヽ盃いたし申候

但、膳部御宅江差送り申候

（文久元年四月二〇日）

一 **市川忠三郎**、明朝出立ニ付、為暇乞別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛罷越申候

（文久元年四月二一日）

廿一日晴天

一 右同人、中仙道十三経之積ヲ以、今朝出立罷下り被申候ニ付、見送りとして左ニ

名代 吉仲庄太郎

支 森 藤五郎

組 上原仙三郎

筆 山口庄五郎

子供壱人 米次郎

但、御建之提重酒持参可申之処、当節柄ニ付料ニして差送申候

一 **市川忠三郎**、今朝出立ニ付、惣廻文差出し申候、尤江戸大坂勢州店江及通達申候

（文久元六年六月二九日）

廿九日雨天

一 元〆役**市川忠三郎**義、江戸表御用向為相済、彼地去ル十八日出立東海道十二日経ヲ以罷登り被申候処、道中無難今四ツ時帰京被致候

出迎 支 井口新七

上 大井小助

子供栄次郎

但、蹴上ケ江為酒弁当料金弐百疋送ル

一 **市川**氏帰京ニ付、江戸大坂勢州店江も及通達、惣廻文差出し申候、為着歓別宅中支配不残、組頭役頭上座月番壱人宛参上致候

（文久元年七月一四日）

十四日晴天

一 当初荷諸役所工面克差下し、諸請払万端都合能相仕舞致大慶候、依而北八郎（高福）右衛門様江御届ケ申上候

元〆**市川**、支森

（文久元年八月二二日）

廿二日晴天

一　木嶋顕名御霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、社参左ニ

元〆**市川**、支井口

例之通御初穂本店之分エサ入（七匁五分）、元方へ指出し、早朝子供指遣申候　須田兼次郎

（文久元年九月二五日）

一　成願寺講参詣　元〆**市川**、支井口

（文久元年一〇月一九日）

一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通出役差出し店表通り常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申候

神服様、**市川**、吉仲、中井

在坂木村、在江中井

但、不参之御方膳部差送り申候

史料1⑧「名代言送帳　二十八番」

（三井文庫所蔵史料　別一七八〇）

（文久元年一二月三〇日）

一　例之通、北様江御歳暮御祝詞并ニ際仕舞方万端都合克相仕舞候段御届ケ罷上候

元〆**市川**、支森

（文久二年一月一四日）

十四日曇晴

一　元〆役**市川忠三郎**、大坂表御用向ニ付、今昼船ニ而下坂被致申候

（文久二年一月一六日）

一　**市川忠三郎**、大坂表御用向相済、今昼船ニ而罷登り被申候処、船中無故障暮半時帰京被致候

（文久二年二月一六日）

十六日晴天

一　今日稲荷代参相勤申候　元〆**市川**、支里田、組野沢

（文久二年二月二五日）

一　城願寺（ママ）講出席　元〆**市川**、通支森

（文久二年七月一四日）

一　当初荷諸役所工面克差下し、諸請払万端都合克相仕舞致大慶候、依而北八郎右衛門様江御届ケ申上候

元〆**市川**、支森

（文久二年八月八日）

一　元方内寄会出席　勘名吉仲、通支森

元〆、不快ニ付不参**市川**

（文久二年八月二二日）

廿二日雨天五ツ半時より晴天
一　木嶋顕名御霊神就御神事、元方より如例前以廻文到来、
社参左ニ
元〆**市川**、支里田
例之通御初穂本店之分（七匁五分）エサ入、元方へ指出し、早朝子
供指遣申候　加番　須田兼次郎
（文久二年一〇月一九日）
一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通差出し店表通常体、
且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳差出し申
候
神服様、元掛木村、後中井、通支森
外ニ元方役所
加名土方、名永緒、後中塚
不快ニ付不参**市川**、在坂勘名吉仲
不参ニ付膳部差贈り申候
（文久三年一〇月一九日）
十九日曇天
一　蛭子講内祝目出度相寿申候、例之通出役指出し店表通り
常体、且別宅中不残出勤之上、会所蛭子尊前ニ而本膳指
出し申候
神服様、**市川**、木村、吉仲、下坂中井、不快ニ付森
但、不参之御方膳部指送り申候
外ニ元方土方永緒中塚
（元治元年八月八日）
一　別宅居宅不残類焼ニ付、当分仮宅住居左ニ
一　**市川忠三郎**　中筋通知恵光院西入町借宅
一　木村忠兵衛　是迄借宅釜座二条下ル町地面借受壱軒前
差掛相凌申候
一　吉仲庄太郎　木屋町御屋鋪借宅
一　中井茂兵衛　西銅（ママ）院下立売下ル町借宅
一　森　藤五郎　当時勤番中、殊ニ借宅付、妻里方引取申候
右之通夫々仮宅出来申候
（慶応元年六月一七日）
十七日晴天
一　元〆役**市川忠三郎**病気ニ付、全快為御願、北野天満宮江
御百度相務申候、尤本供料持参致候事
名代森、支細田、組川野
（慶応元年七月一日）
一　当店元〆役**市川忠三郎**義、近来中風之気味合ニ在之候ニ
付、御医師方御診察請服薬引籠療養、追々快気之趣ニ付
折々出勤被致居候所、先月中旬頃より時候当りニ而下痢

相附、依之福井丹波守様御診察請候所、不軽病症之由被仰候ニ付、尚又高階安芸守様御診察請、御立会ニ而御加減之御薬相用被居候得共、何分老体之義ニ付、次第労強種々療養被手尽候得共不相叶、終ニ今暁卯刻死去被致、気之毒千万奉存候、葬式之儀者明後三日内八ツ時於七条相営可被申積り、依而早速別宅不残支配不残、組頭役頭上座頭壱人宛悔ニ参り申候

但、死去届被出候ハゝ早速支配壱人別宅衆宅江知らセ参り可申、今壱人**市川**宅江参り用向相尋申候、且連店江死去の知らセ早速相廻し申候

一 右ニ付早速元方主中様方、北様出水様江別宅中筆頭壱人御届けニ罷上り申候、且御宅々并店々惣廻文差出し、江戸大坂勢州店々へ無番状ヲ以及通達申候

一 今朝より**市川氏**宅江別宅不残、支配壱人世話方ニ詰切居申候、且家督中相続講三永講世話方江世話被致候様頼遣し申候

但、今夕明夕支配人壱人泊り申候

一 **市川忠三郎**法名

忠誉致寛義法禅定門

行年六十九才

（慶応元年七月二日）

一 昨日本店より廻文ヲ以申上候通、**市川忠三郎**義死去仕候ニ付、御宅々并店々へ遠慮左之通

御宅々并店々　葬式当日　遠慮一日、朝精進計

本店　同　遠慮一日、精進一日

一 中陰之内於真如堂、施餓御執行御頼申積ニ御座候

一 香奠、御建之通差遣し申積りニ御座候

右之通元方より廻文到来ニ付、連店江早速相廻し申候

一 内帳庭頼参り候ニ付左ニ

二日　初元　浅井政次郎

三日　同　松尾清次郎、岩田勝次郎

四日朝

右之通差遣し申候

（慶応元年七月三日）

一 **市川氏**死去ニ付、今日代参相止メ、神棚〆切置、表平日之通慎精進致し申候

一 **市川氏**葬礼左之通

木村忠兵衛

吉仲庄太郎

森　藤五郎

里田　忠七

支　細田源次郎

組　上野　利七

役　大井　小助

上　白井市三郎
筆　竹倍直次郎

右之通野送り参り申候、尤別宅不残之御建ニ候得共、中井氏在江中ニ付、手札持参致し申候

一山帳庭頼参り候ニ付、平三人差遣し申候

一新町　源右衛門様（高辰）、出水　弁蔵様（高景）

右御二方様野送り御供被遊候

一山世話方、家督中相続講并三水講世話方之衆相頼申候

一**市川氏**死去ニ付、本状御印判八郎（高福）右衛門様江庄太郎被申上、去ル朔日より御印判請申候

一就右、店表より諷経、真如堂方丈様并東陽院相頼可申御建ニ候得共、当時真如堂方丈并院代等も無住ニ付、同家親類宿坊誓願寺、西念寺と申方相頼呉候様被願出候ニ付、真如堂東陽院并右西念寺相頼、則諷経料、同家江為持遣し申候

但し委細者仏事帳拾壱番ニ認在之候

一**市川氏**葬式ニ付、休足所此節柄町内家立も無之ニ付、御宅々御名代并ニ店々之分休足所頼参り、依而表金方帳合庭相片付、店々之衆染物方江、御宅々御名代供之分絹方ニ而休足、献立左ニ

上分

吸物　羊汁、浅草海苔　決栗膳

取肴　鱧切身、巻玉子、はしかみ　小皿　向付ニして

次　ひやそうめん

水物　なし

〆

供之分

小皿　焼鮎、かまぼこ、はしかみ

ひやそうめん

〆

（慶応元年七月四日）

四日落

一一昨二日廻文ヲ以申上候**市川忠三郎**法名義法施餓鬼之義、明後六日於真如堂致執行候様被仰付候間、此段御申上可被成候

七月四日　元方

右之通廻文到来ニ付、連店計廻文差出し申候

（慶応元年七月六日）

一**市川氏**江店々より御建之通香奠差送り申候、委細仏事帳拾壱番ニ認在之

（略）

一**市川義法**初七日ニ付、主中様方より為御志、於真如堂施餓御執行在之候

但、右ニ付外ニ別宅壱人組頭壱人参詣可致候得共、時

分柄繁にして且者不人ニ付、相見合申候

一 **市川氏**初七日仏参　木村、林原、片山、組田中
　但し宿坊江茂参詣致候事

（慶応元年七月一一日）

十一日晴天

一 **市川氏**二七日仏参　吉仲、細田、川野、組松山
　但し宿坊江茂参詣致候事

（慶応元年七月一二日）

一 **市川氏**江中陰見舞差送り申候

（慶応元年七月二一日）

廿一日曇晴

一 **市川氏**三七日仏参　細田、野沢、上野、組高山
　但し宿坊江茂参詣致候事

（慶応元年七月三〇日）

一 **市川氏**四七日仏参　木村、林原、川野、組田中
　但し宿坊江茂参詣致候事

一 同五七日店表より為志、来ル三日於真如堂施餓鬼相努候ニ付、今日東陽院江頼ニ遣し申候
　絹方上役竹倍直次郎
　但し委敷儀ハ仏事帳拾壱番ニ認在之候

（慶応元年八月三日）

三日晴天

一 **市川義法**五七日ニ付、店表より為志、於真如堂施餓鬼相努候ニ付、仏参左ニ
　元吉仲、支細田、組上野
　但、両替店両人、上之店壱人、元方糸店間之町店勘定場紅店壱人ツヽ、尤**市川氏**より大手まんちう、本店筋江八十ツヽ、両替店筋江五十ツヽ、御宅台所役衆江五十ツヽ、指送り被申候

（慶応元年八月五日）

一 **市川氏**五七日仏参　吉仲、細田、上野、横江
　但し宿坊江茂参詣致候事

（慶応元年八月一二日）

十二日雨天昼時より晴

一 **市川氏**六七日仏参　森、野沢、片山、高山
　但し宿坊江茂参詣致候事

一 **市川氏**六七退夜ニ付、斎相招被申候ニ付参詣いたし申候
　木村、吉仲、森、里田、支野沢、同格林原

（慶応元年八月一七日）

十七日落

一 **市川氏**尽七日仏参　里田、細田、川野、松山
　但し宿坊江茂参詣致候事

（慶応元年八月二〇日）

一 **市川義法**言被置候趣ニて、為遺物別宅支配中江送り物被

致候

但、支配中江掛物一幅ツヽ、贈り被申、別宅中ハ品物相尋不申候

史料2「永代帳　四番」

（三井文庫所蔵史料　別一二〇ニ）

（弘化四年四月）

一　永代講隔年太々神楽奏行相勤候ニ付、十六日元方御寄会之上御頼申上候処、御聞済有之ニ付、外宮於落合方来ル廿八日一音御神楽奏行仕候、依之代参相立近々出立ニ付為路用左之通

一　銀舟マサヽ（百三十五匁）　勘定名代　**市川忠三郎**

一　銀舟シサヽ（百十五匁）　支配三年目　木村直太郎

一　銀ウシヽ（九十匁）　組頭三年目　霜山又三郎

右之通一昨巳年格合を以御相談申上候、以上

未四月

史料3①「内永書　四番」

（三井文庫所蔵史料　本一四一乙）

（天保七年正月）

申渡之覚　但　本紙西之内立巻紙認上ハ色美濃紙ニ而上書ハ申渡書と認可申事

一　其方事是迄実心を以相務候ニ付、此度後見格通勤申付、望性銀申渡候間、益出情相勤可被申候、尤無商売ニ而勤仕申付候故、店勤仕之内者金高マシ〆ヽ迄ハ月（八）チ朱ノ利足加へ相渡可申候、右切符銀高之余ニ罷成、店へ預ケ置候ハヽ、其分建之通利足と相心得可被申候

一　銀見貫佐船目（三貫五百匁）　壱ヶ年役料

但し半季イ〆エ舟サシヽ（一貫七百五十匁）

右役料を以、自分相応相賄可被申候

右申渡所仍而如件　　八郎右衛門　判

天保七年

申正月　　**市川忠三郎**殿

（天保九年八月）

戌八月

一　松山喜十郎、若山表御用向ニ付五月中旬より在紀罷有候所、留主中盆前無人之分、初荷下并仕舞方工面宜相仕倆骨折之儀被思召、為太義料左之通

一　銀敬（十）枚　中塚徳次郎　一　銀所（七）枚宛　中井茂兵衛

右之通結構被下置、難有頂戴仕候　　**市川忠三郎**

（天保一〇年八月）

同

一 当盆前之所、中塚徳次郎殿向店勤番ニ而無人之所、中井、**市川**格別出情、初荷下并仕舞方万端工面克相仕倹骨折之義ニ被思召、太儀料被下置候所、左之通

本名　本後

一 銀敬枚（十）　中井茂兵衛　一 銀所枚（七）　**市川忠三郎**

右之通被下置候ニ付、難有頂戴被致候

（嘉永七年閏七月）

同閏七月

一 当春季徳次郎、茂兵衛病気ニ付引籠候処、**忠三郎**始両人之者無人之折柄、初荷万端工面克相仕倹候付、御時節柄ニ候へとも太義料被下置候様御願申上候処、左ニ

一 銀野敬佐枚（二十五）　**市川忠三郎**　一 銀野敬枚（二十）　井上甚三郎

一 銀敬佐枚（十五）　土方次兵衛

右之通被下置候事

史料3②「内永書　五番」

（三井文庫所蔵史料　本一四一丙）

（安政六年八月）

一 **市川忠三郎**義、春来無人殊ニ何角等心配、不大方骨折之儀被思召、八月六日月並御寄会之上太儀料被仰渡候処

左ニ

太儀料

同 一 銀見敬枚（忠銀方出し）（三十）　**市川忠三郎**

（文久元年七月）

文久元酉七月

一 元〆役**市川忠三郎**、当夏来江戸表并横浜店為見繕罷下り何角骨折被思召、太儀料被仰渡候処、左ニ

忠銀方出し　一 銀見敬佐枚（三十五）

（文久二年九月カ）

一 **市川忠三郎**、吉仲庄太郎、春来不人殊ニ時節柄何角骨折之儀ニ被思召上、太儀料結構被仰渡候所、左ニ

（忠銀方出し）（三十）　同 一 銀見敬枚（二十）　**市川忠三郎**　一 銀野敬枚　吉仲庄太郎

（元治元年一二月）

子十二月

一 去ル七月十九日当地変火之砌、御宅々始店々御類焼筆紙難尽重々奉恐入候、右ニ付別宅家督相続講之者数軒気之毒千万奉存候、当節柄御願申上兼候得共、何れ義必至難渋仕、且店々惣容之者、右変火之砌一統何角骨折之義御座候得者、何卒江戸表出火之砌格合を以、御合力太儀料

御願申上候処、御聞済被成下候処、左之通

一　金エシ（七十）両也　　元〆**市川忠三郎**　（以下略）

類焼ニ付

史料4　万延元年閏三月「蛭子屋徳兵衛願」

（三井文庫所蔵史料　続七〇五-九）

「（包紙ウハ書）

上　　養子入家願

蛭子屋徳兵衛願

半三郎宿元願」

乍憚口上書を以奉願上候

半三郎義

一　不調法成者幼少より御目永ニ御召仕被下御蔭ヲ以、追々結構ニ被仰付御高恩之程冥加至極難有仕合奉存候、然ル処此度市川忠三郎様方御相続人無御座候ニ付　半三郎義相続人ニ貫請度段御内談御座候、依之　御店様御差支も無御座候ハヽ、相続も可仕存念ニ御座候、何卒此段御承知被成下宜敷御取成之程奉願上候、以上

万延元年申閏三月　　蛭子屋徳兵衛（印）

御本店様

御支配人中様

史料5　万延元年四月「市川忠三郎願　相続人願」

（三井文庫所蔵史料　続五八四-八）

「（包紙ウハ書）

上　　相続人願

市川忠三郎願　」

奉願上候口上書

私義

一　年来蒙御高恩、殊ニ蒙仰御役儀冥加至極難有仕合奉存候、然ニ追々及老年相続人無御座心配仕候ニ付、御店勤仕上嶋半三郎殿勤仕之儘養子貫請度奉存候、御指支も無御座候ハヽ、御聞済被成下候様、宜敷御執成之程奉願上候、以上

万延元年申四月　　**市川忠三郎**（印）

御店御役人中様

史料6　慶応元年四月「元〆役市川忠三郎退身願」

（三井文庫所蔵史料　続二一〇四-一一）

「（包紙ウハ書）

上　　元〆役　**市川忠三郎**

退身願　」

乍憚口上書ヲ以奉願上候

私義

一　久々結構養生被仰付御蔭ヲ以近々全快仕候所、大変ニ而引戻シ悪敷相成、漸々頃日如已然相成候得共、元来大病之儀

殊ニ老衰之上之儀、最早此末之所全快六ヶ敷由、御医師方被仰、左候時ハ未眼気等茂不宜遠方歩行難出来、年来之御高恩難報残念千万奉存候得共、右之仕合ニ付何卒退役御願申上度、此段御憐察被成下、願之通首尾能御聞済被成下候様、宜御執成被下候様偏ニ奉希上候、以上

慶応元丑四月

市川忠三郎（印）

（京両替店元〆）中野勝助様
（京本店元〆）中村安兵衛様
（天元方加判名代）土方次兵衛様
（間之町店勘定名代）河村喜作様
（京本店加判名代格）木村忠兵衛様
（京本店元方掛名代）吉仲庄太郎様
（京両替店勘定名代）小林彦兵衛様
（天元方名代）中塚徳三郎様
（京本店名代）中井茂兵衛様
（京本店後見）森藤五郎様
（京本店後見格）里田忠七様
（天元方通勤支配）永緒多郎右衛門様

史料7 明治一五年「西京相続講中履歴一綴」

（三井文庫所蔵史料　別二五七〇）

上京区第廿四組室町竹屋町下ル鏡屋町

二代目忠三郎妻、雑業　市川なか（ママ）（印）

初代**忠三郎**文化七年午京本店出勤、慶応元丑年元〆役

弐代目養子忠三郎、天保七申年京本店出勤、明治十二年名代役、同四月支配格雇勤、当時なか名前ニテ、明治十一年より入講ス